令和5年度

固定資產概要調書



相模原市

目 次

I 土地に関する概要調書		Ⅱ 家屋に関する概要調書	
令和5年度 土地に関する概要調書報告書	••• 概調土-1	令和5年度 家屋に関する概要調書等報告書	••• 概調家-1
第 1 表 納税義務者数に関する調	••• 概調土-2	第21表 納税義務者数に関する調	••• 概調家一2
第 2 表 総括表	••• 概調土-3	第22表 総括表	••• 概調家-3
第3表 納税義務者区分による土地に関する調	••• 概調土-5	第23表 所有者区分による家屋に関する調	••• 概調家-4
第4表 宅地に関する調	··· 概調土-7	第24表 木造家屋に関する調	••• 概調家-5
第5表 宅地等の負担調整に関する調	••• 概調土-9	第25表 木造以外の家屋に関する調	
第6表 "	••• 概調土—11	(1)事務所、店舗、百貨店	••• 概調家-7
第 7 表 "	••• 概調土-13	第26表 " (2)住宅、アパート	••• 概調家-8
第8表 "	••• 概調土-15	第27表 " (3)病院、ホテル	••• 概調家-9
第 9 表 "	••• 概調土-16	第28表 "(4)工場、倉庫、市場	· · · 概調家-10
第10表 "	••• 概調土-18	第29表 " (5)その他	••• 概調家-11
第47表 農地の負担調整に関する調	••• 概調土-21	第30表 "(6)合計	⋯ 概調家-12
第48表 "	••• 概調土-23	第31表 新増分家屋に関する調 (1)木造家屋	⋯ 概調家-13
第49表 "	••• 概調土-25	第32表 "(2)木造以外の家屋	⋯ 概調家-14
第50表 "	••• 概調土-27	第33表 減少分家屋に関する調 (1)木造家屋	⋯ 概調家-16
第17表 課税標準の特例等に関する調	••• 概調土-29	第34表 "(2)木造以外の家屋	・・・ 概調家−17
第18表 介在農地、介在山林及び市街化区域農地に関する調	••• 概調土-34	第35表 課税標準額等に関する調(その1)	⋯ 概調家-18
第19表 負担調整措置等による軽減額に関する調	••• 概調土一37	第36表 " (その2)	⋯ 概調家-19
第20表 段階別納税義務者数及び課税標準額等に関する調	••• 概調土-38	第37表 軽減税額等に関する調	⋯ 概調家-20
第13表 特定市街化区域農地の負担調整に関する調	••• 概調土-40	第38表 建築年次区分による家屋に関する調	⋯ 概調家-22
第14表 "	••• 概調土-42	第39表 家屋の変動に関する調	⋯ 概調家-23
第15表 "	••• 概調土-46	第40表 法附則第15条の6第1項及び第2項による	••• 概調家-24
第16表 "	⋯ 概調土-50	軽減税額等の床面積区分に関する調	

第41表 法附則第15条の6及び第15条の7の減額適用を なかった住宅の個数に関する調	受け ••• 概調家-25	第80表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調(個人分) 第81表 "(法人分	··· 概調償-21)··· 概調償-22
第42表 法附則第15条の7第1項及び第2項による軽減税 の床面積区分に関する調	^{預等} 概調家-26	IV 市町村交付金に関する調報告書	
第43表 新築住宅に関する調	••• 概調家-27	令和5年度 市町村交付金の交付金額等に関する調報告書	⋯ 概調交一1
第44表 法附則第56条の規定による軽減税額等に関する	■ ・・・ 概調家-28	令和5年度 市町村交付金の交付金額等に関する調	⋯ 概調交一2
第45表 法附則第55条の規定による減額課税等に関する	周 ・・・ 概調家−30		
第46表 都市再生特別措置法第88条第3項に規定する勧告	を受 · · · 概調家-31	V 都市計画税に関する調報告書	
けた住宅に関する調		令和5年度 都市計画税に関する調報告書	••• 概調都一1
		第51表 都市計画区域及び課税区域に関する調	⋯ 概調都一2
Ⅲ 償却資産に関する概要調書		第52表 納税義務者数に関する調	••• 概調都一3
令和5年度 償却資産に関する概要調書等報告書	••• 概調償-1	第53表 地積及び床面積等に関する調	••• 概調都-4
第69表 納税義務者数に関する調	⋯ 概調償-2	第54表 決定価格及び課税標準額に関する調	••• 概調都一5
第70表 償却資産の価格等に関する調(市町村計)	∙∙∙ 概調償−3	第55表 三大都市圏の特定市に所在する市街化区域内の	••• 概調都一7
第71表 " (個人分)	••• 概調償-4	農地に関する調	1770 217
第72表 " (法人分)	••• 概調償-5	第56表 課税標準の特例等に関する調	••• 概調都一9
第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の	D 概調償-6	第57表 "	••• 概調都-11
特例規定の適用を受けるものに関する調(1)	1970 (1973 1950 -	第58表 "	⋯ 概調都一13
第74表 " (2)	••• 概調償-9	第59表 宅地等の負担調整に関する調	⋯ 概調都一19
第75表 " (3)	••• 概調償-11	第60表 "	⋯ 概調都一21
第76表 " (4)	⋯ 概調償-15	第61表 "	••• 概調都一24
第77表 "(5)	••• 概調償−17	第62表 農地の負担調整に関する調	••• 概調都一26
第78表 " (6)	••• 概調償−19		
第79表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調(市町	村計)⋯ 概調償−20		

I 土地に関する概要調書

令和5年度 土地に関する概要調書報告書

都道府県	名	神奈川県
市町村	名	相模原市

地方公共団体コード 1	4	1	5	0	06
表番号・行番号	70	0	0	0	011
市町村判別コード特定市特定市	j • 以外	・・ ·の市	町村	· 1	12
団体区分コー	ド	13			1 ¹⁶

(注) 「特定市」の区分については「ガイ ダンス表<<データ入力>>1-3」に留意する こと。

(注) 自動的に付与される。

地1	地方公共団体コード								
1		4	1	5	0	0	0	1	

令和5年度土地に関する概要調書報告書 第1表 納税義務者数に関する調

						(1)	(2)	(3)
個 人 : 法人の別	分	行 9	番	号	総数	(人) (イ)	法定免税点未満のもの(人)	法定免税点以上 のもの(人) 26 (ハ) 32
個	人	0	1	0		174, 198	8, 673	165, 525
法	人	0	2	0		6, 302	672	5, 630
計	·	0	3	0		180, 500	9, 345	171, 155

地1	方グ	大区]体:	コー	ド	表都 7	香号 8
1	4	1	5	0	0	0	2

第2表 総 括 表

都道府県。	名	神奈川県
市町村	名	相模原市

_							(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
	$\overline{}$		区 分					地	積		決	定 価	格	課		準 額
Life			_ ~	行	番	号	非課税地積	評価総地積	法定免税点未満 のもの(ロ)-(ニ)	法定免税点以上のもの	総額	法定免税点未満 のもの(ホ)-(ト)		総額	法定免税点未満 のもの(チ)-(ヌ)	法定免税点 以上のもの
地		目		9			12 (m²)(1)	27 (m²)(口)	42 (m²)(/\)	57 (m²)(二)	72 (千円)(ホ)	87 (千円)(へ)	102(千円)(ト)	117 (千円)(チ)	132 (千円)(リ)	147(千円)(刄)61
		<u> </u>	股 田	0	1	0	7, 693	1, 342, 759	151, 259	1, 191, 500	120, 751	13, 829	106, 922	120, 751	13, 829	106, 922
田	勧	告 ì	遊 休 田	0	2	0		0	0		0	0		0	0	
	市	T 在 街 化	田· 区域田	0	3	0		8, 870	0	8,870	278, 967	0	278, 967	97, 774	0	97, 774
			般 畑	0	4	0	322, 633	16, 869, 846	2, 534, 242	14, 335, 604	823, 837	128, 857	694, 980	823, 782	128, 855	694, 927
畑	勧	告 ù	遊 休 畑	0	5	0		0	0		0	0		0	0	
	市市		畑 · 区 域 畑	0	6	0	3, 770	1, 162, 171	24	1, 162, 147	70, 626, 251	818	70, 625, 433	23, 468, 386	279	23, 468, 107
ŀ	自		規 模 用 地	0	7	0		29, 874, 612	103, 123	29, 771, 489	2, 720, 497, 902	1, 720, 327	2, 718, 777, 575	449, 353, 235	286, 199	449, 067, 036
宅	_	般 住	宅 用 地	0	8	0		6, 234, 097	3, 591	6, 230, 506	347, 748, 542	56, 707	347, 691, 835	115, 254, 650	18, 892	115, 235, 758
地	自以		用 地 の 宅 地	0	9	0		12, 091, 741	866	12, 090, 875	847, 150, 533	6, 184	847, 144, 349	533, 984, 126	4, 114	533, 980, 012
		Ē	計	1	0	0	5, 022, 223	48, 200, 450	107, 580	48, 092, 870	3, 915, 396, 977	1, 783, 218	3, 913, 613, 759	1, 098, 592, 011	309, 205	1, 098, 282, 806
	ţ	蒀	田	1	1	0		\setminus	\setminus	/		\setminus			\setminus	\setminus
	鉱	泉	地	1	2	0		0	0		0	0		0	0	
	Ì	Ш	沼	1	3	0	6, 086, 854	0	0		0	0		0	0	
山	_	般	山林	1	4	0	11, 130, 216	57, 227, 528	5, 769, 457	51, 458, 071	987, 196	104, 178	883, 018	987, 194	104, 178	883, 016
林	ر آ	在	山 林	1	5	0	55, 258	145, 595	277	145, 318	3, 826, 464	2, 048	3, 824, 416	1, 900, 537	939	1, 899, 598
	4	女	場	1	6	0		0	0		0	0		0	0	
<u></u>	J	京	野	1	7	0	3, 961, 778	4, 129, 927	469, 677	3, 660, 250	64, 817	7, 834	56, 983	64, 816	7, 834	56, 982
	ゴ	ルフ	場 用 地	1	8	0	8, 147	7, 778, 557	237	7, 778, 320	28, 177, 296	329	28, 176, 967	19, 634, 618	226	19, 634, 392
雑	遊	園 地	等の用地	1	9	0	17, 420	951, 261	0	951, 261	1, 236, 639	0	1, 236, 639	845, 671	0	845, 671
Λ.Μ.	鉄	単(体 利 用	2	0	0	64, 778	914, 394	0	914, 394	31, 304, 725	0	31, 304, 725	18, 511, 591	0	18, 511, 591
	軌	複	規模住宅用地	2	1	0	//	0	0		0	0		0	0	
種	道用	合一	般住宅用地	2	2	0	//	0	0		0	0		0	0	
	地	用住	宅用地以外	2	3	0		28, 731	0	28, 731		0	7, 916, 753	5, 048, 626	0	5, 048, 626
地			計	2		0		28, 731	0	28, 731		0	1,010,100	5, 048, 626	0	5, 048, 626
	そ	-	の雑種地	2	5	0	3, 818, 215		295, 056	1 1	381, 579, 869		381, 524, 853	242, 666, 332	39, 266	242, 627, 066
	<u> </u>		 	2	6	0		18, 197, 942	295, 293	17, 902, 649	450, 215, 282	55, 345	450, 159, 937	286, 706, 838	39, 492	286, 667, 346
	そ	<u>の</u>	他	2	-	0	161, 312, 449									
	î	<u> </u>	計	2	8	0	191, 811, 434	147, 285, 088	9, 327, 809	137, 957, 279	4, 442, 340, 542	2, 096, 127	4, 440, 244, 415	1, 412, 762, 089	604, 611	1, 412, 157, 478

1 地	方グ	表都	季号				
1	4	1	5	0	0	0	2

第2表 総 括 表 (つづき)

都	道層	年 県	名	神奈川県
市	町	村	名	相模原市

_	<u> </u>				(11)	(12)	(13)	(14)		(15)
	✓ 区 分					筆	数	沙 克 桑 郑 太	単位当 7	とり 価格
地		行	番	号	非課税地筆数	評 価 総 筆 数	法定免税点未満 のもの(ヲ)-(カ)	佐 定 免 祝 点 以 上 の も の	平均価格	最 高 価 格
坦		9			12 (筆)(ル)		42 (筆)(ワ)	57 (筆)(力)		72 (円/㎡)(夕) 80
	一 般 田	0	1	1	55	2, 781	345	2, 436	90	103
田	勧告遊休田	0	2	1		0	0		0	
	介 在 田 · 市 街 化 区 域 田	0	3	1		24	0	24	31, 451	55, 166
	一般畑	0	4	1	862	32, 051	5, 177	26, 874	49	76
畑	勧告遊休畑	0	5	1		0	0		0	
	介 在 畑 · 市 街 化 区 域 畑	0	6	1	21	3, 401	4	3, 397	60, 771	197, 400
	小 規 模 住 宅 用 地	0	7	1		229, 601	2, 759	226, 842	91, 064	681, 323
宅	一般住宅用地	0	8	1		51, 552	353	51, 199	55, 782	283, 000
地	住 宅 用 地 以 外 の 宅 地	0	9	1		19, 673	41	19, 632	70, 060	718, 614
	計	1	0	1	4, 459	300, 826	3, 153	297, 673	81, 232	718, 614
	塩 田	1	1	1						
	鉱 泉 地	1	2	1		0	0		0	
	池 沼	1	3	1	5, 859	0	0		0	0
Щ	一般山林	1	4	1	4, 432	35, 950	6, 486	29, 464	17	51
林	介 在 山 林	1	5	1	66	349	6	343	26, 282	134, 200
	牧場	1	6	1		0	0		0	
	原 野	1	7	1	511	5, 640	1, 034	4, 606	16	46
	ゴルフ場用地	1	8	1	12	2, 919	5	2, 914	3, 622	17, 000
雑	遊園地等の用地	1	9	1	1	312	0	312	1, 300	1, 300
米田	単体利用	2	0	1	115	3, 041	0	3, 041	34, 235	139, 155
	鉄 小規模住宅用地	2	1	1		0	0		0	
種	道合一般住宅用地	2	2	1		0	0		0	
	用 利 住宅用地以外	2	3	1		58	0	58	275, 547	523, 248
地	計	2	4	1		58	0	58	275, 547	523, 248
	その他の雑種地	2	5	1	8, 878	30, 272	1, 868	28, 404	44, 760	419, 900
	計	2	6	1	9, 006	36, 602	1, 873	34, 729	24, 740	523, 248
	その他	2	7	1	194, 385					
	合 計	2	8	1	219, 656	417, 624	18, 078	399, 546	30, 162	

地	方公	ド	表都 7	季号			
1	4	1	5	0	0	0	3

第3表 納税義務者区分による土地に関する調 (法定免税点以上のもの)

_		-				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
	\	▼ 区 分				納税義	務者数	地	積	決 定	価 格
地			行	番	号	個 人	法 人	個 人	法 人	個 人	法 人
-115	1		9			12 (人)(イ)	22 (人)(口)	32 (m²)(/\)	44 (m²)(=)	56 (千円)(ホ)	68 (千円)(へ) 79
		一 般 田	0	1	0	887	2	1, 190, 341	1, 159	106, 816	106
田		出 告 遊 休 田	0	2	0						
		介 在 田 · 街 化 区 域 田	0	3	0	16	1	8, 194	676	247, 337	31, 630
		一 般 畑	0	4	0	6, 393	71	14, 140, 515	195, 089	684, 453	10, 527
畑		告遊休畑	0	5	0						
		介 在 畑 ・ :街 化 区 域 畑	0	6	0	1,976	28	1, 150, 402	11,745	69, 970, 898	654, 535
	ſ	小 規 模 住 宅 用 地	0	7	0	158, 133	2, 694	28, 273, 289	1, 498, 200	2, 560, 724, 600	158, 052, 975
宅	1	般住宅用地	0	8	0	28, 866	367	6, 145, 989	84, 517	343, 254, 560	4, 437, 275
地	f U	住 宅 用 地 人外 の 宅 地	0	9	0	6, 065	2, 630	3, 946, 496	8, 144, 379	322, 901, 673	524, 242, 676
		計	1	0	0	193, 064	5, 691	38, 365, 774	9, 727, 096	3, 226, 880, 833	686, 732, 926
		塩 田	1	1	0						
	鉱	泉 地	1	2	0						
	1	池 沼	1	3	0						
Щ	-	一般山林	1	4	0	3, 855	247	42, 704, 978	8, 753, 093	716, 029	166, 989
林	1	介 在 山 林	1	5	0	227	8	127, 565	17, 753	3, 636, 444	187, 972
		牧場	1	6	0						
	J	原 野	1	7	0	1, 583	82	2, 645, 643	1, 014, 607	40, 885	16, 098
	ゴ	ルフ場用地	1	8	0	125	21	1, 002, 255	6, 776, 065	2, 262, 577	25, 914, 390
	遊	園地等の用地	1	9	0	1	1	1, 007	950, 254	1, 309	1, 235, 330
雑		単 体 利 用	2	0	0	1	10	23	914, 371	151	31, 304, 574
	鉄軌	小規模住宅用 地	2	1	0						
種	道	複 一般住宅用地	2	2	0						
	用地	利 住宅用地以外	2	3	0		5		28, 731		7, 916, 753
地		計	2	4	0	0	5	0	28, 731	0	7, 916, 753
坦	そ	の他の雑種地	2	5	0	11, 577	1, 644	5, 772, 161	2, 457, 782	293, 994, 182	87, 530, 671
		計	2	6	0	11, 704	1, 681	6, 775, 446	11, 127, 203	296, 258, 219	153, 901, 718
		合 計	2	7	0	219, 705	7, 811	107, 108, 858	30, 848, 421	3, 598, 541, 914	841, 702, 501
	5	うち宅地比準土地	2	8	0	11, 543	1, 656	6, 578, 396	10, 690, 228	306, 557, 482	154, 426, 363
	5	うち宅地比準土地	2	8	0	11, 543	1,656	6, 578, 396	10, 690, 228	306, 557, 482	154, 426, 363

地 1	方公	共区]体:	_	ド	表 7	昏号 8
1	4	1	5	0	0	0	3

第3表 納税義務者区分による土地に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

_						(7)	(8)	(9)	(10)			(11)	(12)
		▼ 区 分				課税標	準 額	筆	数	単位			価格
١.,			行	番	号	個 人	法 人	個 人	法 人	平均	価 格 、法 人	最高 個人	価格 法人
地			9			12 (千円)(ト)	24 (千円)(チ)	36 (筆)(リ)	46 (筆)(ヌ)	M		56 (円/m²)(ワ)	67 (円/㎡)(カ)77
	-	一般 田	0	1	1	106, 816	106	2, 433	3	90	91	103	100
田	勧	告 遊 休 田	0	2	1					0	0		
	介市	ト 在 田 ・ 街 化 区 域 田	0	3	1	75, 633	22, 141	23	1	30, 185	46, 790	55, 166	46, 790
		一 般 畑	0	4	1	684, 400	10, 527	26, 517	357	48	54	76	70
畑		告 遊 休 畑	0	5	1					0	0		
		街化区域畑	0	6	1	23, 138, 526	329, 581	3, 348	49	60, 823	55, 729	197, 400	195, 400
		小 規 模 E 宅 用 地	0	7	1	423, 195, 619	25, 871, 417	221, 106	5, 736	90, 570	105, 495	681, 323	644, 260
宅		般住宅用地	0	8	1	113, 764, 812	1, 470, 946	50, 471	728	55, 850	52, 502	283, 000	283, 000
地	住以	E 宅 用 地 外 の 宅 地	0	9	1	208, 824, 334	325, 155, 678	11, 734	7, 898	81, 820	64, 369	712, 545	718, 614
		= +	1	0	1	745, 784, 765	352, 498, 041	283, 311	14, 362	84, 108	70, 600	712, 545	718, 614
	垃	塩 田	1	1	1			/					
	鉱	泉 地	1	2	1					0	0		
	ř	也沼	1	3	1					0	0		
Щ	_	一般山林	1	4	1	716, 028	166, 988	26, 279	3, 185	17	19	51	51
林	介	在 山 林	1	5	1	1, 825, 407	74, 191	326	17	28, 507	10, 588	134, 200	72, 940
	牛	文 場	1	6	1					0	0		
	原	原 野	1	7	1	40, 884	16, 098	4, 175	431	15	16	46	46
	ゴ	ルフ場用地	1	8	1	1, 568, 735	18, 065, 657	741	2, 173	2, 257	3, 824	17, 000	17,000
11.66-	遊	園地等の用地	1	9	1	895	844, 776	3	309	1, 300	1, 300	1, 300	1, 300
雑		単 体 利 用	2	0	1	90	18, 511, 501	1	3, 040	6, 565	34, 236	6, 508	139, 155
	鉄軌	小規模住宅用 地	2	1	1					0	0		
種	道用	複 一般住宅用地	2	2	1					0	0		
	地	利 住宅用地以外	2	3	1		5, 048, 626		58	0	275, 547		523, 248
地		計	2	4	1	0	5, 048, 626	0	58	0	275, 547	0	523, 248
	そ	の他の雑種地	2	5	1	187, 627, 292	54, 999, 774	21, 653	6, 751	50, 933	35, 614	419, 900	406, 640
		計	2	6	1	189, 197, 012	97, 470, 334	22, 398	12, 331	43, 725	13, 831	419, 900	523, 248
	É	計	2	7	1	961, 569, 471	450, 588, 007	368, 810	30, 736	33, 597	27, 285		
	う	ち宅地比準土地	2	8	1	195, 322, 115	97, 707, 882	20, 946	11, 151	46, 601	14, 446		

- 地フ 1	方公	:共区]体:	1 —	ド	表都 7	香号 8
1	4	1	5	0	0	0	4

第4表 宅地に関する調 (法定免税点以上のもの)

_		→	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	
	<u> </u>		納税義	務 者 数	地	積	決 定	価 格	
地	分区	行番号	個人	法人	個人	法 人	個 人	法 人	最高価格地の所在
	別	9	12 (人)	22 (人)	32 (m²)(√)	44 (m²)(口)	56 (千円)(ハ)	68 (千円)(二) 79	
商	繁華街	0 1 0							
業	高度商業地区I	0 2 0							
地	高度商業地区Ⅱ	0 3 0							
	普通商業地区	0 4 0	1, 270	530	590, 173	833, 912	115, 300, 520	135, 300, 726	
区	計	0 5 0	1, 270	530	590, 173	833, 912	115, 300, 520	135, 300, 726	南区相模大野3丁目
住	併用住宅地区	0 6 0	5, 886	838	2, 247, 723	717, 520	252, 133, 607	80, 788, 490	緑区橋本2丁目
宅		0 7 0							
地	普通住宅地区	0 8 0	142, 273	2,820	29, 933, 480	2, 246, 301	2, 724, 589, 697	215, 305, 131	緑区橋本2丁目
区	計	0 9 0	148, 159	3, 658	32, 181, 203	2, 963, 821	2, 976, 723, 304	296, 093, 621	緑区橋本2丁目
工	大工場地区	1 0 0	17	84	11, 350	3, 508, 241	510, 102	147, 742, 529	緑区大山町
業	中小工場地区	1 1 0	1, 095	470	557, 889	1, 541, 832	35, 119, 328	83, 269, 118	中央区清新6丁目
地	家内工業地区	1 2 0							
区	計	1 3 0	1, 112	554	569, 239	5, 050, 073	35, 629, 430	231, 011, 647	中央区清新6丁目
村	集団地区	1 4 0							
落地	村 落 地 区	1 5 0	12, 107		4, 949, 435	867, 564	99, 155, 212	24, 315, 629	
区	計	1 6 0	12, 107	545	4, 949, 435	867, 564	99, 155, 212	24, 315, 629	
看	見光 地区	1 7 0							
	巻用施設の用に供 け る 宅 地	1 8 0	81	8	70, 275	11,726	67, 112	11, 303	南区新戸
生產	€緑地地区内の宅地	1 9 0	12		5, 449		5, 255		中央区上溝
	合 計	2 0 0	162, 741		38, 365, 774		3, 226, 880, 833		

- (注) 1. 「農業用施設の用に供する宅地」欄には、固定資産評価基準第1章第3節四に基づき農地+造成費として評価されるもの (ただし書に基づくものは商業地区、住宅地区、工業地区、村落地区、観光地区の各欄に計上すること)を計上すること。
 - 2. 「生産緑地地区内の宅地」欄には、固定資産評価基準第1章第3節五に基づき農地等+造成費として評価されるもの (ただし書に基づくものは商業地区、住宅地区、工業地区、村落地区、観光地区の各欄に計上すること)を計上すること。

地	方グ	大大]体:	コー	ド	表都 7	§号 8
1	4	1	5	0	0	0	4

第4表 宅地に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

			(7)	(8)	(9)	(10)			(11)	(12)
区			課税	票準額	筆	数	単位			西格
	分 行番	号	個人	法人	個人	法人	平均	価 格	最 高	価 格
区	11 笛	ク		法 人	値 人	伍 八	個 人	法人	個 人	法 人
別	9		12 (千円)	24 (千円)	36 (筆)	46 (筆)	(八) (円/m²)	(円/m²)	56 (円/m²)	67 (円/m²) 77
商繁華徘	f 0 1	1					0	0		
畫 高度商業地区		1					0	0		
高度商業地区		1					0	0		
一 置 通 問 業 地	区 0 4	1	46, 220, 688	76, 750, 477	2, 024	1, 156	195, 367	162, 248	712, 545	718, 614
区計	0	1	46, 220, 688	76, 750, 477	2,024	1, 156	195, 367	162, 248	712, 545	718, 614
住併用住宅地		1	85, 669, 793	42, 850, 996	9, 522	1, 957	112, 173	112, 594	298, 660	282, 980
宅 高級住宅地		1					0	0		
地 普通住宅地	区 0 8	1	567, 653, 402	78, 010, 970	195, 985	6, 614	91, 021	95, 849	240, 960	242, 000
区計	0 9	1	653, 323, 195	120, 861, 966	205, 507	8, 571	92, 499	99, 903	298, 660	282, 980
工大工場地		1	300, 328	88, 634, 219		596	44, 943	42, 113	56, 132	64, 882
業中小工場地		1	17, 130, 148	50, 378, 083	1, 529	1, 278	62, 950	54, 007	100, 890	88, 963
地家内工業地	区 1 2	1					0	0		
区計	1 3	1	17, 430, 476	139, 012, 302	1, 559	1,874	62, 591	45, 744	100, 890	88, 963
++-	区 1 4	1					0	0		
146	区 1 5	1	28, 765, 083	15, 866, 205	21, 793	1, 588	20, 034	28, 027	76, 530	
区計	1 6	1	28, 765, 083	15, 866, 205	21, 793	1, 588	20, 034	28, 027	76, 530	66, 780
観光地区	<u> </u>	1					0	0		
農業用施設の用に する宅 地		1	42, 026	7, 091	133	15	955	964	1,003	970
生産緑地地区内の含	主地 1 9	1	3, 297		22		964	0	969	
合 計	2 0	1	745, 784, 765	352, 498, 041	231,038	13, 204	84, 108		712, 545	718, 614

- (注) 1. 「農業用施設の用に供する宅地」欄には、固定資産評価基準第1章第3節四に基づき農地+造成費として評価されるもの (ただし書に基づくものは商業地区、住宅地区、工業地区、村落地区、観光地区の各欄に計上すること)を計上すること。
 - 2. 「生産緑地地区内の宅地」欄には、固定資産評価基準第1章第3節五に基づき農地等+造成費として評価されるもの (ただし書に基づくものは商業地区、住宅地区、工業地区、村落地区、観光地区の各欄に計上すること)を計上すること。

地	方公	:共区]体:	コー	ド	表都 7	≸号 8
1	4	1	5	0	0	0	5

第5表 宅地等の負担調整に関する調 (法定免税点以上のもの)

		_		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行番号	納税義務者数	地 積	決定価格	課 税 標 準 額	筆 数
		<u>r</u>	11 11 7	12 (人)	24 (m²)	39 (千円)	54 (千円) 6	9 (筆) 80
		負担水準1.0以上	0 1 0	129, 053	22, 662, 837	1, 822, 284, 709	303, 714, 053	180, 092
	小	負担水準0.95以上1.0未満	0 2 0	18, 792	3, 334, 362	387, 836, 589	64, 639, 423	25, 333
		負担水準0.9以上0.95未満	0 3 0	5, 085	1, 015, 388	149, 859, 241	24, 385, 663	6, 988
	規	負担水準0.85以上0.9未満	0 4 0	4, 377	898, 110	138, 807, 923	21, 378, 854	5, 891
		負担水準0.8以上0.85未満	0 5 0	2, 092	326, 067	55, 211, 555	8, 199, 475	2,657
	模	負担水準0.75以上0.8未満	0 6 0	60	9, 655	1, 639, 414	226, 805	71
	ρ.	負担水準0.7以上0.75未満	0 7 0	43	24, 705	4, 936, 189	633, 605	54
	住	負担水準0.65以上0.7未満	0 8 0	14	1, 924	135, 523	16, 403	18
	宅	負担水準0.6以上0.65未満	0 9 0					
	七	負担水準0.55以上0.6未満	1 0 0	1	104	6, 274	653	1
	用	負担水準0.5以上0.55未満	1 1 0	1	137	7, 183	685	1
	/13	負担水準0.45以上0.5未満	1 2 0					
	拙	負担水準0.4以上0.45未満	1 3 0					
		負担水準0.35以上0.4未満	1 4 0					
宅	$\overline{}$	負担水準0.3以上0.35未満	1 5 0					
		負担水準0.25以上0.3未満	1 6 0					
	個	負担水準0.2以上0.25未満	1 7 0					
		負担水準0.15以上0.2未満	1 8 0					
	人	負担水準0.1以上0.15未満	1 9 0					
		負担水準0.05以上0.1未満	2 0 0					
		負担水準0.05未満	2 1 0					
	-	計	2 2 0	159, 518	28, 273, 289	2, 560, 724, 600	423, 195, 619	221, 106
	.1.	負担水準1.0以上	2 3 0	2,049	1,076,806	94, 586, 360	15, 764, 394	4, 287
	小	負担水準0.95以上1.0未満	2 4 0	430	185, 408	22, 982, 769	3, 830, 460	718
	規	負担水準0.9以上0.95未満 負担水準0.85以上0.9未満	2 5 0 2 6 0	175 152	88, 953 115, 013	13, 797, 088 19, 139, 804	2, 251, 847 2, 929, 403	319 279
	乃足	負担水準0.8以上0.85未満	2 7 0	68	29, 246	6, 957, 212	1, 018, 380	119
	模	負担水準0.75以上0.85米満	2 8 0	4	29, 240 468	83, 842	11, 471	119
		負担水準0.7以上0.75未満	2 9 0	6	2, 142	501, 951	64, 982	0
地	住	負担水準0.65以上0.7未満	3 0 0	1	2, 142	3, 949	480	1
215		負担水準0.6以上0.65未満	3 1 0	1	104	0, 949	400	1
	宅	負担水準0.55以上0.6未満	3 2 0					
		負担水準0.5以上0.55未満	3 3 0					
	用	負担水準0.45以上0.5未満	3 4 0					
	Dr.	負担水準0.4以上0.45未満	3 5 0					
	地	負担水準0.35以上0.4未満	3 6 0					
		負担水準0.3以上0.35未満	3 7 0					
		負担水準0.25以上0.3未満	3 8 0					
	法	負担水準0.2以上0.25未満	3 9 0					
	14	負担水準0.15以上0.2未満	4 0 0					
	人	負担水準0.1以上0.15未満	4 1 0					
	´`	負担水準0.05以上0.1未満	4 2 0					
	$\overline{}$	負担水準0.05未満	4 3 0					
		計	4 4 0	2,885	1, 498, 200	158, 052, 975	25, 871, 417	5, 736

地	方公	:共区	団体	コー	- ド	表都 7	香号 8
1	4	1	5	0	0	0	5

第5表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

		—		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区分	行番号	納税義務者数	地 積	決 定 価 格	課税標準額	筆 数
			a 11 ⊞ .2	12 (人)	24 (m²)			69 (筆) 80
		負担水準1.0以上	4 5 0	25, 242	5, 605, 762	274, 808, 557	91, 602, 843	44, 464
	_	負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0	2, 270	328, 896	35, 393, 629	11, 797, 875	3, 731
		負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0	604	85, 769	12, 842, 905	4, 191, 336	933
	般	負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0	655	99, 049	15, 733, 689		987
		負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0	228	23, 775	4, 132, 738	, ,	297
	住	負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0	10	902	124, 193	34, 005	16
	.—	負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0	7	815	169, 425		9
	宅	負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0	4	1,021	49, 402	11, 989	4
	_	負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0					
	用	負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0	1	0	1	0	1
) II	負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0					
	地	負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0	2	0	1	0	2
	10	負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0	4	0	2	0	4
		負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0	8	0	9	1	10
宅		負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0	11	0	8	1	12
	/1001	負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0	1	0	1	0	1
	個	負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0					
		負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0					
	人	負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0					
	$\overline{}$	負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0					
		負担水準0.05未満	6 5 0					
		計	6 6 0	29, 047	6, 145, 989	343, 254, 560	, ,	50, 471
		負担水準1.0以上	6 7 0	318	77, 573	3, 541, 182	1, 180, 394	619
	_	負担水準0.95以上1.0未満	6 8 0	26	4, 269	446, 891	148, 964	54
		負担水準0.9以上0.95未満	6 9 0	14	1, 264	206, 554	67, 571	21
	般	負担水準0.85以上0.9未満	7 0 0	11	992	165, 569	51, 252	15
		負担水準0.8以上0.85未満	7 1 0	9	382	70, 725	21, 073	16
	住	負担水準0.75以上0.8未満	7 2 0					
Life		負担水準0.7以上0.75未満	7 3 0	1	37	6, 352	1, 692	1
地	宅	負担水準0.65以上0.7未満	7 4 0					
		負担水準0.6以上0.65未満	7 5 0			-		-
	用	負担水準0.55以上0.6未満	7 6 0	1	0	1	0	1
		負担水準0.5以上0.55未満	7 7 0					
	地	負担水準0.45以上0.5未満	7 8 0					
		負担水準0.4以上0.45未満	7 9 0					
	$\overline{}$	負担水準0.35以上0.4未満	8 0 0	1	^	1		1
		負担水準0.3以上0.35未満	8 1 0	1	0	1	0	1
	法	負担水準0.25以上0.3未満	8 2 0					
		負担水準0.2以上0.25未満	8 3 0					
	人	負担水準0.15以上0.2未満 負担水準0.1以上0.15未満	8 4 0 8 5 0					
	/	200 100 100						
	$\overline{}$	負担水準0.05以上0.1未満 負担水準0.05未満	8 6 0					
			8 7 0	201	04 517	4 497 975	1 470 040	700
		計	8 8 0	381	84, 517	4, 437, 275	1, 470, 946	728

地方 1	公共国	団体:	コー	ド	表番号 7 8
1 4	1	5	0	0	0 6

第6表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

						(1)		(2)	(3)	(4)	(5))
		区 分	行	番	号	納税義務者数	坩	也 積	決定価格	課税標準額	筆	数
			9			12 (人)	24	(m^2)				(筆)80
	住	負担水準0.7超	0		0	1, 376		834, 985	24, 644, 939	17, 251, 456		2, 815
	宅	負担水準0.65以上0.7以下	0		0	2, 745		1, 638, 883	138, 545, 134	94, 575, 140		5, 027
		負担水準0.6以上0.65未満	0	3	0	1, 453		957, 553	87, 333, 037	54, 418, 533		2, 434
	用	負担水準0.55以上0.6未満	0		0	533		350, 880	44, 058, 834	26, 435, 300		897
	地	負担水準0.5以上0.55未満	0	5	0	280		158, 652	27, 044, 634	15, 475, 175		522
	以	負担水準0.45以上0.5未満	0		0	27		5, 410	1, 270, 965	666, 889		38
	外	負担水準0.4以上0.45未満	0	7	0							
	\mathcal{O}	負担水準0.35以上0.4未満	0		0	1		133	4, 130	1, 841		1
		負担水準0.3以上0.35未満	0	9	0							
	宅	負担水準0.25以上0.3未満	1	0	0							
宅	地	負担水準0.2以上0.25未満	1	1	0							
	$\overline{}$	負担水準0.15以上0.2未満	1	2	0							
	個	負担水準0.1以上0.15未満	1									
	人	負担水準0.05以上0.1未満	1									
		負担水準0.05未満	1	5	0							
		計	1		0	6, 415		3, 946, 496	322, 901, 673	208, 824, 334		11, 734
	住	負担水準0.7超	1	7	0	435		696, 272	20, 232, 837	14, 162, 985		1, 368
	宅	負担水準0.65以上0.7以下	1	8	0	1, 090		1, 416, 538	111, 052, 707	75, 715, 585		2, 740
	_	負担水準0.6以上0.65未満	1	9	0	780		1, 719, 028	121, 319, 364	75, 177, 608		1, 774
	用	負担水準0.55以上0.6未満	2	0	0	504		3, 326, 557	173, 853, 902	104, 309, 345		1, 386
	地	負担水準0.5以上0.55未満	2	1	0	175		906, 688	85, 523, 104	49, 209, 672		573
Шh	以	負担水準0.45以上0.5未満	2	2	0	23		79, 296	12, 260, 762	6, 580, 483		57
地	外	負担水準0.4以上0.45未満	2	3	0							
	0	負担水準0.35以上0.4未満	2	4	0							
		負担水準0.3以上0.35未満	2	5	0							
	宅	負担水準0.25以上0.3未満	2	6	0							
	地	負担水準0.2以上0.25未満	2	7	0							
	$\overline{}$	負担水準0.15以上0.2未満	2	8	0							
	法	負担水準0.1以上0.15未満	2	9	0							
		負担水準0.05以上0.1未満	3	0	0							
	人	負担水準0.05未満	3	1	0							
		計	3			3, 007		8, 144, 379	524, 242, 676	325, 155, 678		7, 898
	160行及	び320行のうち、勧告がされた特定空家等の敷地の用に供されている旧住宅用地	3	3	0	4		347	48, 441	29, 825		4

地 1	方グ	大人]]体:	コー	ド	表者 7	香号 8
1	4	1	5	0	0	0	6

第6表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

 都 道 府 県 名
 神奈川県

 市 町 村 名
 相模原市

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行番号	納税義務者数	地積	決定価格	課 税 標 準 額	筆 数
		Д ————————————————————————————————————	9	12 (人)	24 (m²)	39 (千円)	54 (千円)	69 (筆)80
	住	負担水準0.70	3 4 0	308	128, 098	8, 682, 182	6, 077, 527	376
宅	宅	負担水準0.69以上0.70未満	3 5 0	1, 265	721, 853	54, 125, 420	37, 771, 309	2, 212
地	用	負担水準0.68以上0.69未満	3 6 0	372	187, 282	16, 531, 464	11, 314, 523	628
76	地	負担水準0.67以上0.68未満	3 7 0	370	176, 848	17, 669, 488	11, 930, 473	594
$\overline{}$	以	負担水準0.66以上0.67未満	3 8 0	405	266, 973	25, 466, 569	16, 951, 715	681
	外	負担水準0.65以上0.66未満	3 9 0	334	157, 829	16, 070, 011	10, 529, 593	536
負	の	負担水準0.64以上0.65未満	4 0 0	297	144, 594	13, 770, 090	8, 893, 388	444
担	宅	負担水準0.63以上0.64未満	4 1 0	277	197, 683	19, 008, 498	12, 079, 207	462
1=-	地	負担水準0.62以上0.63未満	4 2 0	379	251, 937	17, 060, 907	10, 664, 190	614
水	$\overline{}$	負担水準0.61以上0.62未満	4 3 0	243	134, 996	13, 881, 536	8, 545, 017	400
Net.	個	負担水準0.60超0.61未満	4 4 0	157	102, 424	11, 259, 681	6, 825, 336	254
準	人	負担水準0.60	4 5 0	189	125, 919	12, 352, 325	7, 411, 395	260
0		計	4 6 0	4, 596	2, 596, 436	225, 878, 171	148, 993, 673	7, 461
	住	負担水準0.70	4 7 0	114	71, 067	4, 874, 740	3, 406, 858	165
•	宅	負担水準0.69以上0.70未満	4 8 0	497	599, 137	40, 994, 819		1, 185
_	用	負担水準0.68以上0.69未満	4 9 0	153	151, 921	16, 458, 491	11, 275, 166	341
6	地	負担水準0.67以上0.68未満	5 0 0	192	167, 137	16, 614, 386	11, 214, 317	404
(以	負担水準0.66以上0.67未満	5 1 0	180	206, 147	17, 420, 246		366
,	外	負担水準0.65以上0.66未満	5 2 0	159	221, 129	14, 690, 025	9, 617, 082	279
0	D	負担水準0.64以上0.65未満	5 3 0	169	303, 219	20, 235, 472	13, 064, 971	350
	宅	負担水準0.63以上0.64未満	5 4 0	124	120, 654	13, 604, 770	, ,	255
•	地	負担水準0.62以上0.63未満	5 5 0	166	355, 103	26, 840, 730	, ,	400
7	$\widehat{}$	負担水準0.61以上0.62未満	5 6 0	131	162, 356	11, 996, 500		271
'	法	負担水準0.60超0.61未満	5 7 0	100	397, 567	25, 454, 591	15, 418, 658	237
$\overline{}$	人	負担水準0.60	5 8 0	175	380, 129	23, 187, 301	13, 912, 381	261
	04=.1.	計	5 9 0	2, 160	3, 135, 566	232, 372, 071	150, 893, 193	4, 514

第6表340行から第6表390行は第6表020行の、第6表400行から450行は第6表030行の、第6表470行から第6表520行は第6表180行の、第6表530行から第6表580行は第6表190行の内数として 記載すること(納税義務者数は一致しないことがある)。

地	方グ	共区]体:	コー	ド	表番 7	新号 8
1	4	1	5	0	0	0	7

第7表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
	区 分	行番号料	内税義務者数 (人)	地 積 24 (m²)	決 定 価 格 39 (千円)	課 税 標 準 額 54 (千円)	筆 数 69 (筆)8
農住	負担水準0.7超	0 1 0		, , , , ,		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	, , ,
業	台 切 水 淮 0	0 2 0					
	- 負担水準0.6以上0.65未満	0 3 0	78	68, 958	65, 859	41, 274	128
施	[†] 負担水準0.55以上0.6未満	0 4 0	3	1, 317	1, 253	752	Ę
設地	也 負担水準0.5以上0.55未満	0 5 0					
0 U		0 6 0					
用外	負担水準0.4以上0.45未満	0 7 0					
12 0	自担水準0.35以上0.4未満	0 8 0					
#	▲ 負担水準0.3以上0.35未満	0 9 0					
す 宅	^毛 負担水準0.25以上0.3未満	1 0 0					
るし地	也 負担水準0.2以上0.25未満	1 1 0					
名 へ		1 2 0					
地地	_周 負担水準0.1以上0.15未満	1 3 0					
,	負担水準0.05以上0.1未満	1 4 0					
	1 年 和 水 淮() ()5 天 海	1 5 0					
農 🤍 地 🚐	計	1 6 0	81	70, 275	67, 112	42, 026	133
+ 住	主 負担水準0.7超	1 7 0					
造	★ 負担水準0.65以上0.7以下	1 8 0					
<u> </u>		1 9 0	8	11,726	11, 303	7, 091	15
成用用費用料	负担水平0.000人工0.0水间	2 0 0					
	也 負担水準0.5以上0.55未満	2 1 0					
E D	負担水準0.45以上0.5未満	2 2 0					
	負担水準0.4以上0.45未満	2 3 0					
, (負担水準0.35以上0.4未満	2 4 0					
PT .	▲ 負担水準0.3以上0.35未満	2 5 0					
価宅	^毛 負担水準0.25以上0.3未満	2 6 0					
せ	也 負担水準0.2以上0.25未満	2 7 0					
h _		2 8 0					
る法	_生 負担水準0.1以上0.15未満	2 9 0					
t	負担水準0.05以上0.1未満	3 0 0					
	負担水準0.05未満	3 1 0					
	計	3 2 0	8	11,726	11, 303	7,091	15

この表における個人・法人別の各区分の合計数字は、第6表における該当行列内の数字を超えないことに留意すること(納税義務者数は除く)。 (例) 第6表010行2列 ≧ 第7表010行2列 + 第7表330行2列

地	方グ	共区]体:	コー	ド	表番 7	新号 8
1	4	1	5	0	0	0	7

第7表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

		—				(1)		(2)	(3)	(4)	((5)
		区 分	行	番	号	納税義務者数		地 積	決定価格	課 税 標 準 額	筆	数
			9			12 (人)	24	(m^2)	39 (千円)	54 (千円)	69	(筆) 80
生	住	負担水準0.7超		3								
産	宅	負担水準0.65以上0.7以下	_	4								
緑	用	負担水準0.6以上0.65未満		5		12		5, 449	5, 255	3, 297		22
地		負担水準0.55以上0.6未満		6								
地	地	負担水準0.5以上0.55未満	_	7								
区	以	負担水準0.45以上0.5未満		8								
· ·	外	負担水準0.4以上0.45未満		9								
内	σ	負担水準0.35以上0.4未満	4	0	0							
0)		負担水準0.3以上0.35未満	4	1	0							
宅	宅	負担水準0.25以上0.3未満	4	2	0							
地	地	負担水準0.2以上0.25未満	4	3	0							
$\overline{}$	$\overline{}$	負担水準0.15以上0.2未満	4	4	0							
農	個	負担水準0.1以上0.15未満	4	5	0							
地		負担水準0.05以上0.1未満	4	6	0							
等	人	負担水準0.05未満	4	7	0							
+		計		8		12		5, 449	5, 255	3, 297		22
造	住	負担水準0.7超	4	9	0							
	宅	負担水準0.65以上0.7以下	5	0	0							
成		負担水準0.6以上0.65未満		1								
費	用	負担水準0.55以上0.6未満	5	2	0							
と	地	負担水準0.5以上0.55未満	5	3	0							
L	以	負担水準0.45以上0.5未満	5	4	0							
て	外	負担水準0.4以上0.45未満	5	5	0							
評	Ø	負担水準0.35以上0.4未満	5	6	0							
価		負担水準0.3以上0.35未満	5	7	0							
3	宅	負担水準0.25以上0.3未満	5	8	0							
れ	地	負担水準0.2以上0.25未満	5	9	0							
	$\overline{}$	負担水準0.15以上0.2未満	6	0	0							
る	法	負担水準0.1以上0.15未満	6	1	0							
ŧ		負担水準0.05以上0.1未満	6	2	0							
\mathcal{O}	人	負担水準0.05未満	_	3								
)	_	計	_	4		0		0	0	0		0
						ů		0	-	U		

この表における個人・法人別の各区分の合計数字は、第6表における該当行列内の数字を超えないことに留意すること(納税義務者数は除く)。 (例) 第6表010行2列 ≧ 第7表010行2列 + 第7表330行2列

地1	方公	〉共 🛚]体:	コー	ド	表都	§号 8
1	4	1	5	0	0	0	8

第8表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

_					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
	区 分	/=	番号	□.	納税義務者数	地積	決定価格	課税標準額	筆 数
	<u>Б</u>	9 9	笛 /	ク	12 (人)	24 (m²)		54 (千円)	69 (筆) 80
	本則による課税がなされたもの(負担水準1.0以上)	0	1	0	156, 662	29, 422, 978	2, 195, 220, 808	412, 261, 684	229, 462
宅	引き下げ(負担水準0.7超) による課税がなされたもの	0	2	0	1,811	1, 531, 257	44, 877, 776	31, 414, 441	4, 183
地	住宅用地以外の宅地において負担水準0.6以上0.7以下	0	3	0	6, 068	5, 732, 002	458, 250, 242	299, 886, 866	11, 975
TE	上記以外で負担水準0.2未満を除いたもの	0	4	0	36, 712	11, 406, 633	1, 215, 264, 933	354, 719, 815	52, 053
計	負担水準0.2未満	0		0	0	0	0	0	0
	計	0	6	0	201, 253		3, 913, 613, 759	1, 098, 282, 806	297, 673
	負担水準1.0以上	0	7	0	4, 102	51, 456, 037	882, 971	882, 971	29, 443
	負担水準0.95以上1.0未満	0		0	3	153	2	2	4
	負担水準0.9以上0.95未満	0	9	0	3	1, 434	36	35	5
	負担水準0.85以上0.9未満	1	0	0	2	52	1	1	2
	負担水準0.8以上0.85未満	1		0	3	389	8	7	3
	負担水準0.75以上0.8未満	1		0	2	3	0	0	2
	負担水準0.7以上0.75未満	1		0					
	負担水準0.65以上0.7未満	1		0	1	1	0	0	1
般	負担水準0.6以上0.65未満	1	5	_	1	1	0	0	1
	負担水準0.55以上0.6未満	1		0	1	1	0	0	1
	負担水準0.5以上0.55未満			0					
	負担水準0.45以上0.5未満	1		0					
	負担水準0.4以上0.45未満	1		0	1	0	0	0	1
Щ	負担水準0.35以上0.4未満		0						
	負担水準0.3以上0.35未満	2		0					
	負担水準0.25以上0.3未満	2		0					
	負担水準0.2以上0.25未満	2		0	1	0	0	0	1
林	負担水準0.15以上0.2未満	2		0					
	負担水準0.1以上0.15未満	2		0					
	負担水準0.05以上0.1未満	2							
	負担水準0.05未満	2		0					
	計	2	8	0	4, 120	51, 458, 071	883, 018	883, 016	29, 464

地 1	方公	共区]体:	ュー	ド	表者 7	\$号 8
1	4	1	5	0	0	0	9

第9表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

						(1)		(2)		(3)			(4)		(5)	,
		区 分	行	一番	: 号	納税義務者数		積			価格			標準額		筆	数
		A-to-1.984 - ODI	9			12 (人)	24	(m²)	39		(千日	円) 5	i4	(千円	69		(筆)80
		負担水準1.0以上			0							-					
	小	負担水準0.95以上1.0未満			0										-		
	抽	負担水準0.9以上0.95未満	_	3	•										-		
複		負担水準0.85以上0.9未満			0										-		
	榵	負担水準0.8以上0.85未満 負担水準0.75以上0.8未満		5											-		
	17	負担水準0.7以上0.75未満		7	0				-			-			-		
	住	負担水準0.65以上0.7未満		8					-								
合		負担水準0.6以上0.65未満		9	-							-					
, III.	宅	負担水準0.55以上0.6未満		0	-												
		負担水準0.5以上0.55未満			0							-					
	用	負担水準0.45以上0.5未満		2	-												
		負担水準0.4以上0.45未満	_	-	0												
利	地	負担水準0.35以上0.4未満			0												
		負担水準0.3以上0.35未満			0												
	$\overline{}$	負担水準0.25以上0.3未満		6											-		
	個	負担水準0. 2以上0. 25未満		7	-												
用	旭	負担水準0. 15以上0. 2未満		8	-										-		
/13	人	負担水準0. 1以上0. 15未満		9											-		
		負担水準0.05以上0.1未満		0	•							+			-		
	$\overline{}$	負担水準0.05未満		1	•										-		
		計	2		•	0		0				0			0		0
鉄		負担水準1.0以上		3		· ·											
		負担水準0.95以上1.0未満	_	4	_												
	-	負担水準0.9以上0.95未満		5													
	規	負担水準0.85以上0.9未満		6													
軌		負担水準0.8以上0.85未満	2	7	0												
	模	負担水準0.75以上0.8未満	2	8	0												
		負担水準0.7以上0.75未満	2	9	0												
	住	負担水準0.65以上0.7未満	3	0	0												
道	-4-	負担水準0.6以上0.65未満	3	1	0												
坦	宅	負担水準0.55以上0.6未満	3	2	0												
	用	負担水準0.5以上0.55未満	3	3	0												
	Ж	負担水準0.45以上0.5未満	3	4	0												
	地	負担水準0.4以上0.45未満	3	5	0												
用	70	負担水準0.35以上0.4未満	3	6	0												
		負担水準0.3以上0.35未満	3	7	0												
		負担水準0.25以上0.3未満		8	•							floor					
	法	負担水準0.2以上0.25未満	3	9	0												
地		負担水準0.15以上0.2未満	4	0	0												
70	人	負担水準0.1以上0.15未満	4	1	0												
		負担水準0.05以上0.1未満	4	2	0												
	$\overline{}$	負担水準0.05未満	4	3	0												
		11	4	4	0	0		0				0			0		0

地 1	方公	:共区]体:	_	ド	表者 7	\$号 8
1	4	1	5	0	0	0	9

第9表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

-						(1)		(2)			(3)			(4)		(5)	
		区分	行	番	号	納税義務者数	地	積	Ö	ナ 定	価	格	課税	標 準 額	当	笙 梦	数
-	-	# [m N/6 , and]	9	_		12 (人)	24	(m^2)	39		(=	f-円)	54	(千円) 69		(笙)80
		負担水準1.0以上		5													
	_	負担水準0.95以上1.0未満		6													
	ŀ	負担水準0.9以上0.95未満	4														
複		負担水準0.85以上0.9未満	4		_												
		負担水準0.8以上0.85未満	4		_												
		負担水準0.75以上0.8未満	_	0													
		負担水準0.7以上0.75未満	5														
_		負担水準0.65以上0.7未満 負担水準0.6以上0.65未満	5 5														
合		負担水準0.55以上0.65未満		3													
		負担水準0.50以上0.55未満	5 5														
		負担水準0. 45以上0. 55末満	5 5	5 6													
		負担水準0. 45以上0. 5未凋 負担水準0. 4以上0. 45未満	_						<u> </u>								
利		負担水準0.35以上0.45米滴 負担水準0.35以上0.4未満	5 5	7													
		負担水準0.35以上0.35未満	5	_	_				<u> </u>								
		負担水準0.25以上0.35木綱 負担水準0.25以上0.3未満	5 6	_	_												
	個	負担水準0.2以上0.25未満	6						<u> </u>								
用		負担水準0.15以上0.25米凋 負担水準0.15以上0.2未満	6														
Э		負担水準0.1以上0.15未満	6	3	_												
		負担水準0.05以上0.1未満	6	3 4													
	\smile	負担水準0.05未満		5													
	ŀ	只追小牛∪.00水個 計	6	6	0	0		0				0)		0
鉄		負担水準1.0以上	6	_		0		0				U			,		U
		負担水準0.95以上1.0未満	6	_													
		負担水準0.9以上0.95未満	6	_	_												
		負担水準0.85以上0.9未満	7														
重九.		負担水準0. 8以上0. 85未満	7		0												
1/4	ŀ	負担水準0.75以上0.8未満	7														
		負担水準0.7以上0.75未満	7														
		負担水準0.65以上0.7未満	7						<u> </u>								
124	宅	負担水準0.6以上0.65未満	7														
道		負担水準0.55以上0.6未満	7	_													
		負担水準0.5以上0.55未満	7		_												
		負担水準0.45以上0.5未満	7	8	0												
	地	負担水準0.4以上0.45未満	7	9	0												
用		負担水準0.35以上0.4未満	8	0	0												
	$\overline{}$	負担水準0.3以上0.35未満	8	1	0												
	İ	負担水準0.25以上0.3未満	8	2	0				l								
		負担水準0. 2以上0. 25未満	8						t				1		1		
Lile	ľ	負担水準0.15以上0.2未満	8	4					t				1		1		
地	人	負担水準0.1以上0.15未満	8	5					t				1		1		
		負担水準0.05以上0.1未満	8		_				t						1		
	$\overline{}$	負担水準0.05未満	8						t						1		
		計	8	_		0		0	H			0)		0

地1	方グ	共区	引体	コー	- ド	表者 7	§号 8
1	4	1	5	0	0	1	0

第10表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都	道系	守 県	名	神奈川県
市	町	村	名	相模原市

						(1)		(2)		(3)	(4)		(5)
		区 分	行	番	문	納税義務者数	地	積	決	定価格	課税標準額	筆	数
		μ – χ	9	·HI	′,	12 (人)	24	(m²)	39	(千円)	54 (千円)	69	(筆)80
	,÷,	負担水準0.7超	0	1	0	2, 644		1, 415, 333		20, 016, 561	14, 011, 591		4, 795
	宅	負担水準0.65以上0.7以下	0	2	0	5, 001		3, 252, 312	1	14, 138, 102	77, 462, 632		8, 866
	地	負担水準0.6以上0.65未満	0	3	0	3, 001		1, 190, 092		96, 298, 457	59, 956, 861		4, 499
	1.1.	負担水準0.55以上0.6未満	0	4	0	915		337, 690		36, 570, 948	21, 942, 568		1, 489
	比	負担水準0.5以上0.55未満	0	5	0	544		207, 963		31, 716, 437	18, 122, 038		826
	準	負担水準0.45以上0.5未満	0	6	0	124		50, 648		5, 420, 492	2, 912, 807		175
		負担水準0.4以上0.45未満	0	7	0	14		7, 558		132, 505	63, 530		14
そ	土.	負担水準0.35以上0.4未満	0	8	0	52		35, 046		435, 136	184, 061		71
	地	負担水準0.3以上0.35未満	0	9		128		70, 171		1, 361, 876	,		179
		負担水準0.25以上0.3未満	1	0	0	20		11, 053		457, 987	151, 854		29
	$\overline{}$	負担水準0.2以上0.25未満	1	1	0	2		75		1,824	544		2
	個	負担水準0.15以上0.2未満	1	2		1		456		7, 158	1, 790		1
		負担水準0.1以上0.15未満	1	3	0								
	人	負担水準0.05以上0.1未満	1	4	0								
)	負担水準0.05未満	1	5	0								
D		計	1	6	0	12, 446	(5, 578, 397		06, 557, 483	195, 322, 115		20, 946
*/	宅	負担水準0.7超	1	7	0	403		671, 492		6, 863, 693	4, 804, 584		2, 024
	7	負担水準0.65以上0.7以下	1	8	0	804	8	8, 631, 964		63, 564, 190	43, 674, 813		5, 462
	地	負担水準0.6以上0.65未満	1	9	_	439		721, 050		37, 470, 588	23, 094, 375		1,875
	比	負担水準0.55以上0.6未満	2	0	_	186		328, 132		16, 007, 213	9, 604, 328		973
	ᄮ	負担水準0.5以上0.55未満	2	1	0	95		171, 422		16, 779, 237	9, 600, 734		531
	準	負担水準0.45以上0.5未満	2	2		24		87, 242		11, 140, 627	5, 846, 991		166
	土	負担水準0.4以上0.45未満	2	3		1		2, 236		485, 134	236, 293		5
他		負担水準0.35以上0.4未満	2			8		38, 537		1, 335, 997	579, 547		57
TE	地	負担水準0.3以上0.35未満	2			7		29, 561		562, 223	210, 105		43
		負担水準0.25以上0.3未満	2			1		471		3, 909	1, 318		1
		負担水準0.2以上0.25未満	2			3		3, 773		105, 687	27, 828		4
	法	負担水準0.15以上0.2未満	2			2		4, 347		107, 867	26, 967		10
	ı	負担水準0.1以上0.15未満	2										
	八	負担水準0.05以上0.1未満	3										
)	負担水準0.05未満	3							=	05.505		
		計	3	2	0	1, 973	10	0, 690, 227	1	54, 426, 365	97, 707, 883		11, 151

地方:	表者 7	昏号 8				
1 4	1	5	0	0	1	0

第10表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都	道系	守 県	名	神奈川県
市	町	村	名	相模原市

_						(1)	(2	2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行	番	무	納税義務者数	地	積	決定価格	課税標準額	筆	数
		<u>K</u>	9	Ħ	Þ	12 (人)	24	(m^2)	39 (千円)		69	(筆) 80
	宅	負担水準1.0以上	3	3	0	2, 723	4,	504, 455	142, 929	142, 929		8,070
		負担水準0.95以上1.0未満	3	4	0	13		46, 231	48, 872	48, 872		63
	地	負担水準0.9以上0.95未満	3	5	0	15		2, 274	38	36		18
		負担水準0.85以上0.9未満	3	6	0	5		127	3	2		5
.,	比	負担水準0.8以上0.85未満	3	7	0	5		3	0	0		5
そ		負担水準0.75以上0.8未満	3	8	0	3		45	1	1		3
	進	負担水準0.7以上0.75未満	3	9	0	2		2	0	0		2
	· ·	負担水準0.65以上0.7未満	4	0	0	2		2	0	0		2
	+:	負担水準0.6以上0.65未満	4		0	1		1	0	0		1
		負担水準0.55以上0.6未満	4									
\mathcal{O}	地	負担水準0.5以上0.55未満	4	3	0							
0)	70	負担水準0.45以上0.5未満		4								
	以	負担水準0.4以上0.45未満		5		1		1	0	0		1
		負担水準0.35以上0.4未満		6								
	外	負担水準0.3以上0.35未満		7								
	クト	負担水準0.25以上0.3未満		8								
他		負担水準0.2以上0.25未満		9								
	(1)	負担水準0.15以上0.2未満		0								
	١.	負担水準0.1以上0.15未満		1								
	土	負担水準0.05以上0.1未満	5									
		負担水準0.05未満	5									
	地	計	5			2, 770		553, 141	191, 843			8, 170
		による課税がなされたもの(負担水準1.0以上)	5			163, 487		383, 470				266, 975
総		下げ(負担水準0.7超) による課税がなされたもの	5			4, 858	,	618, 082				11,002
		用地以外の宅地及び宅地比準土地において負担水準0.6以上0.7以下	5			15, 313		527, 420				32, 677
計	上記以外で負担水準0.2未満を除いたもの 5 8 (38, 901	12,	838, 931				56, 739
PI	ft 負担水準0.2未満 5 9 (222, 562		4, 803	,	,		11
1	計 6 0 C						121,	372, 706	4, 375, 672, 468	1, 392, 387, 660		367, 404

地	表者	§号					
1	7	8					
1	4	1	5	0	0	1	0

第10表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

 都 道 府 県 名
 神奈川県

 市 町 村 名
 相模原市

					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行 番	문	納税義務者数	地積	決定価格	課税標準額	筆 数
			9	.,	12 (人)	24 (m²)	39 (千円)	54 (千円)	69 (筆)80
	宅	負担水準0.70	6 1	0	556	286, 157	8, 045, 343	5, 631, 740	707
そ	_	負担水準0.69以上0.70未満	6 2	0	1, 965	1, 293, 086	30, 994, 644	21, 609, 304	3, 065
の	地	負担水準0.68以上0.69未満	6 3	0	842	714, 500	17, 528, 135	12, 005, 145	1,714
	比	負担水準0.67以上0.68未満	6 4	0	706	242, 066	16, 294, 254	10, 994, 974	967
他	準	負担水準0.66以上0.67未満	6 5	0	868	335, 216	19, 752, 161	13, 126, 890	1, 185
	+:	負担水準0.65以上0.66未満	6 6	0	871	381, 287	21, 523, 565	14, 094, 579	1, 228
		負担水準0.64以上0.65未満	6 7	0	675	248, 096	16, 829, 023	10, 860, 971	928
負	地	負担水準0.63以上0.64未満	6 8	0	605	251, 120	17, 775, 013	11, 286, 606	858
担	$\overline{}$	負担水準0.62以上0.63未満	6 9	0	684	290, 144	18, 650, 146	11, 658, 225	931
担	個	負担水準0.61以上0.62未満	7 0	0	533	162, 258	16, 780, 434	10, 324, 297	713
水	人	負担水準0.60超0.61未満	7 1	0	349	113, 659	12, 373, 535	7, 492, 578	463
2/440		負担水準0.60	7 2	0	457	124, 815	13, 890, 306	8, 334, 184	606
準		計	7 3	0	9, 111	4, 442, 404	210, 436, 559	137, 419, 493	13, 365
0	宅	負担水準0.70	7 4	0	121	1, 612, 598	19, 307, 912	13, 515, 538	565
	내	負担水準0.69以上0.70未満	7 5	0	370	5, 374, 278		15, 475, 870	2, 718
•	地	負担水準0.68以上0.69未満	7 6	0	124	1, 281, 565	3, 893, 382	2, 666, 930	1,042
6	比	負担水準0.67以上0.68未満	7 7	0	117	88, 307	5, 266, 650	3, 553, 328	347
0	準	負担水準0.66以上0.67未満	7 8	0	148	151, 386	7, 962, 762	5, 289, 475	386
5	土	負担水準0.65以上0.66未満	7 9	0	144	123, 830	4, 847, 276	3, 173, 672	404
0		負担水準0.64以上0.65未満	8 0	0	128	131, 728	4, 976, 668	3, 215, 211	307
0	地	負担水準0.63以上0.64未満	8 1	0	108	73, 052	3, 595, 030	2, 277, 507	198
	$\overline{}$	負担水準0.62以上0.63未満	8 2	0	99	137, 427	6, 841, 434	4, 281, 235	492
	法	負担水準0.61以上0.62未満	8 3	0	77	47, 432	3, 434, 546	2, 115, 087	252
7	人	負担水準0.60超0.61未満	8 4	0	57	134, 109	5, 927, 216	3, 587, 918	377
\smile		負担水準0.60	8 5	0	76	197, 302	12, 695, 694	7, 617, 417	249
		計	8 6	0	1, 569	9, 353, 014	101, 034, 778	66, 769, 188	7, 337

第10表610行から第10表660行は第10表020行の、第10表670行から720行は第10表030行の、第10表740行から第10表790行は第10表180行の、第10表800行から第10表850行は第10表190行の内数として記載すること(納税義務者数は一致しないことがある)。

<u></u> 担	方グ	、共区	引体	コー	ード	妻 7	そ 番	· 号
1	4	1	5	C	0	4	1	7

第47表 農地の負担調整に関する調 (法定免税点以上のもの)

都	道系	牙 県	名	神奈川県
市	町	村	名	相模原市

		—			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	ı)
		区	分	行番号	納税義務者数	地積	決定価格	課税標準額	筆	数
),j	9	12 (人)	24 (m²)	39 (千円)	54 (千円)	69	(筆)80
		本則	負担水準1.0以上	0 1 0						
		負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	0 2 0						
		只远阴 <u>走</u> 平1.020	負担水準0.9以上0.95未満	0 3 0						
		負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	0 4 0						
		X12MIE 11.00	負担水準0.8以上0.85未満	0 5 0						
		負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	0 6 0						
		スパニWパエー 11 0 1 0	負担水準0.7以上0.75未満	0 7 0						
ÁΠ.			負担水準0.65以上0.7未満	0 8 0						
般			負担水準0.6以上0.65未満	0 9 0						
			負担水準0.55以上0.6未満	1 0 0						
	田		負担水準0.5以上0.55未満 負担水準0.45以上0.5未満	1 1 0						
			負担水準0.4以上0.45未満 負担水準0.4以上0.45未満	1 2 0						
市		負担調整率1.10	負担水準0.35以上0.4未満	1 4 0						
			負担水準0.3以上0.35未満	1 5 0						
			負担水準0.25以上0.3未満	1 6 0						
			負担水準0.2以上0.25未満	1 7 0						
街			負担水準0.15以上0.2未満	1 8 0						
12-1			負担水準0.1以上0.15未満	1 9 0						
			負担水準0.05以上0.1未満	2 0 0						
			負担水準0.05未満	2 1 0						
112			計	2 2 0		0	0	0		0
化		本則	負担水準1.0以上	2 3 0						
		負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	2 4 0						
		貝型兩金平1,025	負担水準0.9以上0.95未満	2 5 0						
		負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	2 6 0						
区		只是阴正十1.00	負担水準0.8以上0.85未満	2 7 0						
		負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	2 8 0						
		X12MIE 11.010	負担水準0.7以上0.75未満	2 9 0						
			負担水準0.65以上0.7未満	3 0 0						
域			負担水準0.6以上0.65未満	3 1 0						
			負担水準0.55以上0.6未満	3 2 0						
	畑		負担水準0.5以上0.55未満	3 3 0						
			負担水準0.45以上0.5未満 負担水準0.4以上0.45未満	3 4 0						
農		負担調整率1.10	負担水準0.35以上0.4未満	3 6 0						
辰			負担水準0.3以上0.35未満	3 7 0						
			負担水準0.25以上0.35米凋 負担水準0.25以上0.3未満	3 8 0						
			負担水準0.2以上0.25未満	3 9 0						
			負担水準0.15以上0.2未満	4 0 0						
地	l		負担水準0.1以上0.15未満	4 1 0		 	1			
			負担水準0.05以上0.1未満	4 2 0						
			負担水準0.05未満	4 3 0						
			計	4 4 0		0	0	0		0

地1	方グ	ド	表番号				
1	4	1	5	0	0	4	7

第47表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都 道 府	県 名	神奈川県
市町	村 名	相模原市

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
	区	分	行番号	納税義務者数	地積	決定価格	課税標準額	筆 数
			9 1	2 (人)	24 (m²)	39 (千円)	54 (千円)	69 (筆)80
	本則	負担水準1.0以上	4 5 0	0	0	0	0	0
_	負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0	0	0	0	0	0
	久三阴正 1. 0 8 0	負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0	0	0	0	0	0
般	負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0	0	0	0	0	0
州又	兵區關金平1.00	負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0	0	0	0		0
	負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0	0	0	0	0	0
市	真垣嗣昰平1.073	負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0	0	0	0	0	0
街		負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0	0	0	0	0	0
化	計	負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0	0	0	0	0	0
16	戸1	負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0	0	0	0	0	0
	負担調整率1.10	負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0	0	0	0	0	0
区	貝担調登率1.10	負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0	0	0	0	0	0
域		負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0	0	0	0	0	0
~,		負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0	0	0	0	0	0
農		負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0	0	0	0	0	0
反		負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0	0	0	0	0	0
地		負担水準0.05未満	6 5 0	0	0	0	0	0
		<u></u>	6 6 0	0	0	0	0	0

地1	方グ	共区	団体	コー	ド	表都 7	≨号 8
1	4	1	5	0	0	4	8

第48表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

		-					(1)		(2)	(3)	(4)		(5)
		区	分	行	· 番	号	納税義務者数(人)	24	地 積 (m²) s	決 定 価 格 39 (千円)	課税標準額 54 (千円)	筆	数 (筆) ₈₀
		本則	負担水準1.0以上	0	1	0		24	(111)	39 (111)	b4 (11J)	69	(単) 80
		負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	0	2	0							
		負担調整率Ⅰ.025	負担水準0.9以上0.95未満	0	3	0							
		負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	0	4	0							
		貝担調金半1.05	負担水準0.8以上0.85未満	0	5	0							
		負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	0	6	0							
		貝担嗣登争1.073	負担水準0.7以上0.75未満	0	7	0							
			負担水準0.65以上0.7未満	0	8	0							
介			負担水準0.6以上0.65未満	0	9	0							
			負担水準0.55以上0.6未満	1	0	0							•
	田		負担水準0.5以上0.55未満	1	1	0							
	щ		負担水準0.45以上0.5未満	1	_	0							
		負担調整率1.10	負担水準0.4以上0.45未満	1	_	0							
		只远阴正十1.10	負担水準0.35以上0.4未満	1		0							
			負担水準0.3以上0.35未満	1		0							
			負担水準0.25以上0.3未満	1	_	0							
١,			負担水準0.2以上0.25未満	1		0							
在		1	負担水準0.15以上0.2未満	1		0							
			負担水準0.1以上0.15未満	_	_	0							
			負担水準0.05以上0.1未満	2	_	0							
			負担水準0.05未満			0	^		0				
		-L-H(I	7. HT 1. West 0.01	2	_	0	0		0	0	0		0
		本則	負担水準1.0以上	_		0							
		負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	_		0							
			負担水準0.9以上0.95未満 負担水準0.85以上0.9未満	2		0							
農		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.85未満	2	_	0							
辰			負担水準0.75以上0.85未満	_		0							
		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.75未満	2	_	_			-				
			負担水準0.65以上0.7未満	_		0							
			負担水準0.6以上0.65未満	3		0							
			負担水準0.55以上0.6未満		_	0							
			負担水準0.5以上0.55未満	3	_	0							
	畑		負担水準0. 45以上0. 5未満	3		0							
			負担水準0.4以上0.45未満	_		0							
地		負担調整率1.10	負担水準0.35以上0.4未満	3	_	0							
			負担水準0.3以上0.35未満	3	_	0							
			負担水準0.25以上0.3未満	3	8	0							
			負担水準0.2以上0.25未満	3	_	0							
			負担水準0.15以上0.2未満		_	0							
			負担水準0.1以上0.15未満	_	_	0							
			負担水準0.05以上0.1未満	_	_	0							
			負担水準0.05未満			0							
			計	4	4	0	0		0	0	0		0

地1	表番号 7 8						
1	4	1	5	0	0	4	8

第48表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都 道 府	県 名	神奈川県
市町	村 名	相模原市

		-			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	
		区	分	行番号	納税義務者数(人)	地 積 (m²)	決 定 価 格 39 (千円)	課 税 標 準 額 54 (千円)	筆 数	筆) 80
		本則	負担水準1.0以上	4 5 0	0	0	0	0	09 ()	0
			負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0	0	0	0	0		0
		負担調整率1.025	負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0	0	0	0	0		0
^		A 和調軟或1 0 □	負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0	0	0	0	0		0
介		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0	0	0	0	0		0
		4.1□∃田市 (元:1 0.0 □	負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0	0	0	0	0		C
		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0	0	0	0	0		C
			負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0	0	0	0	0		C
在			負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0	0	0	0	0		(
1			負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0	0	0	0	0		(
	計		負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0	0	0	0	0		(
	計		負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0	0	0	0	0		(
		負担調整率1.10	負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0	0	0	0	0		(
農		貝担調登平1.10	負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0	0	0	0	0		(
			負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0	0	0	0	0		(
			負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0	0	0	0	0		(
			負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0	0	0	0	0		(
地			負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0	0	0	0	0		(
20			負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0	0	0	0	0		(
			負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0	0	0	0	0		0
			負担水準0.05未満	6 5 0	0	0	0	0		0
			計	6 6 0	0	0	0	0		(

地	方グ	表都	§号				
1		7	8				
1	4	1	5	0	0	4	9

第49表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

		——						(1)		(2)		(3)	(4)		(5)
		区	分	行	: 習	番 号	<u>1.</u>	納税義務者数	ţ	也 積	決	定 価 格	課 税 標 準 額	筆	数
		本則	負担水準1.0以上	9	1 -	1	Λ	12 (人) 889	24	(m²) 1, 191, 500	39	(千円) 106, 922	54 (千円) 106, 922	69	(筆) ₈ 2,436
			負担水準0.95以上1.0未満			2		009		1, 191, 500		100, 922	100, 922		2, 430
		負担調整率1.025	負担水準0.9以上0.95未満			3									
		to the desirability to	負担水準0.85以上0.9未満			4									
		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.85未満			5									
		A 10	負担水準0.75以上0.8未満			6									
		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.75未満	0			0								
			負担水準0.65以上0.7未満	0	{	8 .	0								
_			負担水準0.6以上0.65未満	0		9 (
			負担水準0.55以上0.6未満	1	(0	0								
	ш		負担水準0.5以上0.55未満	1		1	0								
	田		負担水準0.45以上0.5未満	1	4	2 1	0								
		負担調整率1.10	負担水準0.4以上0.45未満	1	- (3	0								
		貝担調登半1.10	負担水準0.35以上0.4未満	1	4	4	0								
			負担水準0.3以上0.35未満	1		5 1	0								
			負担水準0.25以上0.3未満	1	(6 (0								
			負担水準0.2以上0.25未満	1	1		0								
般			負担水準0.15以上0.2未満	1	•		0								
			負担水準0.1以上0.15未満	1		9 1									
			負担水準0.05以上0.1未満		(
			負担水準0.05未満		_	1 (
		1 100	1	2	_		0	889		1, 191, 500		106, 922	106, 922		2, 436
		本則	負担水準1.0以上			3		6, 460		14, 308, 054		693, 975			26, 800
		負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	2	_		0	24		18, 321		702			39
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	負担水準0.9以上0.95未満			5		10		4, 313		148			13
農		負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	2		6		5		1, 934		65			
辰			負担水準0.8以上0.85未満		•	7		1		0		0	0		
		負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満 負担水準0.7以上0.75未満		•	9		1		0		0	0		
			負担水準0.7以上0.75未満 負担水準0.65以上0.7未満			0		1		160		5			
			負担水準0.6以上0.65未満		-	1		1		100			4		
			負担水準0.55以上0.6未満		_	2	_	2		2, 197		66	42		
			負担水準0.5以上0.55未満			_	0	2		2, 131		00	12		
	畑		負担水準0.45以上0.5未満			4									
		to the appropriate to	負担水準0.4以上0.45未満	3	_		0	1		0		0	0		
地		負担調整率1.10	負担水準0.35以上0.4未満		•	6 1		1		76		3			
			負担水準0.3以上0.35未満	3	-		0	1		0		0			
			負担水準0.25以上0.3未満		•	8 (0	1		439		11	3		
			負担水準0.2以上0.25未満	3	(9 1	0	2		110		5	1		- 2
			負担水準0.15以上0.2未満	4	(0	0								
			負担水準0.1以上0.15未満	4		1	0								-
			負担水準0.05以上0.1未満	4	4	2	0								-
			負担水準0.05未満		_	3									
			<u></u>	4	4	4 (0	6, 510		14, 335, 604		694, 980	694, 927		26, 874

地	地方公共団体コード										
1	4	1	5	0	0	4	9				

第49表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都道府県	具 名	神奈川県
市町村	名	相模原市

		-			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区	分	行番号	納税義務者数	地 積	決定価格	課 税 標 準 額	筆 数
				9	(人)		\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		69 (筆)80
		本則	負担水準1.0以上	4 5 0	7, 349			800, 897	29, 236
		負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0	24	18, 321	702	701	39
		只远阴正十1.020	負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0	10			142	13
		負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0	5	1, 934	65	58	5
		只远阴正十1.00	負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0	1	0	0	0	1
		負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0	0	0	0	0	0
		貝坦明電平1.010	負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0	1	0	0	0	1
			負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0	1	160	5	4	1
般			負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0	0	0	0	0	0
120			負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0	2	2, 197	66	42	8
	計		負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0	0	0	0	0	0
	PΙ		負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0	0	0	0	0	0
		負担調整率1.10	負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0	1	0	0	0	1
農		貝担酬金竿1.10	負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0	1	76	3	1	1
			負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0	1	0	0	0	1
			負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0	1	439	11	3	1
			負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0	2	110	5	1	2
地			負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0	0	0	0	0	0
ΣE			負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.05未満	6 5 0	0	0	0	0	0
			======================================	6 6 0	7, 399	15, 527, 104	801, 902	801, 849	29, 310

- 地	方グ	表都	§号				
1		7	8				
1	4	1	5	0	0	5	0

第50表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都	道系	牙 県	名	神奈川県
市	町	村	名	相模原市

		<u> </u>					(1)		(2)		(3)	(4)	(5	i)
		区	分	行	番	早	納税義務者数	地	積	決	定 価 格	課 税 標 準 額	筆	数
),	9	THE .	7	12 (人)	24	(m^2)	39	(千円)	54 (千円) 69		(筆) 8
		本則	負担水準1.0以上	0	1	0	889		1, 191, 500		106, 922	106, 922		2, 430
		負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	0	2	0	0		0		C	0		(
		貝担調登半1.025	負担水準0.9以上0.95未満	0	3	0	0		0		C	0		(
		負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	0	4	0	0		0		C	0		(
		貝担調金年1.00	負担水準0.8以上0.85未満	0	5	0	0		0		C	0		(
		負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	0		0	0		0		C	0		(
		貝坦明金平1.013	負担水準0.7以上0.75未満	0	7	0	0		0		C	0		(
			負担水準0.65以上0.7未満	0	8	0	0		0		C			(
			負担水準0.6以上0.65未満	0	9	0	0		0		C			(
			負担水準0.55以上0.6未満	1	0	0	0		0		C	0		(
	田		負担水準0.5以上0.55未満	1	1		0		0		C	·		(
	щ		負担水準0.45以上0.5未満	1		-	0		0		C			(
		負担調整率1.10	負担水準0.4以上0.45未満	1	3	-	0		0		C	v		(
		只远阴正十1.10	負担水準0.35以上0.4未満	1	4	0	0		0		C	v		(
合			負担水準0.3以上0.35未満	1	5	-	0		0		C	·		(
			負担水準0.25以上0.3未満	1	6	0	0		0		C	V		(
			負担水準0.2以上0.25未満	1	7	0	0		0		C	V		(
			負担水準0.15以上0.2未満	1	8	0	0		0		C	0		(
			負担水準0.1以上0.15未満		•	0	0		0		C	· ·		(
			負担水準0.05以上0.1未満	2	-	-	0		0		C	· ·		(
			負担水準0.05未満	2		0	0		0		C	0		(
L		1.00	計	2	-		889		1, 191, 500		106, 922	106, 922		2, 430
		本則	負担水準1.0以上	2	3	-	6, 460		14, 308, 054		693, 975	693, 975		26, 800
		負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	2		0	24		18, 321		702	701		39
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	負担水準0.9以上0.95未満	2	•		10		4, 313		148	142		13
		負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満			0	5		1, 934		65			
			負担水準0.8以上0.85未満	2			1		0		C			
		負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満		•	0	0		0		<u>C</u>	v		(
計			負担水準0.7以上0.75未満	2	•	0	1		160		<u>C</u>			
īΤ			負担水準0.65以上0.7未満				1		160		5			
			負担水準0.6以上0.65未満 負担水準0.55以上0.6未満	3			0		2, 197		66	V		(
			負担水準0.55以上0.55未満		3	0	0		2, 197		00			-
	畑		負担水準0.3以上0.35米個 負担水準0.45以上0.5未満			-	0		0			·		
			負担水準0.45以上0.5未満 負担水準0.4以上0.45未満		•	0	1		0		0	v		-
		負担調整率1.10	負担水準0.35以上0.4未満		6	•	1		76		3			
			負担水準0.3以上0.35未満		7	•	1		0					
			負担水準0.3以上0.33米個 負担水準0.25以上0.3未満	3			1		439		11			
1			負担水準0.2以上0.3未満			0	2		110		- 11			
			負担水準0.15以上0.25米個 負担水準0.15以上0.2未満	4			0		110		<u> </u>			-
			負担水準0.1以上0.15未満	4	-	0	0		0			•		
			負担水準0.05以上0.1未満	4		-	0		0			v		
1			負担水準0.05大流		3		0		0		0	0		
- 1			負担水準0.03木個 計	4	•	-	6, 510		14, 335, 604		694, 980	694, 927		26, 87

地 1	方公	共区]体:	コー	ド	表都 7	香号 8
1	4	1	5	0	0	5	0

第50表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都道府県	県 名	神奈川県
市町村	名	相模原市

					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区	分	行番号	納税義務者数	地 積 (m²)	決定価格	課税標準額	筆 数
-	T	本則	負担水準1.0以上	4 5 0	(人) 7, 349		39 (千円) 800, 897	54 (千円) 800,897	69 (筆) 80 29, 236
			負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0	24	18, 321	702	701	39
		負担調整率1.025	負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0	10			142	
		2 lu ===================================	負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0	5	1, 934	65	58	
		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0	1	0	0	0	1
		在和那款 录1 075	負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0	0	0	0	0	0
_		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0	1	0	0	0	1
合			負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0	1	160	5	4	1
			負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0	2	2, 197	66	42	8
	計		負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0	0	0	0	0	0
	티디		負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0	0	0	0	0	0
		負担調整率1.10	負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0	1	0	0	0	1
		貝坦刚罡平1.10	負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0	1	76	3	1	1
計			負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0	1	0	0	0	1
μ,			負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0	1	439	11	3	1
			負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0	2	110	5	1	2
			負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0	0	0	0	0	0
			負担水準0.05未満	6 5 0	0	0	0	0	0
			計	6 6 0	7, 399	15, 527, 104	801, 902	801, 849	29, 310

地1	地方公共団体コード 1												
1	4	1	5	0	0	1	7						

第17表 課税標準の特例等に関する調 (法定免税点以上のもの)

			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
	地目	行番号	Ħ	畑	宅 地	山 林	その他	計		区 (わがまち特例) / (B)
区分		9	12 (千円)	/ 1 1	34 (千円)				78 (A)	80 (B) 81
法 第 349 条 の 3 第 9 項	評価額の1/2の額	0 1 0						0		
(日本放送協会)	減額後の課税標準額	0 2 0						0		
法 第 349 条 の 3 第 11 項	評価額の1/2の額	0 3 0						0		
(登録有形文化財等の敷地)	減額後の課税標準額	0 4 0						0		
法 第 349 条 の 3 第 18 項	評価額の1/4の額	0 5 0						0		
(特定地方交通線等)	減額後の課税標準額	0 6 0						0		
	評価額の1/3の額	0 7 0						0		
法 第 349 条 の 3 第 21 項	減額後の課税標準額	0 8 0						0		
(農業・食品産業技術総合研究機構)	評価額の1/6の額	0 9 0						0		
	減額後の課税標準額	1 0 0						0		
法 第 349 条 の 3 第 22 項	評価額の1/2の額	1 1 0						0		
(新関西国際空港㈱)	減額後の課税標準額	1 2 0						0		
法 第 349 条 の 3 第 25 項	評価額の1/2の額	1 3 0						0		
(中部国際空港㈱)	減額後の課税標準額	1 4 0						0		
法 第 349 条 の 3 第 30 項	評価額の1/2の額	1 5 0						0		
(認定生活困窮者就労訓練事業)	減額後の課税標準額	1 6 0						0		
法 第 349 条 の 3 第 33 項	評価額の1/3の額	1 7 0						0		
(世界遺産)	減額後の課税標準額	1 8 0						0		
	評価額の1/6の額	1 9 0			15, 200			15, 200		
法 第 349 条 の 3 の 3	減額後の課税標準額	2 0 0			15, 091			15, 091		
(被災住宅用地等)	評価額の1/3の額	2 1 0			2, 400			2, 400		
	減額後の課税標準額	2 2 0			2, 400			2, 400		

地 1	地方公共団体コード ま									
1	4	1	5	0	0	1	7			

第17表 課税標準の特例等に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都 道 府 県 名 神奈川県 市 町 村 名 相模原市

					(1)		(2)		(3)		(4	.)		(5)		(6)	(7)	(8)
区分	地目	行 9	番号		田 (千円)	23	畑 (千円)	宅 34	地 (千円)	45	Щ	林 (千円)	そ 56	の 他 (千円)	67	計 (千円) 7	(A)	率 (わがまち特例) / (B) 80 (B) 81
法附則第15条第9項	評価額の1/2の額	2	3	0												(0	
(並行在来線)	減額後の課税標準額	2	4	0												(0	
	評価額の1/2の額	2	5	0												(0	
法 附 則 第 15 条 第 16 項 (外貿埠頭公社の民営化に	減額後の課税標準額	2	6	0												(0	
係る承継特例)	評価額の3/5の額	2	7	0												(0	
	減額後の課税標準額	2	8	0												(0	
法 附 則 第 15 条 第 19 項	評価額の1/2の額	2	9	0												(0	
(公益法人の所有する能楽堂の敷地)	減額後の課税標準額	3	0	0												(0	
法 附 則 第 15 条 第 31 項 (農地中間管理機構に賃貸権を設定し	評価額の1/2の額	3	1	0												(0	
(農地中间官理機構に賃貸権を設定した農地) (存続期間10年以上)	減額後の課税標準額	3	2	0												(0	
法附則第15条第31項	評価額の1/2の額	3	3	0												(0	
(農地中間管理機構に賃貸権を設定した農地)(存続期間15年以上)	減額後の課税標準額	3	4	0												(0	
法 附 則 第 15 条 第 32 項	評価額に特例率を乗 じた 額	3	5	0					13, 912	2						13, 91	2 1	3
(特定事業所内保育施設)	減額後の課税標準額	3	6	0					8, 751	1						8, 75	1	
法 附 則 第 15 条 第 33 項 (市 民 緑 地)	評価額に特例率を乗 じ た 額	3	7	0													<mark>0</mark> 2	3
(市民緑地)	減額後の課税標準額	3	8	0													0	
法 附 則 第 15 条 第 34 項	評価額の1/3の額	3	9	0												(0	
(帰還環境整備推進法人)	減額後の課税標準額																0	

- ※「課税標準の特例率(わがまち特例)(7)(8)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、(1)~(6)が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地1	表番号 7 8						
1	4	1	5	0	0	1	7

第17表 課税標準の特例等に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

					(1)		(2)	(3)		(4)	(5)		(6)	(7)	(8)
	地 目	行	番 ·	무	Ħ		畑	宅 地		山林	その	他	計	課税標準の特例率 (A)	
区分		9	ш		12 (千円)	23	(千円)	34 (千)	円)	45 (千円)		-	67 (千円) 77	. , ,	80 (B) 81
	評価額の2/3の額	4	1	0									0		
位門別为10 木 为 50 久	減額後の課税標準額	4	2	0									0		
(地域福利増進事業)	評価額の3/4の額	4	3	0									0		
	減額後の課税標準額	4	4	0									0		
法 附 則 第 15 条 第 38 項	評価額に特例率を乗 じ た 額	4	5	0									0	-	-
(浸水被害軽減地区)	減額後の課税標準額	4	6	0									0		
法 附 則 第 15 条 第 39 項	評価額の1/2の額	4	7	0									0		
	減額後の課税標準額	4	8	0									0		
法附則第15条第43項	評価額に特例率を乗 じた額	4	9	0									0	3	4
(貯水機能保全区域)	減額後の課税標準額	5	0	0								l l	0		
法 附 則 第 15 条 第 46 項	評価額の1/3の額	5	1	0									0		
(道路運送高度化事業)	減額後の課税標準額	5	2	0									0		
法附則第15条の2第2項	評価額の1/2の額	5	3	0									0		
(JR北海道・四国に係る特例)	減額後の課税標準額	5	4	0									0		
	評価額の3/5の額	5	5	0									0		
法附則第15条の3第1項	減額後の課税標準額	5	6	0									0		
(旅客会社等に係る承継特例)	評価額の3/10の額	5	7	0									0		
	減額後の課税標準額	5	8	0									0		
平成10年改正法附則第6条第9項による旧法附則第15条第19項	評価額の1/2の額	5	9	0									0		
	減額後の課税標準額	6	0	0									0		
平成11年改正法附則第8条第8項 による旧法第349条の3第27項	評価額の1/6の額	6	1	0									0		
(農業・食品産業技術総合研究機構)	減額後の課税標準額	6	2	0									0		
平成18年改正法附則第13条第9項 による旧法第349条の3第31項	評価額の1/6の額	6	3	0									0		
(水資源開発機構)	減額後の課税標準額	6	4	0									0		
平成26年改正法附則第12条第8項 による旧法附則第15条第27項	評価額の1/2の額	6	5	0									0		
(指定会社等の特定用途港湾施設)	減額後の課税標準額	6	6	0									0		
令和4年改正法附則第13条第8項による旧法第15 条 第 37 項	評価額の2/3の額	6	7	0									0		
(立 地 誘 導 促 進 施 設) (協 定 有 効 期 間 5 年 以 上)	減額後の課税標準額	6	8	0									0		
令和4年改正法附則第13条第8項による旧法第15 条 第 37 項	評価額の2/3の額	6	9	0									0		
(立 地 誘 導 促 進 施 設) (協 定 有 効 期 間 10 年 以 上)	減額後の課税標準額	7	0	0									0		
合 計	評 価 額	7	1	0	0		0	31,	512	0		0	31, 512		
合 計	減額後の課税標準額	7	2	0	0		0	26,	242	0		0	26, 242		

地	表番号						
1	7 8						
1	4	1	5	0	0	1	7

第17表 課税標準の特例等に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

	→							(1)		(2)		(3)	(4)		(5)		(6)	(7)	(8)
区 分		_	地	E	í.	亍 番	号	田 (千円)	23	畑 (千円)	宅 34	地 (千円)	山	林 (千円)	そ 56	の 他 (千円)	67	計 (千円) 77	(A)	率 (わがまち特例) / (B) 80 (B) 81
法附則第16条の2	第1項	評	価	額	7	3	0	12 (173)	23	(11)	34	(117)	45	(117)	36	(117)	67	0	/6 (A)	30 (B) 81
(平成28年熊本地震に 災住宅用地に係る特例	よる被 措置)	減額後	の課	税標準	額 7	4	0											0		
法 附 則 第 16 条 の 3 第 1 項 (平成30年 7 月豪雨による被	評	価	額	7	5	0											0			
災住宅用地に係る特例		減額後	の課	税標準	額 7	6	0											0		
法附則第16条の4 (令和2年7月豪雨に	よる被	評	価	額		7	0											0		
災住宅用地に係る特	例措置	減額後				8	0											0		
法附則第29条の5 (宅地化農地・徴収		とし	ての	域農均評価額	質 ⁽	9	0											0		
(七地化展地、俶収	. 70 J /	課移	. 標	進 額域 農 均	0	₩	0							_				0		
法附則第29条の5 (宅地化農地・徴収	第8項	とし	ての	評価額	質 o	1	_											0		
	. 30 1 /	課移	. 標	準 額域 農 は	Ile O	-	0							_				0		
法附則第29条の5章 (宅地化農地・)	第16項 咸額)	とし減額分	ての	評価額	頁 ⁸	3	<u> </u>							_				0		
		課移	. 標	準額域農均	H1	4								$\overline{}$				0		
法附則第29条の59(宅地化農地・		とし減額分	ての	評価額	質 8	₩	0							_						
		課移		準 額	8	-	0											0		
法 附 則 第 55 条 第 (課税免除区域外となる 及び家屋に係る特例	った土地	減 額 分	テに相	割当す・		1	0											0		
		課務	位標 価	準 額 額		9												0		
法 附 則 第 55 条 第 (課税免除区域外となっ 及び家屋に係る特例	った土地	減額分課務				0												0		
法附則第55条第		課務	. 標 価	準額		1	<u> </u>											0		
(課税免除区域外となる 及び家屋に係る特例	った土地	減額分	分に相	1当す・	る g	╄	0											0		
		課移	1 標	準 額			<u> </u>													

地	方グ	表都	手				
1		7	8				
1	4	1	5	0	0	1	7

第17表 課税標準の特例等に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都	道系	牙 県	名	神奈川県
市	町	村	名	相模原市

							(1)		(2)		(3)		(4)		(5)		(6)	(7)	(8)
区分		地	目	行 9	番号	}	12 (千円)	23	畑 (千円)	宅 34	地 (千円)	山 45	林 (千円)	ح 56	の 他 (千円)	67	計 (千円) 7:	(A)	率(わがまち特例) / (B) 80 (B) 81
法 附 則 第 56 条 第 1 項 (東日本大震災による被災住宅		価	額	9	3	_											(
法 附 則 第 56 条 第 10 項	減額後の評		票準額額	9	4 5	0											(
(東日本大震災による被災代替 住宅用地に係る特例措置)	減額後の			9	6	0											(
法 附 則 第 56 条 第 13 項 (居住困難区域内住宅用地に	н		額	9	7	0											(
係る代替住宅用地の特例措置)	減額後の	課税模	票 準 額	9	8	0											()	

地	方名	共区]体:	 K	表都	F号 8
1	4	1	5	0	1	8

第18表 介在農地、介在山林及び市街化区域農地に関する調

都	道	府	県	名	神奈川県
市	BJ	. ,	村	名	相模原市

_					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	I w as w	(7)
		×.	分	行番号	評価総地積	法定免税点	法定免税点	総 額	定 価	格法定免税点	単位当力	こり 価格 最高価格
				9	12 (m²)(1)	未満のもの (㎡)	以上のもの 34 (㎡)	46 (千円)(口)	未満のもの 57 (千円)	以上のもの 68 (千円)	(ロ) (イ) (円/㎡)	80 (円/㎡)90
	介		在 田	0 1 0	730	0	730	33, 096	0	33, 096	45, 337	46, 790
	介		在 畑	0 2 0	112, 819	1	112, 818	7, 101, 277	18	7, 101, 259	62, 944	188, 400
宅	地	介	在 山 林	0 3 0	145, 595	277	145, 318	3, 826, 464	2, 048	3, 824, 416	26, 282	134, 200
農	地	等	介在山林	0 4 0	0	0		0	0		0	
	通		特定市農 (令1以前参入分)	0 5 0	7, 207	0	7, 207	220, 158	0	220, 158	30, 548	55, 166
		田	特 定 市 農 (令2以後参入分)	0 6 0	933	0	933	25, 713	0	25, 713	27, 559	31, 252
	常		上記以外	0 7 0	0	0		0	0		0	
	市		小 計	0 8 0	8, 140	0	8, 140	245, 871	0	245, 871	30, 205	55, 166
市	街		特定市農 (令1以前参入分)	0 9 0	924, 272	23	924, 249	54, 968, 554	800	54, 967, 754	59, 472	197, 400
	化	畑	特 定 市 農 (令2以後参入分)	1 0 0	125, 080	0	125, 080	8, 556, 420	0	8, 556, 420	68, 408	181, 600
			上記以外	1 1 0	0	0		0	0		0	
	区		小計	1 2 0	1, 049, 352	23	1, 049, 329	63, 524, 974	800	63, 524, 174	60, 537	197, 400
街	城		特定市農 (令1以前参入分) 特定市農	1 3 0	931, 479	23	931, 456	55, 188, 712	800	55, 187, 912	59, 248	197, 400
	農	計	(令2以後参入分)	1 4 0	126, 013	0	126, 013	8, 582, 133	0	8, 582, 133	68, 105	181, 600
	地		上記以外	1 5 0	0	0	0	0	0	0	0	0
			計	1 6 0	1, 057, 492	23	1, 057, 469	63, 770, 845	800	63, 770, 045	60, 304	197, 400
	田		特定市農 (令1以前参入分) 特定市農	1 7 0	0	0		0	0		0	
化	園住	田	(令2以後参入分)	1 8 0	0	0		0	0		0	
	居		上記以外	1 9 0	0	0		0	0		0	
	地		小 計 特定市 鳥	2 0 0	0		0	0	0	0	0	0
	城		(令1以前参入分) 特定市農	2 1 0	0	0		0	0		0	
×	内	畑	(令2以後参入分)	2 2 0	0	0		0	0		0	
	市街		上記以外	2 3 0	0	0		0	0		0	
	化		小計	2 4 0	0	0	0	0	0	0	0	0
	区		(令1以前参入分)	2 5 0	0	0	0	0	0	0	0	0
	城	計	(令2以後参入分)	2 6 0	0	0	0	0	0	0	0	0
城	農		上記以外	2 7 0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地		計 特定市農	2 8 0	0	0	0	0	0	0	0	0
			(令1以前参入分) 特定市農	2 9 0	7, 207	0	7, 207	220, 158	0	220, 158	30, 548	55, 166
		田	(令2以後参入分)	3 0 0	933	0	933	25, 713	0	25, 713	27, 559	31, 252
農			上記以外	3 1 0	0	0	0	0	0	0	20.005	0
			小 計 特定市農	3 2 0	8, 140	0	8, 140	245, 871	800	245, 871	30, 205	55, 166
			(令1以前参入分) 特定市農	3 3 0	924, 272 125, 080	23	924, 249 125, 080	54, 968, 554 8, 556, 420	800	54, 967, 754 8, 556, 420	59, 472 68, 408	197, 400 181, 600
	計	畑	(令2以後参入分) 上 記 以 外		125, 080	0	125, 080	8, 556, 420	0	8, 556, 420	68, 408	181, 600
l.,			-	3 5 0 3 6 0		0	1 040 200		0		60 527	107 400
地			小 計 特定市農	3 7 0	1, 049, 352 931, 479	23	1, 049, 329 931, 456	63, 524, 974 55, 188, 712	800	63, 524, 174 55, 187, 912	60, 537 59, 248	197, 400 197, 400
			(令1以前参入分) 特定市農	3 8 0	126, 013	20	126, 013	8, 582, 133	800	8, 582, 133	68, 105	181, 600
		計	(令2以後参入分) 上 記 以 外	3 9 0	120,013	0	120,013	0,002,133	0	0, 002, 133	00, 100	101, 000
			上記以外	4 0 0	1, 057, 492	22	1, 057, 469	63, 770, 845	800	63, 770, 045	60, 304	197, 400
			ĒΤ	+ 0 0	1, 057, 492	23	1, 051, 469	03, 110, 845	800	03, 110, 045	60, 304	197, 400

1	地	方	公	共	J	体	= -	- 1	*	表記	₽ ₽ 8
1		4		1		5	0		0	1	8

第18表 介在農地、介在山林及び市街化区域農地に関する調 (つづき)

都	道	府	県	名	神奈川県
市	ĦJ	. 4	rt	名	相模原市

_					(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)
		_		- m - m	課租		準 額 法定免税点	9	法定免税点	b 法定免税点
	Į.	×	分	行番号	総額 (千円)		以上のもの (千円)	総数 (筆)	未満のもの (筆)	
	介		在 田	0 1 1	23, 167	0	23, 167	2	0	2
	介		在 畑	0 2 1	4, 574, 757	12	4, 574, 745	588	1	587
宅	地	介	在 山 林	0 3 1	1, 900, 537	939	1, 899, 598	349	6	343
農	地	等	介在山林	0 4 1	0	0		0	0	
	通		特定市農 (令1以前参入分)	0 5 1	72, 893	0	72, 893	19	0	19
		田	特定市農 (令2以後参入分)	0 6 1	1,714	0	1,714	3	0	3
	常	ш	上記以外	0 7 1	0	0		0	0	
	市		小 計	0 8 1	74, 607	0	74, 607	22	0	22
市	街		特定市農 (令1以前参入分)	0 9 1	18, 219, 834	267	18, 219, 567	2, 596	3	2, 593
	化	畑	特 定 市 農 (令2以後参入分)	1 0 1	673, 795	0	673, 795	217	0	217
		/	上記以外	1 1 1	0	0		0	0	
	区		小 計	1 2 1	18, 893, 629	267	18, 893, 362	2, 813	3	2, 810
街	域		特定市農 (令1以前参入分)	1 3 1	18, 292, 727	267	18, 292, 460	2, 615	3	2, 612
	農	#	特定市農 (令2以後参入分)	1 4 1	675, 509	0	675, 509	220	0	220
	地		上記以外	1 5 1	0	0	0	0	0	0
			#h	1 6 1	18, 968, 236	267	18, 967, 969	2, 835	3	2, 832
	田		特定市農 (令1以前参入分)	1 7 1	0	0		0	0	
化	國	Ħ	特定市農 (令2以後参入分)	1 8 1	0	0		0	0	
	住居		上記以外	1 9 1	0	0		0	0	
	地		小 計	2 0 1	0	0	0	0	0	0
	城		特定市農 (令1以前参入分)	2 1 1	0	0		0	0	
区	内	畑	特 定 市 農 (令2以後参入分)	2 2 1	0	0		0	0	
	市		上記以外	2 3 1	0	0		0	0	
	街化		小 計	2 4 1	0	0	0	0	0	0
	区		特定市農 (令1以前参入分)	2 5 1	0	0	0	0	0	0
	域	計	特 定 市 農 (令2以後参入分)	2 6 1	0	0	0	0	0	0
城	農		上記以外	2 7 1	0	0	0	0	0	0
	地		計 特 定 市 鳥	2 8 1	0	0	0	0	0	0
			(令1以前参入分)	2 9 1	72, 893	0	72, 893	19	0	19
		田	特 定 市 農 (令2以後参入分)	3 0 1	1,714	0	1,714	3	0	3
農			上記以外	3 1 1	0	0	0	0	0	0
are.			小 計	3 2 1	74, 607	0	74, 607	22	0	22
			特定市農(令1以前参入分)	3 3 1	18, 219, 834	267	18, 219, 567	2, 596	3	2, 593
	計	畑	特 定 市 農 (令2以後参入分)	3 4 1	673, 795	0	673, 795	217	0	217
			上記以外	3 5 1	0	0	0	0	0	0
地			小計	3 6 1	18, 893, 629	267	18, 893, 362	2, 813	3	2, 810
			特定市農(令1以前参入分)	3 7 1	18, 292, 727	267	18, 292, 460	2, 615	3	2, 612
		計	特 定 市 農 (令2以後参入分)	3 8 1	675, 509	0	675, 509	220	0	220
			上記以外	3 9 1	0	0	0	0	0	0
			計	4 0 1	18, 968, 236	267	18, 967, 969	2, 835	3	2, 832

+	也方么	K	表習	\$号 8			
1	4	1	5		0	1	8

第18表 介在農地、介在山林及び市街化区域農地に関する調 (つづき)

_							(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)
							各	税 区 分	義 別	務 市街化区域農地に6	者 『る実数 (法定免税点末	数 満のものを含む。)
		X		分	行 番	号	総数	法定免税点未満のもの	法定免税点	田·畑別	適用区分別	全 体
					9		12 (人)	21 (人)	30 (人)	39 (人)	48 (人)	57 (人) 66
	介		在	田	0 1	÷	2	0	2			
	介		在	畑		2	464	1	463			
宅				山林	H	2	241	6	235			
農	地	等		E山林	0 4	•	0	0				
	通		(令1	以前参入分) 定 市 農	-	2	14	0	14			
	常	田	(令 2	以後参入分)	0 6	+	2	0	2			
			Ŀ	記以外	0 7	<u> </u>	0	0				
市	市		特	定市農	0 8	-				1		
"	街		(令1	以前参入分) 定 市 農	÷	2	1, 591	3	1, 588			
	化	畑	(令 2	以後参入分)	1 0	÷	113	0	113			
	区		Ŀ	記以外	1 1 1 2	-	0	0				
	域		特	定市農	-	-						
街	-190,		(令1	以前参入分) 定 市 農	1 3	+						
	農	#		以後参入分) 記以外	1 5	-						
	地		-1-	此以外	1 6	+						
	田		特		-	2	0	0				
化	園		特	以前参入分) 定 市 農		2	0					
	住	田		以後参入分) 記以外	1 9	-	0	0				
	居			16 6/ //	2 0	+-				J		
	地		特	定 市 農 以前参入分)	-	2	0	0]		
	域内		特	定市農	2 2	-	0	0				
区	市	畑		以後参入分) 記以外	2 3	+-	0	0				
	街				2 4	2				J		
	化二		特 (会 1	定 市 農 以前参入分)	2 5	+						
	区域		鉢	定 市 農 以後参入分)	2 6	2						
域	農	#		記以外	2 7	2						
	地				2 8	2						
				定 市 農 以前参入分)	2 9	2	14	0	14			
		田	特	定 市 農 以後参入分)	3 0	2	2	0	2			
		Н	上	記以外	3 1	2	0	0	0		_	
農					3 2	2				10	5	
			(令1	定 市 農 以前参入分)	3 3	2	1, 591	3	1,588			
	計	畑	特 (令 2	定 市 農 以後参入分)	3 4	2	113	0	113			
	HI	AN	上	記以外	3 5	2	0	0	0			
地					3 6	2				1, 66	7	
			(令1	定 市 農 以前参入分)	3 7	2					1,600	
		#		以後参入分)	3 8	<u> </u>					115	
			上	記以外	3 9	+					L	
Ļ			0 T'	カ Am - ***	4 0		n We like on M. A.F. *	91.96.66 11.2				1, 677
(注) 1	$17 \sim 1$	9列の	谷欄の数値	直は、	4列(の数値の単純合	計数値ではなり	١.			

地	方グ	、共区]体:	コー	ド	表 7	番号 8
1	4	1	5	0	0	1	9

第19表 負担調整措置等による軽減額に関する調

都 道 府 県 名 神奈川県 市 町 村 名 相模原市

_			-			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	
	区	分	行	* 番	号	評価総地積 (㎡)(イ)	決 定 個 総 額		千円) 法定免税点 以上のもの 「二」	軽 減 課税標準の 特例によるも の (ホ)	額 (千 負担調整措 置によるもの (へ)	特定市街化区	(千円)	提示平均価額 (円/㎡) 又は (円/千㎡) 132 (リ)	単位当たり 平均価格 (円/㎡) (ロ)/(イ) (ヌ)
評	_	般田	0	1	0	1, 342, 759	120, 751	13, 829	106, 922	0	0		13, 829		90
点	_	般畑	0	2	0	16, 869, 846	823, 837	128, 857	694, 980	0	53		128, 910	48, 900	49
式評		宅 地 A・Bを除く	0	3	0	48, 112, 453	3, 915, 312, 796	1, 782, 707	3, 913, 530, 089	2, 497, 442, 611	317, 857, 086		2, 817, 082, 404	81, 455	81, 378
価	_	般山林	0	4	0	57, 227, 528	987, 196	104, 178	883, 018	0	2		104, 180	17, 295	17
法		小 計	0	5	0	123, 552, 586	3, 917, 244, 580	2, 029, 571	3, 915, 215, 009	2, 497, 442, 611	317, 857, 141		2, 817, 329, 323		31, 705
	用地費)	A (農業用施設・農地+造成	0	6	0	82, 464	78, 845	430	78, 415	0	29, 298		29, 728		956
そ		3 (生産緑地地 ウ宅地・農地等 戈費)		7	0	5, 533	5, 336	81	5, 255	0	1, 958		2, 039		964
の	一般「	 方街化区域農地	0	8	0		0	0		0	0		0		0
他	上地	記以外の目の計	0	9	0	23, 644, 505	525, 011, 781	66, 045	524, 945, 736	3	168, 059, 224	44, 696, 702	212, 821, 974		22, 204
		小 計	1	0	0	23, 732, 502	525, 095, 962	66, 556	525, 029, 406	3	168, 090, 480	44, 696, 702	212, 853, 741		22, 126
	合	計	1	1	0	147, 285, 088	4, 442, 340, 542	2, 096, 127	4, 440, 244, 415	2, 497, 442, 614	485, 947, 621	44, 696, 702	3, 030, 183, 064		30, 162

(注) 1. 「宅地A」欄には、固定資産評価基準第1章第3節四に基づくもの(ただし書に基づくものは、「評点式評価法・宅地」欄に計上すること)を計上すること。

2. 「宅地B」欄には、固定資産評価基準第1章第3節五に基づくもの(ただし書に基づくものは、「評点式評価法・宅地」欄に計上すること)を計上すること。

± 1	方グ	大区]体:	コー	ド	表看 7	番号 8
1	4	1	5	0	0	2	0

第20表 段階別納税義務者数及び課税標準額等に関する調

都道府県名	神奈川県
市町村名	相模原市

_						\longrightarrow	>				(1)		(2)		(3)		(4)		(5)		(6)
		X	÷		分		行 9	番	号	課法法未 12	税 標 準 額 が 定免税点 (30万円) 満 の も の (7)	課 利 30万 未 a3		課 32 7 未 34			! 税 標 準 額 が ! 万円以上36万円 : 満 の も の (ェ)			課 38刀 未済	
納	税	義	務	者	数	(人)	0	1	0		9, 345		290		299		277		331		372
課	税	標	E C	準	額	(千円)	0	2	0		604, 611		90, 091		98, 627		96, 906		122, 548		144, 942
											(7)		(8)		(9)		(10)		(11)		(12)
		X	÷		分		行	番	号	小 30 万 (石)	万円以上40円未満のもの)+(ウ)+(エ)+(オ)+(カ)	課 7	円以上42万円 あもの(*)	42	万円以上44万円	課44未	! 税 標 準 額 が ! 万円以上46万円 : 満 の も の(ヶ)	46	税 標 準 額 が 万円以上48万円 満 の も の (コ)	48 7	税標準額が5円以上50万円満のもの(サ)
納	税	義	務	者	数	(人)	0	1	1	12	1, 569	20	410	04	437	70	451	00	390	1	437
課	税	標	E .	準	額	(千円)	0	2	1		553, 114		168, 093		187, 731		202, 855		183, 278		214, 076
											(13)		(14)		(15)		(16)		(17)		(18)
		X	<u> </u>		分		行 9	番	号	小 40 万 (キ)	円 未 満 の も の)+(ク)+(ケ)+(コ)+(サ)	課 形 50 万 未 a3	说標準額が 円以上55万円 あのもの(シ)	課 55 未 34	税 標 準 額 が 万円以上60万円 満 の も の(ス)	課 60 未 45	! 税 標 準 額 が)万円以上65万円 :満 の も の (t)	課 65 未 56	税 標 準 額 が 万円以上70万円 満 の も の(ソ)	課 70 7 未 i	税 標 準 額 が プ円以上75万円 満のもの(タ)
納	税	義	務	者	数	(人)	0	1	2		2, 125		1, 114		1, 203		1, 223		1, 340		1, 546
課	税	標	E,	準	額	(千円)	0	2	2		956, 033		583, 807		691, 901		764, 666		906, 124		1, 122, 072

地1	方グ	、共区]体:	コー	ド	表者 7	香号 8
1	4	1	5	0	0	2	0

第20表 段階別納税義務者数及び課税標準額等に関する調(つづき)

 都 道 府 県 名
 神奈川県

 市 町 村 名
 相模原市

							(24)		
		(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)		
区 分	行番号	万円未満のもの(シ)+(ス)+(セ)+(ソ)+(タ)		万円未満のもの(ツ)	万円未満のもの(テ)	課税標準額が 90万円以上95 万円未満のもの(ト)	課税標準額が 95万円以上100 万円未満のもの(†)		
	9	12	23	34	45	56	67 77		
納税義務者数 (人)	0 1 3	6, 426	1, 571	1, 912	2,073	2, 397	2, 452		
課税標準額(千円)	0 2 3	4, 068, 570	1, 218, 732	1, 577, 989	1, 815, 300	2, 219, 661	2, 392, 168		
		(25)	(26)	(27)	(28)	(29)	(30)		
区 分	行番号	小 計 75 万円以上 100 万円未満のもの (チ)+(ツ)+(テ)+(ト)+(ナ)	課税標準額が 100万円以上300 万円未満のもの(=)	課税標準額が 300万円以上500 万円未満のもの(ヌ)	課税標準額が 500万円以上1,000 万円未満のもの(ネ)	課税標準額が 1,000万円以上3,000 万円未満のもの(/)	課税標準額が 3,000万円以上5,000 万円未満のもの(^)		
納 税 義 務 者 数 (人)	0 1 4	10, 405	100, 263	19, 563	13, 253	10, 625	2, 748		
					·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
課税標準額(千円)	0 2 4	9, 223, 850	180, 689, 435	73, 980, 317	92, 897, 501	180, 003, 078	105, 936, 087		
		(31)	(32)	(33)	(34)	(35)	(36)		
区分	行番号 9	小 計 100 万円以上5,000 万円未満のもの (ニ)+(ヌ)+(ネ)+(ノ)+(^)	円未満のもの(ヒ)	未満のもの(1)	課税標準額が 3億円以上5億円 未満のもの(^) 45	課税標準額が5億円以上のもの(**)	合 計 67 78		
納 税 義 務 者 数 (人)	0 1 5	146, 452	2, 278	1, 490	216	194	180, 500		
課税標準額(千円)	0 2 5	633, 506, 418	158, 880, 696	242, 317, 511	79, 560, 739	283, 090, 547	1, 412, 762, 089		

地	方公	:共区	団体	コー	ド	表都 7	香号 8
1	4	1	5	0	0	1	3

		——		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区分	行 番 号	納税義務者数	地 積	決 定 価 格	課 税 標 準 額	筆 数
		1	9	12 (人)	24 (m²)		54 (千円)	69 (筆) 80
令		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	0 1 0	13	6, 788	204, 276	68, 092	18
77i		負担水準0.95以上1.0未満	0 2 0					
1		負担水準0.9以上0.95未満	0 3 0					
以		負担水準0.85以上0.9未満	0 4 0	1	419	15, 882	4, 801	
N/-		負担水準0.8以上0.85未満	0 5 0					
前		負担水準0.75以上0.8未満	0 6 0					
Ø		負担水準0.7以上0.75未満	0 7 0					
v)		負担水準0.65以上0.7未満	0 8 0					
課		負担水準0.6以上0.65未満	0 9 0					
		負担水準0.55以上0.6未満	1 0 0					
税	Ш	負担水準0.5以上0.55未満	1 1 0					
\wedge	щ	負担水準0.45以上0.5未満	1 2 0					
分		負担水準0.4以上0.45未満	1 3 0					
カュ		負担水準0.35以上0.4未満	1 4 0					
		負担水準0.3以上0.35未満	1 5 0					
6		負担水準0.25以上0.3未満	1 6 0					
		負担水準0.2以上0.25未満	1 7 0					
新		負担水準0.15以上0.2未満	1 8 0					
た		負担水準0.1以上0.15未満	1 9 0					
/_		負担水準0.05以上0.1未満	2 0 0					
に		負担水準0.05未満	2 1 0					
		計	2 2 0		7, 207	220, 158	72, 893	19
市		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	2 3 0		876, 398	49, 325, 860	16, 441, 954	2, 44
街		負担水準0.95以上1.0未満	2 4 0		22.000	1 155 101	1 050 100	
1均		負担水準0.9以上0.95未満	2 5 0		29, 986	4, 157, 134	, ,	88
化		負担水準0.85以上0.9未満	2 6 0		8, 497	740, 414	,	3
10		負担水準0.8以上0.85未満	2 7 0		3, 658	355, 876	,	1
区		負担水準0.75以上0.8未満	2 8 0		2, 369	226, 226	62, 669	
4-1		負担水準0.7以上0.75未満	2 9 0		1, 115	51, 160		
域		負担水準0.65以上0.7未満	3 0 0		481	16, 468	4,003	
農		負担水準0.6以上0.65未満	3 1 0		123	11, 857	2, 748	
/IX		負担水準0.55以上0.6未満	3 2 0					
地	畑	負担水準0.5以上0.55未満 負担水準0.45以上0.5未満	3 3 0		883	40 610	8, 583	
		2 11 11 2 - 11 11 11			883	48, 618	8, 583	
と		負担水準0.4以上0.45未満 負担水準0.35以上0.4未満	3 5 0 3 6 0		720	94 141	4 004	
+>		負担水準0.3以上0.35未満	3 7 0		739	34, 141	4, 824	
な		負担水準0.3以上0.35木満 負担水準0.25以上0.3未満	3 8 0					
2		負担水準0.2以上0.3木満 負担水準0.2以上0.25未満	3 8 0					
		負担水準0. 25以上0. 25木満 負担水準0. 15以上0. 2未満	4 0 0					
た		負担水準0.1以上0.2木満 負担水準0.1以上0.15未満						
,		負担水準0.1以上0.15木満 負担水準0.05以上0.1未満						
4		負担水準0.05以上0.1木凋 負担水準0.05未満	4 2 0 4 3 0					
Ø		負担水準0.05木祹 計			924, 249	54, 967, 754	18, 219, 567	2, 593
V)		計	4 4 0	1,614	924, 249	54, 967, 754	18, 219, 567	2, 59

地	方グ	、共区	団体	コー	ド	表都 7	≨号 8
1	4	1	5	0	0	1	3

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行番号	納税義務者数	地 積	決定価格	課 税 標 準 額	筆 数
			9	12 (人)	24 (m²)	39 (千円)	54 (千円)	69 (筆) 80
令		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	4 5 0	1, 528	883, 186	49, 530, 136	16, 510, 046	2, 463
1		負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0	0	0	0	0	0
以		負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0	53	29, 986	4, 157, 134	1, 350, 492	88
前の		負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0	21	8, 916	756, 296	231, 349	32
課		負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0	9	3, 658	355, 876	104, 455	10
税		負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0	4	2, 369	226, 226	62, 669	5
分か		負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0	5	1, 115	51, 160	13, 291	5
<i>b</i>		負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0	3	481	16, 468	4,003	3
新		負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0	1	123	11, 857	2, 748	1
た		負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0	0	0	0	0	0
た市	計	負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0	0	0	0	0	0
街	計	負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0	2	883	48, 618	8, 583	2
化		負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0	0	0	0	0	0
区域		負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0	2	739	34, 141	4, 824	3
農		負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0	0	0	0	0	0
地		負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0	0	0	0	0	0
とな		負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0	0	0	0	0	0
つ		負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0	0	0	0	0	0
た		負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0	0	0	0	0	0
₺		負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0	0	0	0	0	0
0)		負担水準0.05未満	6 5 0	0	0	0	0	0
		計	6 6 0	1,628	931, 456	55, 187, 912	18, 292, 460	2,612

地1	方グ	大人]体:	コー	۲	表看 7	番号
1	4	1	5	0	0	1	4

							(1)		(2)		(3)		(4)		(5)
		E	^	4-	ΔT2.		納税義務者数		地 積	決	定価格	課税	標準額	筆	数
		区	分	行	番	亏	12 (人)					54		69	(筆) 80
		本則による(価格の3分の1)課税な	がなされたもの	0	1	0	12	24	(111)	33	(114)	34	(113)	03	(47 00
令		負担水準0.95以上1.0未満	3. 2.1.1.2.0	_	2										
2		負担水準0.9以上0.95未満		0	3	0									
の		負担水準0.85以上0.9未満		0	4	0									
		負担水準0.8以上0.85未満			5										
課		負担水準0.75以上0.8未満			6										
		負担水準0.7以上0.75未満		0	7	0									
税		負担水準0.65以上0.7未満		0	8	0									
		負担水準0.6以上0.65未満		0	9	0									
分		負担水準0.55以上0.6未満		1	0	0									
,		負担水準0.5以上0.55未満		1	1	0									
カュ	田	負担水準0.45以上0.5未満		1	2	0									
ح		負担水準0.4以上0.45未満		1	3	0									
6		負担水準0.35以上0.4未満		1	4	0									
新		負担水準0.3以上0.35未満		1	5	0									
利		負担水準0.25以上0.3未満		1	6	0									
た		負担水準0.2以上0.25未満		1	7	0									
/_		負担水準0.15以上0.2未満		1	8	0									
に		負担水準0.1以上0.15未満		1	9	0									
- , -		負担水準0.05以上0.1未満		2	0	0									
市		負担水準0.05未満		2	1	0									
		計		2	2	0	0		0		0		0		(
街		本則による(価格の3分の1)課税な	ぶなされたもの	2	3	0	5		5, 708		376, 731		100, 462		-
		負担水準0.95以上1.0未満		2	4	0									
化		負担水準0.9以上0.95未満		2	5	0									
		負担水準0.85以上0.9未満		2	6	0									
区		負担水準0.8以上0.85未満		2	7	0									
		負担水準0.75以上0.8未満		2	8	0									
域		負担水準0.7以上0.75未満		2	9	0									
		負担水準0.65以上0.7未満		3	0	0	1		125		18,800		4, 402		
農		負担水準0.6以上0.65未満		3	1	0									
地		負担水準0.55以上0.6未満		3	2	0									
地	畑	負担水準0.5以上0.55未満		3	3	0									
と	冮	負担水準0.45以上0.5未満		3	4	0									
_		負担水準0.4以上0.45未満		3	5	0									
な		負担水準0.35以上0.4未満		3	6	0									
, 4		負担水準0.3以上0.35未満			7										
つ		負担水準0.25以上0.3未満			8										
		負担水準0.2以上0.25未満		3	9	0									
た		負担水準0.15以上0.2未満		4	0	0									
		負担水準0.1以上0.15未満			1										
₽		負担水準0.05以上0.1未満		4	2	0									
		負担水準0.05未満		4	3	0									
の	L				4		6		5, 833		395, 531		104, 864		8
	010)行及び230行「本則による(価格の	19公の1) 調税がわされたもの」	171	+	Г/ж	女の2八の1~注194日	山华1	0冬の2の転減液	1 701	田裕がわせれ	たものない	会す。		

地1	方グ	、共団]体:	コー	ĸ	表看 7	番号 8
1	4	1	5	0	0	1	4

		区 分	納税義務者数	地積	決定価格	課税標準額	筆 数
		E ,	(人)	(m²)	(手円)	(千円)	(筆)
令		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	5	5, 708	376, 731	100, 462	7
2		負担水準0.95以上1.0未満	0	0	0	0	0
の		負担水準0.9以上0.95未満	0	0	0	0	0
課		負担水準0.85以上0.9未満	0	0	0	0	0
税		負担水準0.8以上0.85未満	0	0	0	0	0
分		負担水準0.75以上0.8未満	0	0	0	0	0
から		負担水準0.7以上0.75未満	0	0	0	0	0
新		負担水準0.65以上0.7未満	1	125	18, 800	4, 402	1
た		負担水準0.6以上0.65未満	0	0	0	0	0
に		負担水準0.55以上0.6未満	0	0	0	0	0
市	計	負担水準0.5以上0.55未満	0	0	0	0	0
街	рΙ	負担水準0.45以上0.5未満	0	0	0	0	0
化		負担水準0.4以上0.45未満	0	0	0	0	0
区		負担水準0.35以上0.4未満	0	0	0	0	0
域農		負担水準0.3以上0.35未満	0	0	0	0	0
地		負担水準0.25以上0.3未満	0	0	0	0	0
논		負担水準0.2以上0.25未満	0	0	0	0	0
な		負担水準0.15以上0.2未満	0	0	0	0	0
2		負担水準0.1以上0.15未満	0	0	0	0	0
た		負担水準0.05以上0.1未満	0	0	0	0	0
₽		負担水準0.05未満	0	0	0	0	0
の		計	6	5, 833	395, 531	104, 864	8

地1	方グ	大人]体:	コー	۲	表看 7	番号
1	4	1	5	0	0	1	4

						(1)		(2)		(3)		(4)		(5)
		区 分	行:	亚 上	ц.	納税義務者数		地 積	決	定価格	課利	说標準額	筆	数
		区 分	9 1丁 3	金さ	5	12 (人)	24	(m²)					69	(筆) 80
		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	4	5	0	V -7		, ,		, , , , ,		, , , , ,		
令		負担水準0.95以上1.0未満	4	6	0									
3		負担水準0.9以上0.95未満	4	7	0									
		負担水準0.85以上0.9未満	4	8	0									
0)		負担水準0.8以上0.85未満	4	9	0									
		負担水準0.75以上0.8未満	5	0	0									
課		負担水準0.7以上0.75未満	5	1	0									
474		負担水準0.65以上0.7未満	5	2	0									
税		負担水準0.6以上0.65未満	5	3	0									
分		負担水準0.55以上0.6未満	5											
20		負担水準0.5以上0.55未満	5	5	0									
カュ	田	負担水準0.45以上0.5未満	5	6	0									
,,,		負担水準0.4以上0.45未満	5	7	0									
Ġ		負担水準0.35以上0.4未満	5	8	0									
		負担水準0.3以上0.35未満	5	9	0									
新		負担水準0.25以上0.3未満	6	0	0									
,		負担水準0.2以上0.25未満	6	1	0									
た		負担水準0.15以上0.2未満	6	2	0									
17		負担水準0.1以上0.15未満	6	3	0									
に		負担水準0.05以上0.1未満	6	4	0									
市		負担水準0.05未満	6	5	0									
1117		計	6	6	0	0		0		0		0		(
街		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	6	7	0	3		1, 996		126, 339		25, 267		
		負担水準0.95以上1.0未満	6	8	0									
化		負担水準0.9以上0.95未満	6	9	0									
		負担水準0.85以上0.9未満	7	0	0									
区		負担水準0.8以上0.85未満	7	1	0									
454		負担水準0.75以上0.8未満	7	2	0									
域		負担水準0.7以上0.75未満	7	3	0									
農		負担水準0.65以上0.7未満	7	4	0									
/IX		負担水準0.6以上0.65未満	7	5	0									
地		負担水準0.55以上0.6未満	7	6	0									
_	Jam	負担水準0.5以上0.55未満	7	7	0									
と	畑	負担水準0.45以上0.5未満	7	8	0									
		負担水準0.4以上0.45未満	7	9	0									
な		負担水準0.35以上0.4未満	8	0	0									
っ		負担水準0.3以上0.35未満	8	1	0									
ر-		負担水準0.25以上0.3未満	8	2	0									
た		負担水準0.2以上0.25未満	8	3	0									
/:		負担水準0.15以上0.2未満	8	4	0									
₽		負担水準0.1以上0.15未満	8	5	0									
		負担水準0.05以上0.1未満	8	6	0									
の		負担水準0.05未満	8	7	0									
		計	8			3		1, 996		126, 339		25, 267		7
-	450		の」には	. Г	価	格の3分の1×法附目	第1	9条の3の軽減率	して	課税がなされ	たもの	を含む。		

地1	方公	、共団]体:	ュー	ĸ	表看 7	§号 8
1	4	1	5	0	0	1	4

		区	納税義務者数	地積	決 定 価 格	課 税 標 準 額	筆 数
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	(人)	(m^2)	(千円)	(千円)	(筆)
令		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	3	1, 996	126, 339	25, 267	
3		負担水準0.95以上1.0未満	0	0	0	0	
の		負担水準0.9以上0.95未満	0	0	0	0	
課		負担水準0.85以上0.9未満	0	0	0	0	
税		負担水準0.8以上0.85未満	0	0	0	0	
分		負担水準0.75以上0.8未満	0	0	0	0	
から		負担水準0.7以上0.75未満	0	0	0	0	
新		負担水準0.65以上0.7未満	0	0	0	0	
た		負担水準0.6以上0.65未満	0	0	0	0	
に		負担水準0.55以上0.6未満	0	0	0	0	
市	34-	負担水準0.5以上0.55未満	0	0	0	0	
街	μl	負担水準0.45以上0.5未満	0	0	0	0	
化		負担水準0.4以上0.45未満	0	0	0	0	
区		負担水準0.35以上0.4未満	0	0	0	0	
域曲		負担水準0.3以上0.35未満	0	0	0	0	
農地		負担水準0.25以上0.3未満	0	0	0	0	
논		負担水準0.2以上0.25未満	0	0	0	0	
な		負担水準0.15以上0.2未満	0	0	0	0	
2		負担水準0.1以上0.15未満	0	0	0	0	
た		負担水準0.05以上0.1未満	0	0	0	0	
₽		負担水準0.05未満	0	0	0	0	
\mathcal{O}		計	3	1, 996	126, 339	25, 267	

地1	方グ	、共5]体:	_	ド	表都 7	番号 8
1	4	1	5	0	0	1	5

						(1)		(2)		(3)	(4)	(5)	
		区	行	番	므	納税義務者数		地 積	決	定価格	課税標準額	筆	数
		<u>Δ</u>	1 J	笛	ケ	12 (人)	24		39	(千円)		69	(筆) 80
		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	0	1	0	,, ,,		, ,		, , , , ,	,,,,,		
令		負担水準0.95以上1.0未満	0	2	0								
4		負担水準0.9以上0.95未満	0	3	0								
		負担水準0.85以上0.9未満	0	4	0								-
の		負担水準0.8以上0.85未満	0	5	0								
		負担水準0.75以上0.8未満	0	6	0								
課		負担水準0.7以上0.75未満	0	7	0								-
124		負担水準0.65以上0.7未満	0	8	0								
税		負担水準0.6以上0.65未満	0	9	0								
分		負担水準0.55以上0.6未満	1	0	0								
),	m	負担水準0.5以上0.55未満	1	1	0								
カュ	Щ	負担水準0.45以上0.5未満	1	2	0								
		負担水準0.4以上0.45未満	1	3	0								
6		負担水準0.35以上0.4未満	1	4	0								
		負担水準0.3以上0.35未満	1	5	0								
新		負担水準0.25以上0.3未満	1	6	0								
. 2.		負担水準0.2以上0.25未満	1	7	0								
た		負担水準0.15以上0.2未満	1	8	0								
に		負担水準0.1以上0.15未満	1	9	0								
VC		負担水準0.05以上0.1未満	2	0	0								
市		負担水準0.05未満	2	1	0								
		計	2	2	0	0		0		0	0		(
街		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	2	3	0	3		1,402		120, 415	16, 055		3
		負担水準0.95以上1.0未満	2	4	0								
化		負担水準0.9以上0.95未満	2	5	0								
_		負担水準0.85以上0.9未満	2	6	0								
区		負担水準0.8以上0.85未満	2	7	0								
域		負担水準0.75以上0.8未満		8									
坝		負担水準0.7以上0.75未満	2	9	0								
農		負担水準0.65以上0.7未満	3	0	0								
/IX		負担水準0.6以上0.65未満	3	1	0								
地		負担水準0.55以上0.6未満	3	2	0								
_	畑	負担水準0.5以上0.55未満	3	3	0								
と	冮口	負担水準0.45以上0.5未満	3	4	0								
		負担水準0.4以上0.45未満	3	5	0								
な		負担水準0.35以上0.4未満	3	6	0								
		負担水準0.3以上0.35未満	3	7	0								
つ		負担水準0.25以上0.3未満		8									
た		負担水準0.2以上0.25未満	3	9	0								
/:_		負担水準0.15以上0.2未満	4	0	0								
£		負担水準0.1以上0.15未満		1									
		負担水準0.05以上0.1未満	4	2	0								
0)		負担水準0.05未満	4	3	0								
		計		4		3		1, 402		120, 415			3
	010	0行及び230行「本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの」	1715	1	[(III)	枚の3分の1×注附目	学 10	冬の3の軽減率	1 70	甲鉛がたされて	たものな会も		

地 1	方グ	、共区]体:	_	ド	表番号 7 8
1	4	1	5	0	0	1 5

	区 分	納税義務者数(人)	地 積 (m²)	決 定 価 格 (千円)	課 税 標 準 額 (千円)	筆 数 (筆)
^	本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	3	1, 402	120, 415		(事)
令 4	負担水準0.95以上1.0未満	0	0	0	0	(
g)	負担水準0.9以上0.95未満	0	0	0	0	
課	負担水準0.85以上0.9未満	0	0	0	0	
税	負担水準0.8以上0.85未満	0	0	0	0	
分	負担水準0.75以上0.8未満	0	0	0	0	
か	負担水準0.7以上0.75未満	0	0	0	0	
ら 新	負担水準0.65以上0.7未満	0	0	0	0	
を た	負担水準0.6以上0.65未満	0	0	0	0	
に	負担水準0.55以上0.6未満	0	0	0	0	
市計	負担水準0.5以上0.55未満	0	0	0	0	
街	負担水準0.45以上0.5未満	0	0	0	0	
化	負担水準0.4以上0.45未満	0	0	0	0	
区	負担水準0.35以上0.4未満	0	0	0	0	
域	負担水準0.3以上0.35未満	0	0	0	0	
農 地	負担水準0.25以上0.3未満	0	0	0	0	
地と	負担水準0.2以上0.25未満	0	0	0	0	
な	負担水準0.15以上0.2未満	0	0	0	0	
2	負担水準0.1以上0.15未満	0	0	0	0	
た	負担水準0.05以上0.1未満	0	0	0	0	
£	負担水準0.05未満	0	0	0	0	
の	計	3	1, 402	120, 415	16, 055	

地1	方グ	、共5]体:	_	ド	表都 7	番号
1	4	1	5	0	0	1	5

		→				(1)		(2)		(3)	(4)	(5)
***		☑ 分	行	釆!	탇	納税義務者数	坩	也 積	決	定 価 格	課税標準額	筆	数
		E 7	9 9	田		12 (人)	24	(m^2)	39	(千円)	54 (千円)	69	(筆) 80
日本語	本則に。	よる(価格の3分の1)課税がなされたもの	4	5	0	2		933		25, 713	1,714		3
日本作的、85以上の 9未満 日本作的、85以上の 8未満 日本作的、75以上の 8未満 日本作的、75以上の 8未満 日本作的、75以上の 8未満 日本作的、75以上の 8未満 日本作的、75以上の 8未満 日本作的、75以上の 5未満 日本作的、75以上の 5未満 日本作的、75以上の 5未満 日本作的、75以上の 5未満 日本作的、75以上の 5未満 日本作的、75以上の 5未満 日本作の、75以上の 5未満 日本作の、75以上の 5未満 日本作の、75以上の 5未満 日本作の、75以上の 5未満 日本作の、75以上の 5未満 日本作の、75以上の 7キ満 日本作の、75以上の 7キ末満 日本作の、75以上の 7キ末満 日本作の、75以上の 7キ末満 日本作の、75以上の 7キ末満 日本作の、75以上の 7キ末満 日本作の、75以上の 7キ末満 日本作の、75以上の 7キ末満 日本作の、75以上の 7キ末満 日本末の、75以上の 7年末満 日本末の 75以上の 75本満 日本末の	負担水資	準0.95以上1.0未満	4	6	0								,
日本作用の 8以上 0. 8末満	負担水	準0.9以上0.95未満	4	7	0								,
(表担来等の 75以上の 3末清清	負担水土	準0.85以上0.9未満	4	8	0								
競技	負担水土	準0.8以上0.85未満	4	9	0								
日記	負担水	準0.75以上0.8未満	5	0	0								,
日本	負担水土	準0.7以上0.75未満	5	1	0								
日	負担水資	準0.65以上0.7未満	5	2	0								
日	負担水資	準0.6以上0.65未満	5	3	0								
日 負担水準の.5以上の.55未満 5 0 0 日担水準の.5以上の.55未満 5 0 0 日担水準の.5以上の.55未満 5 0 0 日担水準の.5以上の.55未満 5 0 0 日担水準の.35以上の.55未満 6 0 0 0 0 日担水準の.25以上の.55未満 6 0 0 0 0 日担水準の.05以上の.15未満 6 0 0 0 0 日担水準の.05以上の.95未満 6 0 0 0 0 日担水準の.95以上1.0 x未満 6 0 0 0 0 日 115,849 7.914,135 527,609 日担水準の.95以上の.95未満 7 0 0 日 日 115,849 7.914,135 527,609 日担水準の.85以上の.85未満 7 1 0 0 日 日 115,849 7.914,135 日 127,609 日担水準の.25以上の.85未満 7 1 0 0 日 日 115,849 7.914,135 日	負担水資	準0.55以上0.6未満	5	4	0								
放担水準の.45以上の.4未満 5 6 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	負担水	準0.5以上0.55未満	5	5	0								
新	負担水資		5	6	0								
新たった													
新たた			5	8	0								
た			5	9	0								
度担水準の.15以上0.2未満 6 2 0 0			6	0	0								
日本	負担水資	準0.2以上0.25未満	6	1	0								
(日本)	負担水資	準0.15以上0.2未満	6	2	0								
有担水準0.05以上0.1未満			6	3	0								
計 6 6 6 0 2 933 25,713 1,714 本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの 6 7 0 101 115,849 7,914,135 527,609 6担水準0.95以上.0未満 6 8 0 6 9 0 6 6 1 0 0 0 6 6 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	負担水資	準0.05以上0.1未満	6	4	0								
本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	負担水資	準0.05未満	6	5	0								
任			6	6	0	2		933		25, 713	1,714		3
作 区	本則に。	よる(価格の3分の1)課税がなされたもの	6	7	0	101		115, 849		7, 914, 135	527, 609		199
区域 負担水準0.85以上0.9未満 7 0 0 0 自担水準0.8以上0.85未満 7 1 0 0 自担水準0.75以上0.8未満 7 2 0 自担水準0.75以上0.75未満 7 2 0 自担水準0.75以上0.75未満 7 4 0 自担水準0.65以上0.5未満 7 4 0 自担水準0.65以上0.65未満 7 6 0 自担水準0.55以上0.5未満 7 7 0 自担水準0.55以上0.5未満 7 7 0 自担水準0.45以上0.55未満 7 7 0 自担水準0.45以上0.5未満 7 7 8 0 自担水準0.45以上0.5未満 7 7 8 0 自担水準0.45以上0.5未満 8 0 自担水準0.45以上0.5未満 8 0 自担水準0.45以上0.5未満 8 1 0 自担水準0.25以上0.3未満 8 1 0 自担水準0.25以上0.3未満 8 1 0 自担水準0.25以上0.3未満 8 2 0 自担水準0.25以上0.25未満 8 1 0 自担水準0.25以上0.25未満 8 1 0 自担水準0.25以上0.3未満 8 2 0 自担水準0.15以上0.15未満 8 5 0 自担水準0.15以上1.5未満 8 5 0 自担水準0.15以上1.5未満 8 5 0 自担水準0.05以上1.5未満 8 5 0 自担水準0.05以上1.5未満 8 5 0 自担水準0.05以上1.5未満 8 5 0 自担水準0.05以上0.1未満 8 5 0 自担水準0.05未満 8 7 0	負担水資	準0.95以上1.0未満	6	8	0								
登域 負担水準0.75以上0.85未満 7 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0			6	9	0								
現在水準0、75以上0、88大高			7	0	0								
取 負担水準0.7以上0.75未満 7 3 0 負担水準0.65以上0.65未満 有担水準0.6以上0.65未満 7 5 0 負担水準0.55以上0.5末満 有担水準0.5以上0.55未満 7 7 0 負担水準0.5以上0.5末満 有担水準0.45以上0.5未満 7 8 0 負担水準0.45以上0.5未満 有担水準0.45以上0.4未満 8 0 0 負担水準0.3以上0.4未満 有担水準0.3以上0.35未満 8 1 0 負担水準0.3以上0.35未満 有担水準0.2以上0.25未満 8 2 0 負担水準0.2以上0.25未満 有担水準0.1以上0.2未満 8 3 0 負担水準0.1以上0.15未満 有担水準0.1以上0.15未満 8 4 0 負担水準0.05よ満 有担水準0.05未満 8 6 0 負担水準0.05未満	負担水資	準0.8以上0.85未満	7	1	0								
農 地 と が は は な な な な な な な な た た も の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な の が に な な の が に な な の が に な な の が に な な の が に な な な な な な な な な な な な な な な な な な	負担水資	準0.75以上0.8未満	7	2	0								
世と は (担本	負担水資	準0.7以上0.75未満	7	3	0								
地とと													
世	負担水資	準0.6以上0.65未満	7	5	0								
と 知 負担水準0.45以上0.5未満 負担水準0.4以上0.45未満 負担水準0.35以上0.4未満 負担水準0.35以上0.4未満 負担水準0.25以上0.35未満 負担水準0.25以上0.3未満 負担水準0.25以上0.25未満 負担水準0.1以上0.25未満 負担水準0.1以上0.15未満 負担水準0.1以上0.15未満 負担水準0.05以上0.1未満 負担水準0.05以上0.1未満 負担水準0.05以上0.1未満 負担水準0.05以上0.1未満 負担水準0.05以上0.1未満 負担水準0.05以上0.1未満 8 4 0 6 0 0 0			7	6	0								
を													
な 自担水準0.35以上0.4未満 負担水準0.3以上0.35未満 自担水準0.25以上0.3未満 自担水準0.2以上0.25未満 自担水準0.15以上0.2未満 自担水準0.1以上0.15未満 自担水準0.1以上0.15未満 自担水準0.05以上0.1未満 自担水準0.05以上0.1未満 自担水準0.05以上0.1未満 自担水準0.05以上0.1未満 自担水準0.05以上0.1未満 自担水準0.05以上0.1未満 自担水準0.05以上0.1未満 自担水準0.05以上0.1未満 自担水準0.05以上0.1未満 自担水準0.05以上0.1未満 自担水準0.05以上0.1未満 自担水準0.05以上0.1未満 自担水準0.05以上0.1未満 自担水準0.05以上0.1未満 自担水準0.05以上0.1未満 自担水準0.05以上0.1未満 自担水準0.05以上0.1未満 自担水準0.05以上0.1未満 自担水準0.05以上0.1未満 自担水準0.05以上0.1未満 自担水準0.05以上0.1未満 自担水準0.05以上0.1未満 自担水準0.05以上0.1未満 自担水準0.05以上0.1未満 自担水準0.05以上0.1未満 自担水準0.05以上0.1未満 自担水準0.05以上0.1未満 自担水準0.05以上0.1未満 自担水準0.05以上0.1未満 自担水準0.05以上0.1未満 自担水準0.05以上0.1未満 自担水準0.05以上0.1未満 自担水準0.05以上0.15米満 自担水準0.05以上0.15米満 自担水準0.05以上0.15米満 自担水準0.05以上0.15米満 自担水準0.05以上0.15米満 自担水準0.05以上0.15米満 自担水準0.05以上0.15米満 自担水準0.05以上0.15米満 自担水準0.05以上0.15米満 自担水準0.05以上0.15米満 自担水準0.05以上0.15米満 自担水準0.05以上0.15米満 自担水準0.05以上0.15米満 自担水準0.05以上0.15米満 自担水準0.05以上0.15米満 自担水準0.05以上0.15米満 自担水準0.05以上0.15米満 自担水準0.05以上0.15米満 自担水準0.05以上0.15米満 自担水準0.05以上0.15米満 自担水準0.05以上0.15米満 自担水準0.05以上0.15米満 自担水準0.05以上0.15米満 自由水準0.05以上0.15米満 自由水準0.05以上0.15米満 自由水準0.05以上0.15米 自由水準0.05以上0.15米 自由水準0.05以上0.15米 自由水準0.05以上0.15米 自由水準0.05以上0.15米 自由水準0.05以上0.15米 自由水準0.05以上0.15米 自由水準0.05以上0.15米 自由水準0.05以上0.15米 自由水準0.05以上0.15 自由水準0.05 自由水準0.05 自由水準0.05 自由水準0.05 自由水準0.05 自由水準0.05 自由水準0.05 自由水準0.05 自由水準0.05 自由水準0.05 自由水準0.05 自由水準0.05 自由水準0.05 自由水準0.05 自由水準0.05 自由水準0.05 自由水準0.05 自由水準0.05 自由水準0.05 自由水準0.05 自由水準0.05 自由水 自由水 自由水 自由水 自由水 自由水 自由水 自由水 自由水 自由水	負担水資												
う 負担水準0.35以上0.35未満 8 1 0 負担水準0.25以上0.3未満 8 2 0 負担水準0.2以上0.25未満 8 3 0 負担水準0.15以上0.2未満 8 4 0 負担水準0.1以上0.15未満 8 5 0 負担水準0.05以上0.1未満 8 6 0 負担水準0.05以上0.1未満 8 6 0 負担水準0.05未満 8 7 0	負担水資												
負担水準0.25以上0.3未満 8 2 0 負担水準0.2以上0.25未満 8 3 0 負担水準0.15以上0.2未満 8 4 0 負担水準0.1以上0.15未満 8 5 0 負担水準0.05以上0.1未満 8 6 0 負担水準0.05未満 8 7 0	負担水資	準0.35以上0.4未満	8	0	0								
た 負担水準0.25以上0.3未満 負担水準0.2以上0.25未満 負担水準0.15以上0.2未満 負担水準0.1以上0.15未満 負担水準0.05以上0.1未満 負担水準0.05以上0.1未満 負担水準0.05未満 8 4 0 8 4 0 8 5 0 9 の 負担水準0.05以上0.1未満 負担水準0.05未満 8 6 0 8 7 0					-								
(を) 負担水準0.15以上0.2未満 8 4 0 (も) 負担水準0.1以上0.15未満 8 5 0 (自担水準0.05以上0.1未満 8 6 0 (の) 負担水準0.05未満			8	2	0								
も 負担水準0.15以上0.2未満 負担水準0.05以上0.1未満 8 5 0 0 6 0 の 負担水準0.05以上0.1未満 負担水準0.05未満 8 6 0 8 7 0													
負担水準0.05以上0.1未満 8 6 0 の 負担水準0.05未満													
負担水準0.05以上0.1未満 8 6 0 0 の 負担水準0.05未満													
	負担水資												
計 【8 ½ 8 ½ 0 101 115,849 7,914,135 527,609 450行及び670行「本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの」には、「価格の3分の1×決財則第19条の3の軽減率」で課税がなされたものを含む。													199

地方公1	地方公共団体コード							
1 4	1 5	0 0	1 5					

		区 分	納税義務者数	地積	決定価格	課 税 標 準 額	筆 数
		Σ ,,	(人)	(m^2)	(千円)	(千円)	(筆)
令		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	103	116, 782	7, 939, 848	529, 323	202
5		負担水準0.95以上1.0未満	0	0	0	0	0
の		負担水準0.9以上0.95未満	0	0	0	0	C
課		負担水準0.85以上0.9未満	0	0	0	0	0
税		負担水準0.8以上0.85未満	0	0	0	0	(
分か		負担水準0.75以上0.8未満	0	0	0	0	(
ъ ъ		負担水準0.7以上0.75未満	0	0	0	0	(
新		負担水準0.65以上0.7未満	0	0	0	0	(
た		負担水準0.6以上0.65未満	0	0	0	0	(
に		負担水準0.55以上0.6未満	0	0	0	0	(
市	≣+	負担水準0.5以上0.55未満	0	0	0	0	(
街		負担水準0.45以上0.5未満	0	0	0	0	(
化		負担水準0.4以上0.45未満	0	0	0	0	(
区域		負担水準0.35以上0.4未満	0	0	0	0	(
農		負担水準0.3以上0.35未満	0	0	0	0	(
地		負担水準0.25以上0.3未満	0	0	0	0	(
ک		負担水準0.2以上0.25未満	0	0	0	0	(
な		負担水準0.15以上0.2未満	0	0	0	0	(
つ		負担水準0.1以上0.15未満	0	0	0	0	(
た		負担水準0.05以上0.1未満	0	0	0	0	(
£		負担水準0.05未満	0	0	0	0	(
0)		計	103	116, 782	7, 939, 848	529, 323	202

地	表都 7	番号					
1	4	1	5	0	0	1	6

都道府県	: 名	神奈川県
市町村	名	相模原市

					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行 番	문	納税義務者数	地 積	決 定 価 格	課 税 標 準 額	筆 数
		E ,) 11 EE	73	12 (人)	24 (m²)	39 (千円)	54 (千円)	69 (筆) 80
		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	0 1	0	15	7, 721	229, 989	69, 806	21
		負担水準0.95以上1.0未満	0 2	0	0	0	0	0	0
		負担水準0.9以上0.95未満	0 3	0	0	0	0	0	0
		負担水準0.85以上0.9未満	0 4	0	1	419	15, 882	4, 801	1
^		負担水準0.8以上0.85未満	0 5	0	0	0	0	0	0
合		負担水準0.75以上0.8未満	0 6	0	0	0	0	0	0
		負担水準0.7以上0.75未満	0 7	0	0	0	0	0	0
		負担水準0.65以上0.7未満	0 8	0	0	0	0	0	0
		負担水準0.6以上0.65未満	0 9	0	0	0	0	0	0
		負担水準0.55以上0.6未満	1 0	0	0	0	0	0	0
	田	負担水準0.5以上0.55未満	1 1		0	0	0	0	0
	Щ	負担水準0.45以上0.5未満	1 2	0	0	0	0	0	0
		負担水準0.4以上0.45未満	1 3	0	0	0	0	0	0
		負担水準0.35以上0.4未満	1 4	0	0	0	0	0	0
		負担水準0.3以上0.35未満	1 5	0	0	0	0	0	0
		負担水準0.25以上0.3未満	1 6	0	0	0	0	0	0
		負担水準0.2以上0.25未満	1 7	0	0	0	0	0	0
		負担水準0.15以上0.2未満	1 8	0	0	0	0	0	0
		負担水準0.1以上0.15未満	1 9		0	0	0	0	0
		負担水準0.05以上0.1未満	2 0	0	0	0	0	0	0
		負担水準0.05未満	2 1	0	0	0	0	0	0
		計	2 2	0	16	8, 140	245, 871	74, 607	22
		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	2 3	0	1,627	1,001,353	57, 863, 480	17, 111, 347	2,661
		負担水準0.95以上1.0未満	2 4	0	0	0	0	0	0
		負担水準0.9以上0.95未満	2 5	0	53	29, 986	4, 157, 134	1, 350, 492	88
		負担水準0.85以上0.9未満	2 6		20	8, 497	740, 414		31
		負担水準0.8以上0.85未満	2 7	0	9	3, 658	355, 876	104, 455	10
		負担水準0.75以上0.8未満	2 8		4	2, 369	226, 226		5
		負担水準0.7以上0.75未満	2 9	0	5	1, 115	51, 160	13, 291	5
		負担水準0.65以上0.7未満	3 0	0	4	606	35, 268	8, 405	4
		負担水準0.6以上0.65未満	3 1	0	1	123	11, 857	2, 748	1
		負担水準0.55以上0.6未満	3 2	•	0	0	0	0	0
	畑	負担水準0.5以上0.55未満	3 3	_	0	0	0	0	0
	ΛЩ	負担水準0.45以上0.5未満	3 4	-	2	883	48, 618	8, 583	2
		負担水準0.4以上0.45未満	3 5	•	0	0	0	0	0
		負担水準0.35以上0.4未満	3 6		2	739	34, 141	4, 824	3
		負担水準0.3以上0.35未満	3 7	-	0	0	ů.	0	0
		負担水準0.25以上0.3未満	3 8	-	0	0	ů.	0	0
計		負担水準0.2以上0.25未満	3 9	_	0	0		0	0
]		負担水準0.15以上0.2未満	4 0	-	0	0	ů	v	0
		負担水準0.1以上0.15未満	4 1	-	0	0	0	· · ·	0
		負担水準0.05以上0.1未満	4 2		0	0	0	0	0
		負担水準0.05未満	4 3		0	0	0	0	0
		計	4 4	0	1, 727	1, 049, 329	63, 524, 174	18, 893, 362	2,810

地	地方公共団体コード									
1	4	1	5	0	0	1	6			

					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	
		区 分	行	番号	納税義務者数 (人)	地 積 (m²)	決 定 価 格 39 (千円)	課 税 標 準 額 54 (千円)		数 (筆) 80
		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	4	5 0	1, 642	1,009,074	58, 093, 469		69	2,682
		負担水準0.95以上1.0未満	_	6 0	0	0	0	0		0
		負担水準0.9以上0.95未満	4	7 0	53	29, 986	4, 157, 134	1, 350, 492		88
		負担水準0.85以上0.9未満	4	8 0	21	8, 916	756, 296	231, 349		32
合		負担水準0.8以上0.85未満	4	9 0	9	3, 658	355, 876	104, 455		10
		負担水準0.75以上0.8未満	5	0 0	4	2, 369	226, 226	62, 669		5
		負担水準0.7以上0.75未満	5	1 0	5	1, 115	51, 160	13, 291		5
		負担水準0.65以上0.7未満	5	2 0	4	606	35, 268	8, 405		4
		負担水準0.6以上0.65未満	5	3 0	1	123	11, 857	2, 748		1
		負担水準0.55以上0.6未満	5	4 0	0	0	0	0		0
	計	負担水準0.5以上0.55未満	5	5 0	0	0	0	0		0
	μl	負担水準0.45以上0.5未満	5	6 0	2	883	48, 618	8, 583		2
		負担水準0.4以上0.45未満	5	7 0	0	0	0	0		0
		負担水準0.35以上0.4未満	5	8 0	2	739	34, 141	4, 824		3
		負担水準0.3以上0.35未満	5	9 0	0	0	0	0		0
		負担水準0.25以上0.3未満	6	0 0	0	0	0	0		0
		負担水準0.2以上0.25未満	6	1 0	0	0	0	0		0
計		負担水準0.15以上0.2未満	6	2 0	0	0	0	0		0
-		負担水準0.1以上0.15未満	6	3 0	0	0	0	0		0
		負担水準0.05以上0.1未満	_	4 0	0	0	0	0		0
		負担水準0.05未満	6	5 0	0	0	0	0		0
		計	6	6 0	1, 743	1, 057, 469	63, 770, 045	18, 967, 969		2,832

Ⅱ 家屋に関する概要調書

令和5年度 家屋に関する概要調書等報告書

都道府県名	神奈川県
市町村名	相模原市

地方公共団体コード ¹ 1	4	1	5	0	0 ⁶
表番号・行番号	⁷ 0	0	0	0	011
特定市市町村判別コード 特定市市町村判別コード 市町村	5以	外の)		12/
団体区分コー	۲	13			1 ¹⁶

(注)自動的に付与される。

地	方公	表習	昏号				
1	4	1	5	0	0	⁷ 2	1

第21表 納税義務者数に関する調

都道府県名	神奈川県
市町村名	相模原市

_								(1)	(2)	(3)
	】 】人·法人(の別	分	行	番	号	総数	(人)	法定免税点未満の もの(人)	法定免税点以上 の も の (人)
	個	人		90	1	0	12	216,684	1,743	27 214,941
	法	人		0	2	0		6,950	49	6,901
		計		0	3	0		223,634	1,792	221,842

地方公	共団体	コード	表番号
¹ 1 4	1 5	0 0	⁷ 2 2 ⁸

第22表 総 括 表

都道府県名	神奈川県
市町村名	相模原市

			→	(1)	(2)	(3)	
Σ	☑ 分	行者	番号	棟 数	床 面 積 (m²)	決 定 価 格 (千円)	単位当たり価格 (円)
木	総数	90	1 0	12 7 157,858	²⁰ ¹ 16,196,857	³¹ [‡] 498,285,128	30,764
	法定免税点未満のもの	0	2 0	1,866	オ 87,133	134,638	1,545
造	法定免税点以上のもの	0	3 0	[†] 155,992	^h 16,109,724	⁵ 498,150,490	30,922
木	総数	0	4 0	47,035	20,112,827	⁹ 1,030,923,735	51,257
造 以	法定免税点未満のもの	0	5 0	312	5,918	⁵ 35,676	6,028
外	法定免税点以上のもの	0	6 0	³ 46,723	20,106,909	^y 1,030,888,059	51,270
	総数	0	7 0	204,893	36,309,684	1,529,208,863	42,116
計	法定免税点未満のもの	0	8 0	2,178	93,051	170,314	1,830
	法定免税点以上のもの	0	9 0	202,715	36,216,633	⁷ 1,529,038,549	42,219
非語	果 税 家 屋	1	0 0	5,443	4,108,028		

(参考)

実際免税点の額 200,000円

地	方公	·共区	団体	コー	۲.	表習	₽号
1	4	1	5	0	0	⁷ 2	3 ⁸

第23表 所有者区分による家屋に関する調

都 道 府 県 名 神奈川県 ----------------------市 町 村 名 相模原市

				<u>→</u>		1)		(2)			(3			(4)					5)		(6)		=
					個			が	F	Γ <u></u>	有	Ī	9	す る		家 屋	法	人	が所	有す	るえ	7 屋	
Σ	分	行	番	号	棟	数	床	面	積 (㎡)	決	定	価析		課税標準	集額 (千円)	単位当たり価質		棟	数	床	面	積 (㎡)	
木	総数	90	1	0	12	154,072	20	15,68	39,015	30	479,	492,3	334	⁴² 479,49	2,095	30,50	54 54		3,786	62	50	07,842	!
造	法 定 免 税 点 未 満 の も の	0	2	0		1,840		8	36,236			127,3	341	12	7,201	1,4	77		26			897	ď
	法 定 免 税 点以 上 の も の	0	3	0		152,232		15,60	02,779		479,	364,9	993	479,36	4,894	30,7	<mark>23</mark>		3,760		50	06,945	
木	総数	0	4	0		37,711		10,92	29,147		546,	742,1	142	546,74	1,704	50,0	<mark>26</mark>		9,324		9,18	33,680	
造 以	法 定 免 税 点 未 満 の も の	0	5	0		287			5,348			32,5	572	3	2,572	6,0	91		25			570	
外	法定免税点以上のもの	0	6	0		37,424		10,92	23,799		546,	709,5	570	546,70	9,132	50,0	<mark>18</mark>		9,299		9,18	33,110	
	総数	0	7	0		191,783		26,61	18,162	1,	,026,	234,4	176	1,026,23	3,799	38,5	54		13,110		9,69	91,522	
計	法 定 免 税 点 未 満 の も の	0	8	0		2,127		9	91,584			159,9	913	15	9,773	1,7	16		51			1,467	
	法 定 免 税 点以 上 の も の	0	9	0		189,656		26,52	26,578	1,	,026,	074,5	563	1,026,07	4,026	38,6	31		13,059		9,69	90,055	
				*		7)		(8)						(9)		(10)		(1	11)		(12)		
					法	人が	所	有	す	る	家	屋				合					it		
Σ	分	行	番	号	決 定	価格 (手円)	課利	兑 標 🤄	準額 (千円)	単位	当た	: り価	·格	棟	数	床面積	決	定	価格 (千円)		兑 標	準 額 (手円)	単位当たり価格
木	総数	90	1	1	¹² 18	,792,794	24	18,77	78,572			37,0		³⁶ 15	7,858	16,196,8	57 54	498	, 285 , 128		198,27	70,6 ⁷⁷	30,764
	法 定 免 税 点 未 満 の も の	0	2	1		7,297			2,156			8,1	135		1,866	87,1	33		134,638		12	29,357	1,545
造	法定免税点以上のもの	0	3	1	18	,785,497		18,77	76,416			37,0	056	15	5,992	16,109,7	24	498	,150,490	4	198,14	11,310	30,922
木	総数	0	4	1	484	, 181 , 593	4	483,84	13,865			52,7	722	4	7,035	20,112,8	27 1	,030	,923,735	1,0	030,58	35,569	51,257
造以	法 定 免 税 点 未 満 の も の	0	5	1		3,104			3,104			5,4	146		312	5,9	8		35,676		;	35,676	6,028
外	法定免税点以上のもの	0	6	1	484	, 178 , 489	۷	483,84	10,761			52,7	725	4	6,723	20,106,9	9 1	,030	,888,059	1,0	030,54	19,893	51,270
	総数	0	7	1	502	,974,387	5	502,62	22,437			51,8	398	20	4,893	36,309,6	34 1	,529	,208,863	1,5	528,8	56,236	42,116
計	法 定 免 税 点 未 満 の も の	0	8	1		10,401			5,260			7,0	090		2,178	93,0	51		170,314		16	65,033	1,830
	法定免税点以上のもの	0	9	1	502	,963,986	5	502,61	17,177			51,9	905	20	2,715	36,216,6	33 1	,529	,038,549	1,5	528,69	91,203	42,219

地	<u>!</u> プ	50	共	団体	⊐ -	- ド	表習	番号
1		4	1	5	0	0	⁷ 2	48

第24表 木造家屋に関する調(その1)

都道府県名	神奈川県	
市町村名	相模原市	_

-				(1)	(2)	(3)
区分				村	1	数
家屋の種類	行	番	号	総数	法定免税点未満のもの	法定免税点以上のもの
専 用 住 宅	90	1	0	135,770	570	135,200
共同住宅・寄宿舎	0	2	0	6,040	0	6,040
併 住宅部分1	0	3	0	4,478	28	4,450
用 その他の用の部分 2	0	4	0	4,478	28	4,450
宅 計(棟数については100数値を記入)	0	5	0	4,478	28	4,450
ホテル・旅館・料亭	0	6	0	81	0	81
事務所・銀行・店舗	0	7	0	1,668	24	1,644
劇場・病院	0	8	0	74	0	74
工場・倉庫	0	9	0	1,742	128	1,614
土 蔵	1	0	0	679	143	536
附 属 家	1	1	0	7,326	973	6,353
合 計	1	2	0	157,858	1,866	155,992

地	!方公	·共园	团体	⊐ -	・ド	表習	昏号
¹ 1	4	1	5	0	0	⁷ 2	48

第24表 木造家屋に関する調(その2)

_							-	•		(4)	(5)			6)	(7			(8)	(9	9)			
				-						床	面		積			決	定	価	格		単 位	当たり	価 格
家」	屋	<u></u>	\ 種	類	分	行	番	号	総 (㎡)	数 (イ)	法 定 免 え 未 満 の : (㎡)	税 点 も の (ロ)	法 定 负 以 上 の (㎡)	色税 点 D も の (ハ)	総 (千円)	額 (1)	法定未溢	Z 免 税 点 i の も の g) (ホ)	法 定 免 以 上 の (千円)	e 税 点) も の (へ)	(L)	(ホ) (ロ) (円) (チ)	<u>(へ)</u> (八)
専	Ī	用	ſ	主宅		90	1	1		,804,820		5,287	2/	759,533	45	355,932	EC	59,434			31,681		31,781
共「	司信	住 宅	•	寄宿	舎	0	2	1	b 1	,208,697		0	1,	208,697	43,	112,413		0	43,	112,413	35,669	0	35,669
併	1	住 写	Ė	形分 '	1	0	3	1		371,657		1,141	,	370,516	6,	570,705		2,084	6,5	568,621	17,679	1,826	17,728
用住	そ	の他	の F	用の部分	2	0	4	1		185,405		636	,	184,769	3,2	276,806		1,161	3,2	275,645	17,674	1,825	17,728
宅	((1	+	2) 言	†	0	5	1	С	557,062		1,777	;	555,285	9,8	847,511		3,245	9,8	344,266	17,678	1,826	17,728
ホテ	・ル	, .	旅飠	官・料	亭	0	6	1	d	12,236		0		12,236	:	218,692		0	2	218,692	17,873	0	17,873
事務	所	f ·	銀彳	テ・店	舗	0	7	1	е	173,932		719		173,213	4,(699,586		8,348	4,6	691,238	27,020	11,611	27,084
劇	t	場	•	病院	;	0	8	1	f	12,252		0		12,252	4	409,654		0	4	409,654	33,436	0	33,436
I	ţ	場	•	倉 庫	İ	0	9	1	g	130,840		4,575	,	126,265	1,(045,817		12,375	1,(033,442	7,993	2,705	8,185
	Ξ	±		蔵		1	0	1	h	23,182		4,421		18,761		42,594		7,213		35,381	1,837	1,632	1,886
	附		属	家		1	1	1	i	273,836	3	0,354		243,482	1,	552,929		44,023	1,	508,906	5,671	1,450	6,197
	É	合		計		1	2	1	16	, 196 , 857	8	7,133	¹ 16,	109,724	[‡] 498,2	285,128	7	134,638	⁷ 498,	150,490	30,764	1,545	30,922

地	方公	共区	日体	: I -	٠ ٢	表習	昏号
¹ 1	4	1	5	0	0	⁷ 2	⁸ 5

第25表 木造以外の家屋に関する調 (1)事務所、店舗、百貨店

都 道 府 県 名 神奈川県 --------------------------------市 町 村 名 相模原市

		<u> </u>	•	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
区分						東		数	
	行	番 号 —		総	数		点未満のもの	法定免税点	以上のもの
構造別	,,		י	棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途以外の棟数	棟 数	主たる用途以外の棟数
鉄骨鉄筋コンクリート造	9 0	1	0	12 147	, 19 0	26	0 33	147	47 53
鉄筋コンクリート造	0	2	0	785	0)	0 (785	
鉄 骨 造	0	3	0	2,608	0)	0 (2,608	
軽量鉄骨造	0	4	0	1,159	0)	0 (1,149	
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	0	20	0		0	20	
そ の 他	0	6	0	(0)	0 ()	
計	0	7	0	4,719	0		0	4,709	0

		-	>	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)			
				床	面	積	決	定 価	格	単位	当 た り	価 格
届 造 別	行	番	号	総 数 (㎡) (イ)	法 定 免 税 点 未 満 の も の (㎡) (ロ)	法 定 免 税 点 以 上 の も の (㎡) (ハ)	総 額 (千円) (二)	法 定 免 税 点 未 満 の も の (千円) (ホ)	法 定 免 税 点 以 上 の も の (千円) (へ)	<u>(二)</u> (イ) (円) (ト)	<u>(ホ)</u> (ロ) (円) (チ)	<u>(へ)</u> (八) (円) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造	9 0	1	1	12 7 412,447	23 0	412,447	⁴⁵ 37,344,079	56 0	⁶⁷ 37,344,0 ⁷⁷ 9	90,543	0	90,543
鉄筋コンクリート造	0	2	1	808,495	0	808,495	58,437,912	0	58,437,912	72,280	0	72,280
鉄 骨 造	0	3	1	[†] 1,596,980	0	1,596,980	92,300,011	0	92,300,011	57,797	0	57,797
軽 量 鉄 骨 造	0	4	1	¹ 148,580	218	148,362	4,489,573	1,168	4,488,405	30,217	5,358	30,253
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	1	^オ 1,529	0	1,529	31,359	0	31,359	20,509	0	20,509
そ の 他	0	6	1	[†] 0	0		0	0		0	0	0
計	0	7	1	2,968,031	218	2,967,813	192,602,934	1,168	192,601,766	64,892	5,358	64,897

地方名]共公	団体	⊐ -	・ド	表習	昏号
¹ 1 4	1	5	0	0	72	⁸ 6

第26表 木造以外の家屋に関する調 (2)住宅、アパート

都 道 府 県 名 神奈川県 ----------------------市 町 村 名 相模原市

		<u> </u>	•	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
区分						東		数	
	行	番	号	松	数	法 定 免 税 点	未満のもの	法定免税点	以上のもの
構造別	1 J	Ħ	7	棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途以外の棟数	棟 数	主たる用途以外の棟数
鉄骨鉄筋コンクリート造	9 0	1	0	12 28	6 19 0	26 0	33 0	286	47 53
鉄筋コンクリート造	0	2	0	5,44	7 0	1	0	5,446	
鉄 骨 造	0	3	0	4,21	8 0	0	0	4,218	
軽量 鉄 骨 造	0	4	0	20,41	3 0	45	0	20,368	
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	0	8	7 0	2	0	85	
そ の 他	0	6	0		0 0	0	0		
計	0	7	0	30,45	1 0	48	0	30,403	0

			▶	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)			
				床	面	積	決	定 価	格	単位	当たり	価 格
区 分 構造別	行	番	号	総 数 (㎡) (イ)	法定免税点 未満のもの (㎡) (ロ)	法 定 免 税 点 以 上 の も の (㎡) (ハ)	総 額 (千円) (二)	法 定 免 税 点 未 満 の も の (千円) (ホ)	法定免税点 以上のもの (千円) (へ)	<u>(二)</u> (イ) (円) (ト)	<u>(ホ)</u> (ロ) (円) (チ)	<u>(へ)</u> (ハ) (円) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造	90	1	1	12 # 897,403	23	³⁴ 897,403	45	56	67 62,506,189			69,652
鉄筋コンクリート造	0	2	1	5,844,169	4	5,844,165	373,147,422	133	373,147,289	63,850	33,250	63,850
鉄 骨 造	0	3	1	⁵ 1,236,652	0	1,236,652	57,908,724	0	57,908,724	46,827	0	46,827
軽 量 鉄 骨 造	0	4	1	3,017,019	641	3,016,378	90,971,293	5,626	90,965,667	30,153	8,777	30,157
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	1	9,688	97	9,591	223,718	313	223,405	23,092	3,227	23,293
その他	0	6	1	٥ 0	0		0	0		0	0	0
計	0	7	1	11,004,931	742	11,004,189	584,757,346	6,072	584,751,274	53,136	8,183	53,139

地	方公	·共区	団体	⊐ –	・ド	表習	番号
¹ 1	4	1	5	0	0	⁷ 2	⁸ 7

第27表 木造以外の家屋に関する調 (3)病院、ホテル

都 道 府 県 名 神奈川県 ------------------------市 町 村 名 相模原市

				(1)	(2)		(3)	(4)	(5)	(6)
					柯				汝	
区分	行	番	号	絵	数	法	法 定 免 税 点		法定免税点	
構造別	13	ш	,	棟 数	主たる用途 以外の棟数		棟 数	主たる用途以外の棟数	棟 数	主 た る 用 途 以 外 の 棟 数
鉄骨鉄筋コンクリート造	9 0	1	0	12 17	19 0	26	0	33 0	17	47 53
鉄筋コンクリート造	0	2	0	138	0		0	0	138	
鉄 骨 造	0	3	0	61	0		0	0	61	
軽 量 鉄 骨 造	0	4	0	16	0		0	0	16	
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	0	0	0		0	0		
そ の 他	0	6	0	0	0		0	0		
計	0	7	0	232	0		0	0	232	0

		-	•	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)			
				床	面	積	決	定 価	格	単位	当たり	価格
区 分 構造別	行	番	号	総 数 (㎡) (イ)	法定免税点 未満のもの (㎡) (ロ)	法定免税点 以上のもの (㎡) (八)	総 額 (千円) (二)	法 定 免 税 点 未 満 の も の (千円) (ホ)	法 定 免 税 点 以 上 の も の (千円) (へ)	<u>(二)</u> (イ) (円) (ト)	<u>(ホ)</u> (ロ) (円) (チ)	<u>(へ)</u> (八) (円) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造	9 0	1	1	^{12 7} 49,484	23 0	49,484	⁴⁵ 4,452,044	56 0	⁶⁷ 4,452,0 ⁷⁷		0	
鉄筋コンクリート造	0	2	1	^t 277,426	0	277,426	23,789,078	0	23,789,078	85,749	0	85,749
鉄 骨 造	0	3	1	^ر 51,774	0	51,774	3,898,441	0	3,898,441	75,297	0	75,297
軽 量 鉄 骨 造	0	4	1	⁹ 3,049	0	3,049	170,481	0	170,481	55,914	0	55,914
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	1	0	0		0	0		0	0	0
そ の 他	0	6	1	^س 0	0		0	0		0	0	0
計	0	7	1	381,733	0	381,733	32,310,044	0	32,310,044	84,640	0	84,640

地	方公	共団	団体	コー	・ド	表習	野号
1	4	1	5	0	0	⁷ 2	8

第28表 木造以外の家屋に関する調 (4)工場、倉庫、市場

都 道 府 県 名 神奈川県 ----------------------市 町 村 名 相模原市

		-		(1)	(2)	(3)		(4)	(5)	(6)
区分					桐			** **		
	行	番	号	総	数数	法定免税	. 点 才	未満のもの	法定免税点	以上のもの
構造別	,		,	棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	: 	主 た る 用 途 以 外 の 棟 数	棟 数	主たる用途 以外の棟数
鉄骨鉄筋コンクリート造	9 0	1	0	12 35	19 0	26	0 33	0	40 35	47 53
鉄筋コンクリート造	0	2	0	2,159	0		9	0	2,150	
鉄 骨 造	0	3	0	3,861	0		5	0	3,856	
軽 量 鉄 骨 造	0	4	0	4,294	0		167	0	4,127	
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	0	941	0		56	0	885	
そ の 他	0	6	0	0	0		0	0		
計	0	7	0	11,290	0		237	0	11,053	0

		→		(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)			
				床	面	積	決	定 価	格	単位	当たり	価格
区 分 構造別	行	番	号	総 数 (㎡) (イ)	法定免税点 未満のもの (㎡) (ロ)	法 定 免 税 点 以 上 の も の (㎡) (八)	総 額 (千円) (二)	法 定 免 税 点 未 満 の も の (千円)(ホ)	法定免税点以上のもの(千円)(へ)	<u>(二)</u> (イ) (円) (ト)	<u>(ホ)</u> (ロ) (円) (チ)	<u>(へ)</u> (ハ) (円) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造	9 0	1	1	12 7 205,827	23 0	³⁴ 205,827	45	56	12,011,006			58,355
鉄筋コンクリート造	0	2	1	1,203,131	155	1,202,976	69,512,202	1,609	69,510,593	57,776	10,381	57,782
鉄 骨 造	0	3	1	3,943,578	128	3,943,450	135,044,087	687	135,043,400	34,244	5,367	34,245
軽量 鉄骨造	0	4	1	= 350,102	3,530	346,572	3,765,013	19,950	3,745,063	10,754	5,652	10,806
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	1	19,972	771	19,201	250,691	4,729	245,962	12,552	6,134	12,810
その他	0	6	1	۸ 0	0		0	0		0	0	0
計	0	7	1	5,722,610	4,584	5,718,026	220,582,999	26,975	220,556,024	38,546	5,885	38,572

地	方公	·共园	日体	: -	ード	表習	昏号
1	4	1	5	0	0	⁷ 2	8 9

第29表 木造以外の家屋に関する調 (5)その他

都 道 府 県 名 神奈川県 ----------------------市 町 村 名 相模原市

		→		(1)	(2)	(3)		(4)	(5)	(6)
						桐				数	
区分	行	番	号		総	数	法 定 免	税点	未満のもの	法定免税点	以上のもの
構造別	1 J		ר	棟	数	主 た る 用 途 以 外 の 棟 数	棟	数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数
鉄骨鉄筋コンクリート造	90	1	0	12	1	19 0	26	0	33 0	40 1	47 53
鉄筋コンクリート造	0	2	0		86	0		0	0	86	
鉄 骨 造	0	3	0		50	0		0	0	50	
軽 量 鉄 骨 造	0	4	0		183	0		15	0	168	
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	0		23	0		2	0	21	
そ の 他	0	6	0		0	0		0	0		
計	0	7	0		343	0		17	0	326	0

			•	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)			
				床	面	積	決	定 価	格	単位	当たり	価格
区 分 構造別	行	番	号	総 数 (㎡) (イ)	法定免税点 未満のもの (㎡) (ロ)	法 定 免 税 点 以 上 の も の (㎡) (ハ)	総 額 (千円) (二)	法 定 免 税 点 未 満 の も の (千円)(ホ)	法定免税点 以上のもの (千円) (へ)	<u>(二)</u> (イ) (円) (ト)	<u>(ホ)</u> (ロ) (円) (チ)	<u>(へ)</u> (ハ) (円) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造	9 0	1	1	12 / 36		34 36		56 0	67 77 548			
鉄筋コンクリート造	0	2	1	9,148	0	9,148	330,765	0	330,765	36,157	0	36,157
鉄 骨 造	0	3	1	14,807	0	14,807	271,103	0	271,103	18,309	0	18,309
軽 量 鉄 骨 造	0	4	1	10,776	338	10,438	58,498	1,316	57,182	5,429	3,893	5,478
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	1	^ 755	36	719	9,498	145	9,353	12,580	4,028	13,008
その他	0	6	1	π 0	0		0	0		0	0	0
計	0	7	1	35,522	374	35,148	670,412	1,461	668,951	18,873	3,906	19,032

ť	地力	方公	- ド	表習	昏号			
1	1	4	1	5	0	0	⁷ 3	o

第30表 木造以外の家屋に関する調 (6)合計

都 道 府 県 名 神奈川県 ------市 町 村 名 相模原市

		-	•	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
				, ,	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			数	, ,
区分	行	番	号	緃	数	法定免税点	未満のもの	法定免税点	以上のもの
構造別	1.3			棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主 た る 用 途 以 外 の 棟 数
鉄骨鉄筋コンクリート造	90	1	0	12 486	19 0	26 0	33 0	486	47 53 0
鉄筋コンクリート造	0	2	0	8,615	0	10	0	8,605	0
鉄 骨 造	0	3	0	10,798	0	5	0	10,793	0
軽 量 鉄 骨 造	0	4	0	26,065	0	237	0	25,828	0
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	0	1,071	0	60	0	1,011	0
そ の 他	0	6	0	0	0	0	0	0	0
計	0	7	0	47,035	0	312	0	⁵ 46,723	0

			•	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)			
				床	面	積	決	定 価	格	単位	当たり	価格
区 分 構造別	行	番	号	総 数 (㎡) (イ)	法定免税点 未満のもの (㎡) (ロ)	法定免税点以上のもの(㎡)(八)	総 額 (千円) (二)	法 定 免 税 点 未 満 の も の (千円) (ホ)	法定免税点以上のもの(千円)(へ)	<u>(二)</u> (イ) (円) (上)	<u>(ホ)</u> (ロ) (円) (チ)	<u>(へ)</u> (八) (円) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造	90	1	1	1,565,197	23	34	45	56	67 77			74,313
鉄筋コンクリート造	0	2	1	8,142,369	159	8,142,210	525,217,379	1,742	525,215,637	64,504	10,956	64,505
鉄 骨 造	0	3	1	6,843,791	128	6,843,663	289,422,366	687	289,421,679	42,290	5,367	42,290
軽量 鉄骨造	0	4	1	3,529,526	4,727	3,524,799	a 99,454,858	28,060	99,426,798	28,178	5,936	28,208
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	1	31,944	904	31,040	b 515,266	5,187	510,079	16,130	5,738	16,433
その他	0	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	7	1	20,112,827	5,918	20,106,909	⁹ 1,030,923,735	⁵ 35,676	^y 1,030,888,059	51,257	6,028	51,270

地	3 7	52	7:	共	寸]体	: =]-	_	۲	表	番	号
1		4		1		5		0		0	⁷ 3		18

第31表 新増分家屋に関する調 (1)木造家屋

							(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)		
		X	分				棟	数		面積	再建築費	曹 評 点 数	決 定	価 格	単位当たり	単位当たり価格
家屋	星の種類	Į (行	番	号	総数	うち増築分	総 数 (㎡) (イ)	うち増築分	総 点 数 (千点) (口)	うち増築分	総 額 (千円) (八)	うち増築分	再建築費評点数 <u>(ロ)</u> (イ) (点)	<u>(八)</u> (イ) (円)
	専用	住	宅	90	1	0	2,284	¹⁸ 16	²⁴ ^a 231,119	³³ 291	⁴¹ 23,139,275	⁵¹ 24,209	⁶⁰ 19,436,987	⁷⁰ 20,336	100,118	84,099
	共同住	宅・	寄宿舎	0	2	0	112		33,618		3,459,835		2,906,262		102,916	86,450
新	併 用	住	宅	0	3	0	5		c 625		57,563		48,353		92,101	77,365
	ホテル・	旅館	・料亭	0	4	0			d						0	0
増	事務所・	銀行	・店舗	0	5	0	19	2	e 1,783	108	146,339	4,568	122,925	3,837	82,075	68,943
	劇場	• }	病 院	0	6	0	2		f 532		47,167		39,620		88,660	74,474
分	工場	•	倉 庫	0	7	0	9	1	⁹ 488	9	21,889	311	18,387	261	44,855	37,678
	土	Ī	蔵	0	8	0			h						0	0
	附寸	属	家	0	9	0	16		643		33,270		27,897		51,742	43,386
	合	計		1	0	0	j 2,447	k 19	268,808	л 408	26,905,338	29,088	22,600,431	⁵ 24,434	100,091	84,076

坩	ュナ	52	<u>:</u>	共	寸	体	_	- ド	表習	昏号
1		4		1		5	0	0	⁷ 3	2 ⁸

第32表 新増分家屋に関する調 (2)木造以外の家屋(その1)

						(1)	(2)	(3)		(4)	(5)	(6)	(7)	(8)		
		─ 区 分				棟	数	床	面	積	再建築質	費評点数	決 定	価 格	単 位 当 た り 再建築費評点数	単位当たり価
⇒ ₽.«	15 4五		行	番	号	総 数	うち増築分	総数 (㎡) (イ)	= +	一曲领八	総 点 数 (千点)(口)	こと描数八	総額	うち増築分	(口) (点)	格 <u>(八)</u> (円) (イ)
家屋の	事	構造別	Q.	_		12	つり増架分	(㎡)(イ) 24 ア	33	5増築分	<u>(千点)(口)</u> 41	うち増築分	(千円)(八)	70 79	` '	(1)
	務	鉄骨鉄筋コンクリート造	Ď	1	0	12	10				71	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		70	0	0
	所	鉄筋コンクリート造	0	2	0			1							0	0
	٠	鉄 骨 造	0	3	0	11	2	[†] 8,7	97	63	803,235	10,720	867,060	11,582	91,308	98,563
	店舗	軽量 鉄骨造	0	4	0	21		$^{\pm}$ 3,2	23		210,438		224,236		65,293	69,574
新	・百	れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	0			オ							0	0
371	貨	そ の 他	0	6	0			カ							0	0
	店	計	0	7	0	32	2	12,0	20	63	1,013,673	10,720	1,091,296	11,582	84,332	90,790
	住	鉄骨鉄筋コンクリート造	0	8	0			‡							0	0
	宅	鉄筋コンクリート造	0	9	0	17		⁷ 18,7	87		2,731,652		2,403,853		145,401	127,953
		鉄 骨 造	1	0	0	46		⁵ 25,9	80		2,871,067		2,526,539		110,511	97,249
増	ァ	軽量 鉄骨造	1	1	0	198		□ 34,4	72		3,809,721		3,352,554		110,516	97,254
	-	れ ん が 造 コンクリートブロック造	1	2	0			U							0	0
	1	そ の 他	1	3	0			シ							0	0
	۲	計	1	4	0	261	0	79,2	39	0	9,412,440	0	8,282,946	0	118,785	104,531
	病	鉄骨鉄筋コンクリート造	1	5	0			ス							0	0
分	院	鉄筋コンクリート造	1	6	0			セ							0	0
"		鉄 骨 造	1	7	0	1		У 4	68		45,958		49,543		98,201	105,861
	•	軽量 鉄骨造	1	8	0	2	1	⁹ 3	37	174	23,009	7,834	24,298	8,273	68,276	72,101
	ホテ	れ ん が 造 コンクリートブロック造	1	9	0			チ							0	0
		その他	2	0	0			<u>-</u> س							0	0
	ル	計	2	1	0	3	1	8	05	174	68,967	7,834	73,841	8,273	85,673	91,728

地方包	公共[団体	⊐ –	۲.	表習	昏号
1 4	1	5	0	0	⁷ 3	28

第32表 新増分家屋に関する調 (2)木造以外の家屋(その2)

都 道 府 県 名 神奈川県 ----------------市 町 村 名 相模原市

		─				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)		
		区分				棟	数	床	面 積	再建築費	費 評 点 数	決 定	価 格	単位当たり	
家屋の	種類	構造別	行	番	号	総数	うち増築分	総数 (㎡) (イ)	うち増築分	総 点 数 (千点)(口)	うち増築分	総 額 (千円) (八)	うち増築分	再建築費評点数 (<u>D)</u> (点)	格 <u>(八)</u> (円) (イ)
	I	鉄骨鉄筋コンクリート造	9 2	2	0	12	18	24 テ	33	41	51	60	70 79	0	0
	場	鉄筋コンクリート造	2	3	0	4		133		8,699		9,399		65,406	70,669
	•	鉄 骨 造	2	4	0	16		46,377		3,546,442		3,811,751		76,470	82,191
新	倉庫	軽量鉄骨造	2	5	0	61		⁼ 1,804		76,431		79,642		42,368	44,147
	•	れ ん が 造 コンクリートブロック造	2	6	0			ヌ						0	0
	市	その他	2	7	0			ネ						0	0
増	場	計	2	8	0	81	0	48,314	0	3,631,572	0	3,900,792	0	75,166	80,738
78		鉄骨鉄筋コンクリート造	2	9	0			J						0	0
	そ	鉄筋コンクリート造	3	0	0			Л						0	0
		鉄 骨 造	3	1	0			۲						0	0
分	တ	軽量鉄骨造	3	2	0			フ						0	0
		れ ん が 造 コンクリートブロック造	3	3	0			^						0	0
	他	その他	3	4	0			ホ						0	0
		計	3	5	0	0	·	0	0	0	0	0	0	0	0
		合 計	3	6	0	e 377	^g 3	140,378	237	14,126,652	18,554	13,348,875	19,855	100,633	95,092

1	地	゚゚゚゚゚	立公	:共[団体	- に	- F	表習	番号
1	1		4	1	5	0	0	⁷ 3	3 ⁸

第33表 減少分家屋に関する調 (1)木造家屋

都 道 府 県 名 神奈川県 ---------市 町 村 名 相模原市

		(1)	(2)	(3)	
区分		棟 数	床 面 積	決 定 価 格	単位当たり価格
家屋の種類	行番号	総数	総 数 (㎡) (イ)	総 額 (千円) (口)	<u>(口)</u> (イ) (円)
専 用 住 宅	90 1 0	1,076	19	28	
共同住宅・寄宿舎	0 2 0	38 88	⁴⁵ 15,274	⁵⁴ 220,951	14,466
併 用 住 宅	0 3 0	12 85	8,142	110,601	13,584
ホテル・旅館・料亭	0 4 0	38 4	45 99	1,187	11,990
事務所・銀行・店舗	0 5 0	12 30	2,749	29,027	10,559
劇場・病院	0 6 0	38	45 53	54 63 552	10,415
工場・倉庫	0 7 0	38	·		5,110
土 蔵	0 8 0	38 9	297	54 63 381	1,283
附 属 家	0 9 0	121			2,268
合 計	1 0 0	1,452	132,979	1,981,359	14,900

地	1 <i>7</i>	5公	・ド	表都	香号			
1		4	1	5	0	0	⁷ 3	⁸ 4

第34表 減少分家屋に関する調 (2)木造以外の家屋

都 道 府 県 名 神奈川県 市 町 村 名 相模原市

		(1)	(2)	(3)	
区分	<i>-</i> = -	棟 数	床 面 積	決 定 価 格	単位当たり価格
家屋の種類	行番号	総数	総 数 (㎡) (イ)	総額 (千円) (ロ)	<u>(ロ)</u> (イ) (円)
事務所・店舗・百貨店	⁹ 0 1 0	12 46	23,615	1,473,670	62,404
住宅・アパート	0 2 0	³⁸ 168	⁴⁵ 36,293	1,317,293	36,296
病院・ホテル	0 3 0	12	19	28	0
工場・倉庫・市場	0 4 0	³⁸ 99	⁴⁵ 25,741	⁵⁴ 379,62 ³ 1	14,748
そ の 他	0 5 0	12 4	1,321	²⁸ 75,156	56,893
合 計	0 6 0	317	45 86,970	⁵⁴ 3,245,740	37,320

地	方公	۲.	表習	番号			
11	4	1	5	0	0	3	5 ⁸

第35表 課税標準額等に関する調 (その1)

							(1) (2) (3)
		区 分	特例率	行。	番	号	課税標準 <u>(A</u> の特例率(B)(FF)(A) (A) (B)
					1		12 7 1,529,038,549
課	法	第9項 (日本放送協会)	1/2	0	2 3		23 340 33
		第10項 (日本原子力研究開発機構)	2/3	0			23 33
税	に第	第 11 項 (登録有形文化財等)	1/2		5	0	12 99
١	=	第 15 項 (宇宙航空研究開発機構)	1/3 2/3	0	6 7		23 33
標	-	·	1/3	0	8		
34-	よ四	第16項 (海洋研究開発機構)	2/3	0	9	0	12
準	九	第17項 (水資源機構)	3/4	1	0 1		23 33
		************************************	1/4	1			12 23 33
0)	る条	第20項 (科学技術振興機構)	1/2	1	3	_	12
4+	の	第22項 (新関西国際空港株式会社)	1/2	1	4		23 33
特		第23項 (信用協同組合等) 第25項 (中部国際空港)	3/5 1/2	1	5 6		
/T:I	も三	第27項 (家庭的保育事業)	-	1	7		12 438 1 3
例	の	第28項 (居宅訪問型保育事業)	-	1	8		23 33 1 3
١	_ +B	第 29 項(事業所內保育事業) 第 30 項(認定生活困窮者就労訓練事業)	1/2	2			12 1 3
ات	の規		1/2	2			12
١.	定		2/3	2	2	0	
ょ	, <u>,</u>	第33項(世界遺産)	1/3	2		_	
١.,	法附	第1項(総合効率化に資する倉庫等) 第9項(並行在来線の譲受資産)	1/2	2			23 33
IJ	則	第13項 (PFIによる公共施設等の整備等)	1/2	2			23 33
_ <u>\</u>	第	_{第 14 1頁} (都市利便施設(都市再生緊急整備地域))	-	2	-		12
減	_ A5	[2] 1 2 [(2/3	2			23 33
÷=	五	·	1/2	3			
額	条	第16項(外貿埠頭公社の民営化に係る承継特例)	3/5	3	1	0	
١	の	第17項 (鉄道事業再構築事業) 第19項 (公益法人の所有する能楽堂)	1/4	3			23 33 12
に	規	1/国際戦略洪楽笙の芳さげき始起笙(国際戦略洪楽))	1/2	3		-	23 33
4.	定	第20頃 (特定国際拠点港湾))	2/3	3	5	0	12
な	に	第22項 (津波防災地域づくり法の指定避難施設)	-	3			
	ょ	第24項 ([津波防災地域づくり法の協定避難施設) 第24項 (駅のバリアフリー化施設)	2/3	3			
る	る	第27項 (特定貨物取扱埠頭の港湾施設)	2/3	3			12
₽ ∓	も	第32項(特定事業所内保育施設)	-	4	-		23 47,094 33 1 3
額	の	第39項 (滞在快適性等向上施設)	1/2	4	<u> </u>	1 0	12

[「]課税標準の特例率(わがまち特例)(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「 - 」を入力すること。したがって、(1)が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地	方公	· ド	表番号				
11	4	1	5	0	0	⁷ 3	6

第36表 課税標準額等に関する調(その2)

 都 道 府 県 名
 神奈川県

 市 町 村 名
 相模原市

_		→									(1)			(2)	(3)
		X	分		特例	率	行:	番号	法	定免	税点	以上		もの ^{千円)}	課 税 材の 特 例 (わがる (A)	票 準 <u>(A)</u> 剛 率 (B) まち特例) (B)
課	法附則第一五条の二			条の3の適用のないもの	1/:		0	1 0	12							
HP11	法附則第一五条の三	第 1 項(旅客	写会社等に係る承継特例)		3/:	5		2 0						33		
		" (<u>"</u>) 法附則第15条の2第2項(の適用のあるもの	3/1			3 0								
税	昭四七年附則第八条				1/:			4 0						33		
	昭六一年附則第三条	男 10 垻 (特)	至地方交通線)		1/-			5 0								
	平成三年附則第八条	第3項(都市	5基盤整備公団) 5基盤整備公団)		1/:		0	6 0	12					33		
標			·		1/3		<u> </u>	8 0						33		
1231		第5項 (農業	纟・生物系特定産業技術研究機構)		1/			9 0						55	_	
	平成七年附則第六条	// (日 才	(電気計器検定所)		1/0				23					33		
準	1 12 2 1 113 23 24 7 1 25		消防検定協会)		1/0				12							
			型船舶検査機構)		1/0		1	2 0	23					33		
		// (軽自	動車検査協会)		1/0	6	1	3 0	12							
の	平成十年附則第六条		基盤整備公団)		1/:	2	1	4 0	23					33		
0,			🗄 法人等の大規模外貿埠頭)		1/:			5 0								
	平成十三年附則第八条		ガス保安協会)		1/0			6 0						33	-	
特			電気計器検定所)		1/:			7 0								
1য			消防検定協会)		1/3			8 0						33		
	平成十五年附則第十一条		型船舶検査機構)		1/:			9 0								
例			<u> 動車検査協会)</u>		1/;		2		23					33		
נילו		第11項(高田	Eガス保安協会) 除保険診療報酬支払基金)		1/:			1 0						33		
	平成十七年附則第七条		(体限診療報酬文仏 <u>基本)</u> 1車安全運転センター)		1/0		2		12					33		
1-	平成十九年附則第六条		<u>[年文王建報 ピンフ </u>		1/3			4 0						33	_	
に			- 77. (本文) 17. (本電気計器検定所)		1/3			5 0								
			本消防検定協会)		1/:			6 0						33		
_	平成二十年附則第十条		型船舶検査機構)		1/2			7 0								
ょ		// (軽	自動車検査協会)		1/:	2	2	8 0	23					33		
	平成二十二年附則第十一条	第 19 項 (PFI	公共荷さばき施設等)		1/:			9 0	12							
	十成二十二年的95年1 朱	第 20 項 (PF	一般廃棄物処理施設)		1/:		3		23					33	_	
IJ			(保険診療報酬支払基金)		1/:			1 0								
	平成二十三年附則第七条		加車安全運転センター)		1/:			2 0						33		
_B			野金・簡易生命保険管理機構) 18 中枢海流		1/:		3		12							
減			-パー中枢港湾) -パー中枢港湾)		1/:			4 0 5 0						33		
	平成二十六年附則第十二条		- ハー中性/6/ <i>8)</i> E会社等の特定用途港湾施設)		1/:			6 0						33		
	平成二十八年附則第十八条		<u>- 云社寺の行足用座港湾施設)</u> 日本大震災により滅失又は損壊した特定	(地方交通線の代替家屋)	1/-			7 0						33		
額	平成三十年附則第二十条		本人展及により版人人は損壊した特定 防災地域づくり法の協定避難施設)	2011人地域以10日30庄)	- 17.			8 0						33		
	平成三十一年附則第十六条		では、		5/0		3		12					33		
1.	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	(ができる。 対象的ではできますが、		1/:				23					33		
に			効率(に負する信庫寺) 国立大学の校舎)		1/:		4		12					33	_	
	令和二年附則第十四条		国立八子の役日 <i>)</i> 緊戦略港湾等の荷さばき施設等(国際戦		1/:		4		23					33	—	
1.		第 13 項 (国際		[哈 <i>尼月]]</i>]際拠点港湾))	2/:		4		12					55	_	
な		第 17 項 (認定	" (行足区 医誘導事業)	IPA JC. M. (6/15 /)				4 0						33		
	令和三年附則第十二条		- の 寺 尹来 / 5 鉄 道 利 便 増 進 施 設)		2/:			5 0						33		
	令和三年附則第十三条		」		-		4		23				10 4	088 33	0	0
る	令和五年附則第十六条		ミコロノ元端設備寺) B 障害者多数雇用事業所)		5/0				12				10,	000 00	<u> </u>	
	マ 1H ユ 午 PI 対 ホ I 八 赤	77 7 75 (心之			3/1	_	_		23				2/7	246 22		
1			計 (B)						_				347,			
額			課 税 標 準 額 (A)-(B)				4	9 0	12 ト			1,528	,691,2	203		

[「]課税標準の特例率(わがまち特例)(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「 - 」を入力すること。したがって、(1)が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地	方公	・ド	表習	肾号			
1	4	1	5	0	0	⁷ 3	7 ⁸

第37表 軽減税額等に関する調(その1)

都 道 府 県 名 神奈川県 市 町 村 名 相模原市

								(1)		(2)	(3)	(4)	(5)
									総	<u>}</u>	3	数	減 割	(A)
	X		分	減額	% =	番	_						割台	(B)
	₾		л	割合	1 J	笛	5	個	数	床	面積	軽 減 税 額	(わがま	ち特例)
											(m^2)	(千円)	(A)	(B)
法 第 352 条 の 3	第1項	震災等代替家屋等		1/2	90	1	0	12	5	21	369	31 218	40	42 44
法附則第15条の6		新築住宅		1/2	0	2	0		5,798		548,300	322,560		
石門 別 第 13 末 07 0	第2項	新築住宅(中高層耐	火建築物)	1/2	0	3	0		3,900		326,302	236,531		
法附則第15条の7				1/2	0	4	0		2,541		264,460	158,040		
TO MO ES ES TO AS OF T	第2項	認定長期優良住宅(1/2	0	5	0		128		14,466	8,607		
			第1種 住宅(居住部分)	2/3	0	6	0							
			第1種 住宅(非居住部分)	1/4	0	7	0							
	第1頃	市街地再開発事業	第1種 住宅以外	1/4	0	8	0							
	75 1 -75	***************************************	第2種 住宅(居住部分)	2/3		9								
			第2種 住宅(非居住部分)	1/3	1	0	0							
			第2種 住宅以外	1/3	1	1	0							
法附則第15条の8	第2項	サービス付き高齢者		-	1	2	0		735		20,856	16,212	2	3
			住宅(居住部分)	2/3	1	3								
	第3項	防災街区整備事業	住宅(非居住部分)	1/3	1		0							
			住宅以外	1/3	1		0							
	55 4 T	高規格堤防	住宅(特定居住用部分)	2/3	1		0							
	第4項	高規格堤防 整備事業	住宅(非特定居住用部分)	1/3	1	7	0							
			住宅以外	1/3	1		0				212			
		耐震改修(住宅)		1/2	1	9	0		4		313	35		
注型即签45 名 0.0		バリアフリー改修(1/3	2				9		838	62		
法附則第15条の9				1/3	2	1	0		8		569	163		
		省エネ改修(区分所		1/3	2		0		6		541	45		
		省エネ改修(区分所		1/3	2		0		2		152	47		
	7.1-	TOTAL DESIGN		2/3	2		0							
그림의쪽45주 ^^^	第1項		認定長期優良住宅化:1年目)	2/3	2	5	0							
法附則第15条の9の2			認定長期優良住宅化:2年目)	1/2	2		0							
			がはいます。 「以外・認定長期優良住宅化)」 「有、初字長期優良住宅化)」	2/3			0							
<u></u> 法附則第15条の9の3		<u> </u>	有・認定長期優良住宅化)	2/3	2		0							
				1/2	3					_				
法附則第15条の10 法附則第15条の11		耐震改修(住宅以外 改修実演芸術公演施	,	1/2	3		0		-					
			[]]	1/3	3		0		-					
法附則第16条の3			被災代替家屋	1/2	3		0							
平成30年附則第20条				1/2	3	4	0			_				
十八八八十四月二年20元	おり识	付化川均化区域辰地	い貝承住七	1/2		5	0		13,136		1,177,166	742,520		
合	計		うち個人		3		0		12,271		1,056,718	661,153		
	пі		う 5 法 人			7	0		865		120,448	81,367		
	×	別)(4)(5)、につい						家たりま			120,440 111 <i>t</i> 211t县			

「減額割合 (わがまち特例) (4)(5)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「 - 」を入力すること。したがって、(1)~(3)が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地	・ド	表習	肾号				
1	4	1	5	0	0	⁷ 3	7 ⁸

第37表 軽減税額等に関する調(その2)

						(1	6)		(7)		(8)	(9)		(10)		(11)
			減額			令和 5	年度に	新たり	こ軽減対象	良とな	ったもの	令和 5	5 年度で	で軽減	期間の	冬了す	るもの
	☒	分	割合	行 番	号	個	数	床	面 積 (㎡)		税 税 額 ^{千円)}	個	数	床	面 積 (㎡)		咸 税 額 (千円)
法 第 352 条 の 3	第1項 震災等代替家屋等		1/2	⁹ 0 1	-	12		21		31	21	40		49		59	67
法附則第15条の6	第1項 新築住宅		1/2	0 2	-	ア	1,995	1	184,493	ウ	108,117		1,953		182,857		107,181
石門別知るのの	第2項 新築住宅(中高層耐	対火建築物)	1/2	0 3	1	I	482		34,827	カ	24,625		638		46,059		28,482
法附則第15条の7	第1項 認定長期優良住宅		1/2	0 4	1		546		57,253		35,860		493		51,383		27,426
石門別知るのがの	第2項 認定長期優良住宅(1/2	0 5	-		27		3,104		1,962		14		1,678		836
		第1種 住宅(居住部分)	2/3	0 6													
		第1種 住宅(非居住部分)	1/4	0 7	•												
	第1項 市街地再開発事業	第1種 住宅以外	1/4	0 8	1												
		第2種 住宅(居住部分)	2/3	0 9	1												
		第2種 住宅(非居住部分)	1/3	1 0	1												
		第2種 住宅以外	1/3	1 1	1												
法附則第15条の8	第2項 サービス付き高齢者		-	1 2	•		66		2,073		1,798		55		893		622
		住宅(居住部分)	2/3	1 3	1												
	第3項 防災街区整備事業	住宅(非居住部分)	1/3	1 4	1												
		住宅以外	1/3	1 5	1												
	宣 坦 枚 担 欣	住宅(特定居住用部分)	2/3	1 6	1												
	高規格堤防 第4項 整備事業	住宅(非特定居住用部分)	1/3	1 7	1												
	定開事 未	住宅以外	1/3	1 8													
	第1項 耐震改修(住宅)		1/2	1 9	1		4		313		35		4		313		35
	 第4項 バリアフリー改修 (区分所有以外)	1/3	2 0	1		9		838		62		9		838		62
法附則第15条の9	 第5項 バリアフリー改修 (区分所有)	1/3	2 1	1		8		569		163		8		569		163
	第9項 省エネ改修(区分所	f有以外)	1/3	2 2	1		6		541		45		6		541		45
	第10項 省エネ改修(区分所	前有)	1/3	2 3	1		2		152		47		2		152		47
	第1項 耐震改修(認定長期]優良住宅化)	2/3	2 4	1												
	第1項 耐震改修(通行障害・	認定長期優良住宅化:1年目)	2/3	2 5	1												
法附則第15条の9の2	第1項 耐震改修(通行障害・	認定長期優良住宅化:2年目)	1/2	2 6	1												
	第4項 省エネ改修(区分所有	可以外・認定長期優良住宅化)	2/3	2 7	1												
	第5項 省エネ改修(区分所	「有・認定長期優良住宅化)	2/3	2 8	1												
法附則第15条の9の3	第1項 マンションの大規模	ള 修繕	-	2 9	1												
法附則第15条の10	第1項 耐震改修(住宅以外	`)	1/2	3 0	1												
法附則第15条の11	第1項 改修実演芸術公演施	設	1/3	3 1	1												
法附則第16条の2	第10項 平成28年熊本地震	被災代替家屋	1/2	3 2	1												
法附則第16条の3	第10項 平成30年7月豪雨	被災代替家屋	1/2	3 3	1												
平成30年附則第20条	第 8 項 特定市街化区域農地	の貸家住宅	1/2	3 4	1		_										
			-	3 5	1		3,146		284,204		172,735		3,182		285,283		164,899
合	計	うち個人		3 6	1		2,718		248,140		150,402		3,091		279,769		161,581
		うち法人		3 7	1		428		36,064		22,333		91		5,514		3,318

地	方公	共団	日体	⊐ –	・ド	表習	昏号
1	4	1	5	0	0	⁷ 3	8

第38表 建築年次区分による家屋に関する調

都 道 府 県 名 神奈川県 ----------------------市 町 村 名 相模原市

			→			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)			
						木造	家 屋	木造以外	トの家屋	Ė	†	単位	当たり	価 格
建築	年	次	行	番	号	床面積	決定価格	床面積	決定価格	床面積	決定価格	<u>(口)</u> (イ)	<u>(二)</u>	<u>(へ)</u> (ホ)
						(㎡) (イ)	(千円) (口)	(㎡) (八)	(千円) (二)	(㎡) (ホ)	(千円) (へ)	(円)	(円)	(円)
昭 和 38 年 1	月 1 日	以前	90	1	0	¹² 380,122	²³ 845,011	³⁴ 154,992	⁴⁵ 1,751,289	⁵⁶ 535,114	⁶⁷ 2,596,300	2,223	11,299	4,852
昭和38年1月2日~	昭和414	年1月1日	0	2	0	123,617	952,655	124,995	1,771,638	248,612	2,724,293	7,707	14,174	10,958
昭和41年1月2日~	昭和444	年1月1日	0	3	0	227,080	2,175,862	377,816	5,490,022	604,896	7,665,884	9,582	14,531	12,673
昭和44年1月2日~	昭和475	年1月1日	0	4	0	410,926	5,035,137	722,247	10,050,226	1,133,173	15,085,363	12,253	13,915	13,312
昭和47年1月2日~	昭和505	年1月1日	0	5	0	550,574	8,177,185	717,686	11,698,130	1,268,260	19,875,315	14,852	16,300	15,671
昭和50年1月2日~	昭和534	年1月1日	0	6	0	681,046	10,258,260	566,677	11,464,902	1,247,723	21,723,162	15,063	20,232	17,410
昭和53年1月2日~	昭和56	年1月1日	0	7	0	950,291	15,110,147	737,434	17,510,263	1,687,725	32,620,410	15,901	23,745	19,328
昭和56年1月2日~	昭和595	年1月1日	0	8	0	850,189	13,646,347	703,162	18,897,061	1,553,351	32,543,408	16,051	26,874	20,950
昭和59年1月2日~	昭和625	年1月1日	0	9	0	783,263	12,207,567	992,417	31,305,926	1,775,680	43,513,493	15,586	31,545	24,505
昭和62年1月2日~	平成2年	₹1月1日	1	0	0	965,413	15,903,846	1,549,467	58,448,764	2,514,880	74,352,610	16,474	37,722	29,565
平成2年1月2日~	平成5年	₹1月1日	1	1	0	995,127	17,017,500	1,875,504	85,833,725	2,870,631	102,851,225	17,101	45,766	35,829
平成5年1月2日~	平成8年	₹1月1日	1	2	0	1,144,537	19,677,091	1,785,123	87,182,301	2,929,660	106,859,392	17,192	48,838	36,475
平成8年1月2日~	平成11年	₹1月1日	1	3	0	1,082,015	19,071,661	1,754,200	103,254,642	2,836,215	122,326,303	17,626	58,861	43,130
平成11年1月2日~	平成144	年1月1日	1	4	0	1,027,537	23,806,205	1,258,528	73,721,294	2,286,065	97,527,499	23,168	58,577	42,662
平成14年1月2日~	平成175	年1月1日	1	5	0	1,040,986	35,384,000	1,058,218	66,950,240	2,099,204	102,334,240	33,991	63,267	48,749
平成17年1月2日~	平成204	年1月1日	1	6	0	963,936	39,928,184	1,169,340	74,702,359	2,133,276	114,630,543	41,422	63,884	53,735
平成20年1月2日~	平成235	年1月1日	1	7	0	776,518	37,562,944	1,041,926	74,610,791	1,818,444	112,173,735	48,374	71,609	61,687
平成23年1月2日~	平成26	年1月1日	1	8	0	819,638	45,337,144	1,043,687	79,067,893	1,863,325	124,405,037	55,314	75,758	66,765
平成26年1月2日~	平成295	年1月1日	1	9	0	859,230	54,407,145	875,760	67,536,052	1,734,990	121,943,197	63,321	77,117	70,285
平成29年1月2日~	~令和2年	₹1月1日	2	0	0	808,102	58,112,541	691,036	62,563,145	1,499,138	120,675,686	71,912	90,535	80,497
令和2年1月2日~	令和4年	₹1月1日	2	1	0	487,902	41,068,265	772,234	73,764,197	1,260,136	114,832,462	84,173	95,521	91,127
令和4年1月2日~ (新増		₹1月1日)	2	2	0	[†] 268,808	³ 22,600,431	140,378	¹ 13,348,875	409,186	35,949,306	84,076	95,092	87,856
合計(令和5年		面額等)	2	3	0	¹ 16,196,857	[‡] 498,285,128	² 20,112,827	9 1,030,923,735	36,309,684	1,529,208,863	30,764	51,257	42,116

地方公	共団	団体	⊐ –	・ド	表習	番号
¹ 1 4	1	5	0	0	⁷ 3	9

第39表 家屋の変動に関する調

						(1)			(2)			(3)				(4)	
						木	造	家	屋		木	造	以	外	の	家	屋
	摘 要		行	番	号	床面	積 (㎡)	決 定	. 価	格 (千円)	床	面	積 (n	n²)	決	定価	格 (千円)
令和4年	度の概要調書(修正	前) (1)	90	1	0	12	16,025,672	22	477,2	208,741	34	1	9,609,16	61 44		983	, 660 , ⁵⁵
4	1. 1以前の減少分の 他 の 捕 捉 誤	را (²)	0	2	0		11,528			70,152			1,37	75			12,356
│ _年 │R 3 . │ 度 │ 増		及び れ ⁽³⁾	0	3	0		16,763		2	212,604			18,57	77			502,618
概 要 調 減	1. 2 ~ R4.1. 少分の捕捉誤	1の (4)	0	4	0		5,623			62,068			2,18	37			28,725
書 R3. の 改築	 1. 2 ~ R 4. 1. 分、その他の捕捉談 		0	5	0		937			913			36	63			5,730
正 R 3 . 新築	分及び増築分の捕捉源		0	6	0		35,109		3	386,094			437,45	59		36	,835,862
	度の概要調書(修正: 2) + (3) - (4) + (5) +		0	7	0	1	16,061,330		477,6	676,132		2	0,061,99	98		1,020	,963,609
減	少 分 家 屋	(8)	0	8	0		132,979		1,9	981,359			86,97	70		3	,245,740
減	価 分 家 屋	(9)	0	9	0									_			
不均衡	是 正 に よ る 増 減 額	等 (10)	1	0	0	()				(
改 築	令 分 等 家 屋	(11)	1	1	0												
課税・	非課税变更分家	屋 (12)	1	2	0		302			10,076			2,57				143,009
在	来 分 家 屋	(13)	1	3	0	(7) - (8) + (12)	15,928,049	(7)-(8)+(10)+	(11)+(12) 475,6) 684,697	(7) - (8) +	(12)	9,972,44	19 (7))-(8)+(10))+(1 <u>1)</u> + (7	,374,860
新	築 分 家 屋	(14)	1	4	0		268,400		22,5	575,997			140,14	11		13	,329,020
増	築 分 家 屋	(15)	1	5	0		408			24,434			23	37			19,855
令和 5 (13)	年度の決定価格) + (14) + (15		1	6	0	1	16,196,857	‡	498,2	285,128	ス	2	0,112,82	27 ⁹		1,030	,923,735

地	方公	洪区	团体	⊐ –	・ド	表習	昏号
¹ 1	4	1	5	0	0	⁷ 4	08

第40表 法附則第15条の6第1項及び第2項による軽減税額等の 床面積区分に関する調 (令和5年度に新たに軽減の対象となったものについて)

都 道 府 県 名 神奈川県 ----------------------市 町 村 名 相模原市

																										
	•				I	(1)	- 1		(2)	個	(3)	当	(4) た	-	(5)	1)	(6) 万	(7		面	(8)	1	主	(9)
						50 m²	I N	<u> </u>			N -						<u> </u>									
X	分	行	番	号	(貸	家の用し	こ供さ	れる	場合は40) m 以	以 - 上 100 ㎡ 以	人下)	100	m²	超	120	m²	以	下	120	m²	超	140	m²	以	下
						個 数	(個)	床	面積	m²)	怪 減 税	額 (千円)	個	数(個)	床	面和	責 (㎡)	軽 減	税額	個	数(個)	床	面	積 (㎡)	軽 減	税額
第1項·	3年間適用	90	1	0	12	1	,390	17	118,8	25			33	493	38	52,	203	46	30,248	54	69	59	8	3,813	67	4,790
第2項・	5年間適用	0	2	0			422		28,3	15	20	,776		44		4,	592		2,674		5			638		373
合	計	0	3	0		1	,812		147,1	65	90	,885		537		56,	795		32,922		74		Ç	9,451		5,163
						(10)			(11)		(12)		(1:	3)		(14)		(1	5)	(1)	8)		(17)		(18)
						(10)	1			個	(12)	当	(1)	<u>, </u>		(14)	IJ		<u>о,</u> Б			面	(17)	₹	<u></u>	10)
X	分	行	番	무		140	m²	超	160	m²	以 T	_	160	m²	超	200	m²	以	下	200	m²	超	240	m²	以	下
	,,	1 3	ш			個 数	7 (個)	床	面積	m²) #	逐 減 税	額	個	数(個)	床	面和	責 (㎡)	軽 減	税額	個	数個	床	面	積 (㎡)	軽 減	税額
第1項·	3年間適用	9 0	1	1	12		(07)	17	3,6	25			33	13	38	2,		46	887	54	5	59	,	1,103	67	3 ⁷⁴ 5
第2項・	5年間適用	0	2	1			5		7	65		393		5			896		329							
合	計	0	3	1			30		4,4	54	2	1,111		18		3,	172		1,216		5		,	1,103		365
						(19) 1 個	当	た	(20) I)	床	(21) 面 和	吉	(22	2)		(23)		(2	24)]						
								<u>に</u> 超		m²	·····································					計										
X	分	行	番	号											<u> </u>											
						個 数	(個)	床	面積	m²) ≢	怪 減 税	額 (千円)	個	数 _(個)	床	面和	責 (㎡)	軽減	税額 (千円)	i						
第1項·	3年間適用	90	1	2	12			17		25			33 ア	1,995	38	186,	934	46 ウ	108,117							
第2項·	5年間適用	0	2	2			1		2	46		80	I	482		35,	452	ל	24,625							
合	計	0	3	2			1		2	46		80		2,477		222,	386		132,742							

地	1 <i>7</i>	5公	·共园	团体	⊐ –	・ド	表都	昏号
1	Ī	4	1	5	0	0	⁷ 4	⁸

第41表 法附則第15条の6及び第15条の7の減額適用を 受けなかった住宅の個数に関する調 (令和5年度に新たに課税の対象となったものについて)

都道府県名	神奈川県
市町村名	相模原市

_							*	(1)		(2)			(3)			(4)			(5)	
							Α	床	面	積	要	件	を	満	た	خ	な	١١	住	宅
	区		分	行	番	号	50 ㎡ (場合 未	(貸家の 40㎡) 満 _(個)	28 300		超 以下 (個)	300 320	0 m² m² اي	超 以下 (個)	320) m²	超 (個)		計	(個)
	第	1	項	90	1	0	12	503	17		, ,	22		1	27			32		5 ³⁶ 4
	第	2	項	0	2	0		693												693
	合		計	0	3	0		1,196			0			1			C)		1,197

		(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)
		B 居	住 割 合	が 1/2	未 満 の	併 用 倍	宅 等	A・Bの要件を満額の適用を受け	たさないために減 けな かっ た 住 宅
区分	行 番 号		うち、	床面積	要 件 を 湍	聞た さな	い 住 宅		
		計 <i>(</i> 個)	50 m² (貸家の場合 40 m²)未満 (個)			J JZU III 炬	小 計 (個)	個 数	床 面 積 (m²)
第 1 項	⁹ 0 1 1	12 27	17 27	22	27	32	37 27	504	15,6 ⁵⁴
第 2 項	0 2 1	17	17				17	693	21,651
合 計	0 3 1	44	44	C	(44	1,197	37,330

地	!方	i公	·共园	团体	⊐ –	・ド	表習	昏号
¹ 1		4	1	5	0	0	⁷ 4	28

第42表 法附則第15条の7第1項及び第2項による軽減税額等の 床面積区分に関する調 (令和5年度に新たに軽減の対象となったものについて)

都 道 府 県 名 神奈川県 ---------------------市 町 村 名 相模原市

						(1)		(2)	(3)	(4)		(5)		(6	3)	ľ	7)		(8)		,	9)
						1		(2) 	(S) 발		4) ti	=		IJ	(0	<u>)</u> 万			面	(0)	₹	(責	9)
X	分	行	番	号	50 (貸家(m ^r り の用に供る	し される	100 場合は40 m	㎡ 以 下 :以上100㎡以下)	100	m²	超	120	m²	以	下	120	m²	超	140	m²	以	下
					個	数(個)	床	面積(㎡)	軽減税額	個	数(個)	床	面積	î)	軽 減	税額	個	数(個)	床	面	積 (㎡)	軽 減	税額
第1項·	5年間適用	90	1	0	12	189	17	17,350	²⁵ 11,091	33	235	38	25,26	3 4	16	15,839	54	73	59	ę	9,390	67	5,365
第2項・	7年間適用	0	2	0		4		360	234		4		46	64		282		7			940		539
合	計	0	3	0		193		17,710	11,325		239		25,72	27		16,121		80		10	330,		5,904
					(10)		(11)	(12)	(1	13)		(14)		(1:	5)		6)		(17)		(18)
						1		個		ĺ	t	=		IJ		Þ	Ē		面		Ŧ	責	
X	分	行	番	号	140) m²	超	160 m ²	以下	160	m²	超	200	m²	以	下	200	m²	超	240	m²	以	下
					個	数 _(個)	床	面積(㎡)	軽減税額	個	数 _(個)	床	面積	ť)	軽 減	税 額 (千円)	個	数 (個)	床	面	積 (㎡)	軽 減	税 額 (千円)
第1項·	5年間適用	90	1	1	12	26	17	3,887	²⁵ 1,862	33	17	38	2,96	3	6	1,244	54	3	59		657	67	2 ⁷⁴ 214
第2項・	7年間適用	0	2	1		4		589	287		5		90)7		391		1			232		85
合	計	0	3	1		30		4,476	2,149		22		3,87	'0		1,635		4			889		299
	—				(19)		(20)	(21)	(2	22)		(23)		(2	4)							
					1	個 当	た			Ì	•				,	•							
X	分	行	番	号	240) m²	超	280 m ²	以下				計										
					個	数 (個)	床	面 積 (㎡)	軽減税額 (千円)	個	数 (個)	床	面 積 (m	1²)	軽 減	税 額 (千円)							
第1項・	5年間適用	90	1	2	12	3	17	751	²⁵ 245	33	546	38	60,26	⁴⁶	6	35,8 ⁵³							
第2項・	7年間適用	0	2	2		2		487	144		27		3,97	'9		1,962							
合	計	0	3	2		5		1,238	389		573		64,24	10		37,822							

地	方	公	共	団(本:	٦-	۴	表看	番号
11	4	4	1	5	,	0	0	⁷ 4	38

第43表 新築住宅に関する調

都 道 府 県 名 神奈川県

市 町 村 名 相模原市

								(1)		(2)		(3)	(4)		
		区分		行	番	号		棟 数	住	居数		床面積(㎡)	決定価格	床面積 住居数	決定価格 床面積(円)
木	一戸	専 用 住 宅	(1)	⁹ 0	1	0	12	2,268	18	2,28	4 2	⁴ 231,119	³² 19,436,987	101	84,099
造	建	併 用 住 宅	(2)	0	2	0	42	5	48	:	5 ⁵	424	⁶² 48,353	85	114,040
家		共 同 住 宅 ・ 寄 宿 舎	(3)	0	3	0	12	112	18	99	0 ²	33,618	³² 2,906,262	34	86,450
屋	Ī	計 (1) + (2) + (3)	(4)	⁹ 0	4	0	42	2,385	48	3,27	9 5	265,161	⁶² 22,391,60 ²	81	84,445
		鉄骨鉄筋コンクリート造	(5)	0	5	0	12		18		2	4	32	0	0
木		鉄 筋 コ ン ク リ - ト 造	(6)	90	6	0	42	4	48	10	8 5	7,901	1,019,6 ⁷¹	73	129,054
1	戸	鉄 骨 造	(7)	0	7	0	12	16	18	1	6 ²	2,519	³² 237,316	157	94,210
造	建	軽 量 鉄 骨 造	(8)	⁹ 0	8	0	42	142	48	14	2 5	15,835	⁶² 1,522,508	112	96,148
坦	住	れ ん が 造 コンクリートブロック造	(9)	0	9	0	12		18		2	4	32	0	0
以	宅	そ の 他	(10)	⁹ 1	0	0	42		48		5	4	62 71	0	0
	ρ	小計 (5) + (6) + (7) + (8) + (9) + (10)	(11)	1	1	0	12	162	18	26	6 2	26,255	³² 2,779,478	99	105,865
外		鉄 骨 鉄 筋 コン ク リ ー ト 造	(12)	⁹ 1	2	0	42		48		5		62 71	0	0
71	共	鉄筋コンクリート造	(13)	1	3	0	12	12	18	16	0 2	8,638	1,021,971	54	118,311
	同	鉄 骨 造	(14)	⁹ 1	4	0	42	24	48	23	2 5	12,545	1,251,0 7 7	54	99,727
0		軽 量 鉄 骨 造	(15)	1	5	0	12	49	18	34	5 ²	15,623	³² 1,567,340	45	100,323
家	住	れ ん が 造 コンクリートブロック造	(16)	⁹ 1	6	0	42		48		5	4	62 71	0	0
3	宅	そ の 他	(17)	1	7	0	12		18		2	4	32	0	0
		小計 (12) + (13) + (14) + (15) + (16) + (17)	(18)	⁹ 1	8	0	42	85	48	73	7 5	36,806	⁶² 3,840,388	50	104,341
屋		寄 宿 舎	(19)	1	9	0	12	14	18	51	2 2	16,178	1,663,080	32	102,799
	İ	計 (11) + (18) + (19)	(20)	⁹ 2	0	0	42	261	48	1,51			8,282,9 ⁴ 6	52	104,531
	合	計 (4) + (20)	(21)	2	1	0	12	2,646	18	4,79	4 2	344,400	³² 30,674,548	72	89,067

地	方公	共区	団体	⊐ –	・ド	表番	号
1	4	1	5	0	0	⁷ 4	4

第44表 法附則第56条の規定による軽減税額等に関する調(その1)

都 道 府	県 名	神奈川県
市町	村 名	相模原市

	—							(1)			(2)			(3)		(4)		(5)		(6)
									幺	台		发	女		令和5	毎度に	新たに	軽減の対	象とな	よったもの
	区 分				亍 番	手号	1	個 数	久	床	面;	積 (㎡)	軽	減 税 額 (千円		数	床	面 積 (r	_	減 税 額 (千円)
		法附則第15条の6等の適用のる	5るもの 1	/2 0	1	0	12			19			28		37		44		53	61
	東日本大震災		1.	/3 0	2	0														
	第11項 (滅失・損壊家屋の 代替取得家屋)		1/2 	/2 0	3	0														
	TVII-IXIUSVIE)	去附則第15条の6等の適用のないもの┡	1.	/3 0	4	0														
法 附 則 第 56 条		合 計	-	0	5	0			0			0)	C)		0	0
		法附則第15条の6等の適用のる	1.	/2 0	6	0			1			141		5	3					
	東日本大震災		1.	/3 0	7	0														
	第14項 (居住困難区域内家	注附則第15冬の6等の適用の	1.	/2 0	8	0														
	屋の代替取得家屋)	法附則第15条の6等の適用のないもの 1/3		/3 0	9	0														
		合 計	-	1	0	0			1			141		5	3	C)		0	0
	合	計		1	1	0			1			141		5	3	()		0	0

地	方公	共[団体	⊐ –	・ド	表都	番号
1	4	1	5	0	0	⁷ 4	4

第44表 法附則第56条の規定による軽減税額等に関する調(その2)

都 道 府 県 名 神奈川県 市 町 村 名 相模原市

	——						(7)		(8)		(9)	(10	0)		(11)		((12)
							令和 5 年	度で第18	条の6	等のみ軽減	期間(の終了するもの	令和 5	年度で	で軽洞	以期間	の終	子す	るもの
	分				番	号	個	数	床	面 積 (m	2.	軽減税額 (千円)	個	数	床	面和	漬 (m²)	軽 減	税額 (千円)
		法附則第15条の6等の適用のあるもの	1/2	0	1	1	12		19		28		37		44		ţ	i3	61
	東日本大震災		1/3	0	2	1													
	第11項 (滅失・損壊家屋の 代替取得家屋)	法附則第15条の6等の適用のないもの		0	3	1													
	104 (1133.44)	の2112次の円型の存50公式の保険所入		0	4	1													
 法 附 則 第 56 条		合 計		0	5	1		C		(0	0		0			0		0
		法附則第15条の6等の適用のあるもの	1/2	0	6	1		1		14	1	58							
	東日本大震災	太門則第10米の0寺の週用ののるもの	1/3	0	7	1													
	第14項 (居住困難区域内家	法附則第15条の6等の適用のないもの	1/2	0	8	1													
	屋の代替取得家屋)	大門別第13末の0寺の週用のないもの	1/3	0	9	1													
		合 計		1	0	1		1		14	1	58		0			0		0
	合	計		1	1	1		1		14	1	58		0			0		0

地	方公	·共园	団体	⊐ –	ド	表習	番号
1	4	1	5	0	0	⁷ 4	5

第45表 法附則第55条の規定による減額課税等に関する調

都 道 府 県 名 神奈川県 ----------------市 町 村 名 相模原市

	-		1				(1)	(2)	(3)
	区	分		行	番	号	個数	総 床面積 (㎡)	数 軽減税額 (千円)
		法附則第15条の6等の適用のある	きの	9	1	0	12	19	28 36
	第4項 減額課税初年度区域	法附則第15条の6等の適用のない	きの	0	2	0			
		合 計		0	3	0	0	0	0
		法附則第15条の6等の適用のある	きの	0	4	0			
法附則第55条	第6項 減額課税第二年度区域	法附則第15条の6等の適用のない	きの	0	5	0			
		合 計		0	6	0	0	0	0
		法附則第15条の6等の適用のある。	きの	0	7	0			
	第8項 減額課税第三年度区域	法附則第15条の6等の適用のない	きの	0	8	0			
		合 計		0	9	0	0	0	0
	合	計		1	0	0	0	0	0

地	方公	:共区	団体] –	۲.	表習	昏号
11	4	1	5	0	0	⁷ 4	6

第46表 都市再生特別措置法第88条第3項に規定する勧告を受けた 住宅に関する調 (令和4年4月1日以降に新築されたものについて)

都 道 府 県 名 神奈川県 —————— 市 町 村 名 相模原市

					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
					都市再生特別	刂措 置 法 第 88 条	第3項の規定	による勧告に	従わないで新	築されたもの
_		١	_			ſ	固	3	数	
区	分		番	号	総 数 (個)	(出水等)	地すべり防止 区 域 (個)	警戒区域	浸水被害防止 区域 (個)	危 険 区 域
法 附 則 第 15 条 減額適用を受け	577700	90	1	0	12	17	21	26	31	36 40
法 附 則 第 15 条 減額適用を受け	の 6 第 2 項 の なかったもの	0	2	0						
合	計	0	3	0	(0	0	0	0	0
					(7)	(8)	(0)	(10)	(11)	(12)
					(7) 都 市 再 生 特 ß		(9) 第3項の規定	(10) による勧告に		(12) 築されたもの
	•					1-7	第3項の規定	\ -/		
X	分	行	番	号		措置法第88条 床 災害危険区域 (出水等)	第3項の規定 地すべり防止 区域	による勧告に 面 土砂災害特別 警 戒 区 域	従わないで新 積	築されたもの 急傾斜地崩壊 危険区域
法 附 則 第 15 条 減額適用を受け	の 6 第 1 項 の なかったもの	行 ⁹ 0			都市再生特別総数	財 置 法 第 88 条 床	第3項の規定 地すべり防止 区域	による勧告に 面 土砂災害特別 警 戒 区 域	従わないで新 積 浸水被害防止 区 域	築されたもの 急傾斜地崩壊 危険区域
法附則第15条	の 6 第 1 項 の なかったもの の 6 第 2 項 の	90	1	1	都市再生特別 総 数 (m)	提置法第88条床 床 災害危険区域 (出水等)	第3項の規定 地すべり防止 区域	による勧告に 主砂災害特別 警戒区域 (m)	従わないで新 積 浸水被害防止 区 域 (㎡)	築されたもの 急傾斜地崩壊 危険区域 (㎡)

Ⅲ 償却資産に関する概要調書

令和5年度 償却資産に関する概要調書等報告書

都道府県名	神奈川県
市町村名	相模原市

地方公共団体コード 1	4	1	5	0	0_e
表番号・行番号	70	0	0	0	011
市町村判別特定でコード特定で		・・ の市	• • 町村	• 1	12/
団体区分コー	ド	13			1 ¹⁶

(注) 自動的に付与される。

地	方々	2共5	団体:	1 —	ド	表番	号
1	4	1	5	0	0	⁷ 6	98

第69表 納税義務者数に関する調

都道府県	具 名	神奈川県
市町村	名	相模原市

						(1)	(2)	(3)
個 人・ 法人の別	区分	行	番	号	総	数 (イ) (人)	法定免税点未満のもの (ロ)(人)	法定免税点以上のもの (イ)-(ロ) (ハ)(人)
個	人	9	1	0	12	4, 682	3, 421	30 38 1, 261
法	人	0	2	0		12, 582	6, 966	5, 616
合	計	0	3	0		17, 264	10, 387	6, 877

地	方公	洪区]体:	1 —	ド	表番	爭号
1	4	1	5	0	0	77	08

第70表 償却資産の価格等に関する調(市町村計)

都 道 府 県 名 神奈川県 ----------------------市 町 村 名 相模原市

								(1)				(2)				(3)					(4)	
	種	類		行	番	号	決	定	価	格 (千円)	課	税	標		額 千円)	課 課税標 適用を				(1)	の以外	内 のもの	
市町	構	築	物	90	1	0	12		110,	544, 446	25		110		9, 516	38		1	45, 83	51		110, 1	(千円) 63 143,681
村長	機械	及び	装 置	0	2	0			145,	060, 139			139	, 406	6, 916			4	56, 836	3		138, 9	950, 080
が 価 格	船	Ţ	舟白	0	3	0				247, 444				247	7, 444				()		4	247, 444
等	航	空	機	0	4	0				0					0				()			0
を 決 定	車両	及び道	重搬 具	0	5	0			1, 8	890, 685			1	, 890), 685				()		1,8	390, 685
した	工具,	器具及	び備品	0	6	0			132,	838, 824			132	, 544	1, 307				97, 46	1		132,	146, 843
もの	小	, =	計 (ハ)	0	7	0			390,	581, 538			384	, 378	8, 868			7	00, 13	5		383, 6	678, 733
法十 第九			各等を決 たもの	0	8	0			105,	199, 098			100	, 289	9, 606								
三条	道府県外決定し,	知事が作 配分	価格等を したもの	0	9	0				4, 671				4	4, 671								
百関八係	小	, =	計 (二)	1	0	0			105,	203, 769			100	, 294	1, 277								
法第74 県知事	3条第1項 が価格等を	の規定に と決定した	こより道府 たもの(ホ)	1	1	0				0					0								
合計	(ハ) +	(=)	+ (ホ)	1	2	0			495,	785, 307			484	, 673	3, 145								
同内	市町	村 分	の額	1	3	0							484	, 673	3, 145								
上訳	道府	県 分	の額	1	4	0									0								

地	方公	:共団]体:	コー	ド	表都	爭号
1	4	1	5	0	0	7	18

第71表 償却資産の価格等に関する調(個人分)

都 道 府 県 名 神奈川県 市 町 村 名 相模原市

								(1)				(2)					(3)					(4)		
	種	類	Ĭ	行	番	号	決	定	価	格 (千円)	課	税	標	準	額 (千円)	課税適用	果 見標準 を受	税 の特 ける	標 ・	準 見定の (イ) (千円) (~ .	の) 以:		もの	訳 (ロ) (千円)
市町	構	築	物	90	1	0	12		6,	627, 760	25				7, 760	38					51			6, 62	27,760
村長	機械	及び	装 置	0	2	0				718, 242				71	8, 242						0			7	18, 242
が 価 格	船) 1	舶	0	3	0				1, 474					1, 474					-	0				1, 474
等を	航	空	機	0	4	0									0										0
決定	車両	及び道	重搬 具	0	5	0				687					687						0				687
した	工具,	器具及	び備品	0	6	0			1,	470, 374				1, 46	6, 503						0			1, 40	66, 503
も の	小	•	計 (ハ)	0	7	0			8,	818, 537				8, 81	4, 666						0			8, 8	14, 666
法十 第九	定し,	配分し	各等を決 たもの	0	8	0										_									
三条百関			価格等を したもの	0	9	0										_									
八係	小	\	計 (二)	1	0	0				0					0										
法第74 県知事	13条第1項 が価格等を	の規定に と決定した	こより道府 たもの(ホ)	1	1	0																			
合計	(/) +	(=)	+ (ホ)	1	2	0			8,	818, 537				8, 81	4, 666										
同内	市町	村 分	の額	1	3	0								8, 81	4, 666										
上訳	道府	県 分	の額	1	4	0		_																	

地	方公	、共区	団体:	ュー	ド	表都	番号
1	4	1	5	0	0	77	28

第72表 償却資産の価格等に関する調(法人分)

都 道 府 県 名 神奈川県 市 町 村 名 相模原市

								((1)				(2)				(3)				(4)	
	種	類		行	番	号	決	定	価	格 (千円)	課	税	標	準	額(千円)	課税標適用を	税 準の料 受ける	標 特例規 うもの	準 見定の)(イ) (千円)	額 (イ)	の 以外(内のもの	訳 (ロ) (千円)
市町	構	築物	J	9()	1	0	12		103,	916, 686	25		10		1, 756	38		14	15, 835	51		103, 5	15, 921
村長	機械及	とび 装	置	0	2	0			144,	341, 897			13	8, 68	8, 674			45	56, 836			138, 2	31, 838
が 価 格	船	舶		0	3	0				245, 970				24	5, 970				0			2	45, 970
等を	航	空 機	di di	0	4	0									0								0
決定	車両及	び 運 搬	! 具	0	5	0			1,	889, 998				1, 88	9, 998				0			1, 8	89, 998
した	工具,器	具及び	備品	0	6	0			131,	368, 450			13	1, 07	7, 804			ç	97, 464			130, 9	80, 340
も の	小	計 ((ハ)	0	7	0			381,	763, 001			37	5, 56	4, 202			70	00, 135			374, 8	64, 067
法十 第九	総務大臣 定し,配	分した	もの	0	8	0			105,	199, 098			10	0, 28	9, 606								
三条	道府県知決定し,			0	9	0				4, 671					4, 671								
百関八係	小	計 ((=)	1	0	0			105,	203, 769			10	0, 29	4, 277								
	13条第1項の が価格等を決			1	1	0																	
合計	(ハ) + (=) + ((ホ)	1	2	0			486,	966, 770			47	5, 85	8, 479								
同内	市町木	対分の	額	1	3	0							47	5, 85	8, 479								
上訳	道府県	見分の	額	1	4	0																	

地	方公	、共5]]体:	コー	ド	表看	番号
1	4	1	5	0	0	7	3
							_

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(1) (法第349条の3、法第349条の3の4関係)

都	道系	守 県	名	神奈川県
市	町	村	名	相模原市

_								1)			(2		(3)			(4)		
		区分	行看	モ.	무.	決	定	価	格			標例	準率	(B)	課	· 移 (A)	標 〈	準 (B)	額 (D)
		E	11 1	Ħ	7			(A) (千F	9)	(E	נילו	(C		·	(Λ)	`	(C)	- (千円)
	第 1 項 ((新線構築物)	9	1	0	12				25	5	27	7		29				
法												1		3					
12		/ カア ケロ ユュ レー・ナー・ナー・ハ ・ナー・コル)		2	0							2		3					
forfer.	((新線立体交差化施設)		3	0							1		6					
第	第 9 佰 <i>i</i>	(ガス事業用資産)			0				1 00	10		1		3					4.40
	第 4 項 ·	(以入爭未用員座)		·	0				1, 32	_		2		3					7 200
三	第 3 項 ((農業協同組合等共同利用機械)		6 7	0				10, 81	. 4		1		2					7, 208
		(外航船舶)		_	0					+		1							
百		(準外航船舶)		9						+		1		4					
		(中新船舶)		0						+		1		9					
兀		(群島航路事業用内航船舶	1 '	0	U					+		1							
		(349条の3⑤との連乗後))	1	1	0							1		6					
+	第 7 項 ((国際路線用航空機)	1	2	0							1		5					
			1	3	0							1		10					
九			1	4	0							2		15					
	第 8 項 ((離島路線用航空機)	1	5	0							1		3					
条			1	6	0							2		3					
	((小型離島航空機)	1	7	0							1		4					
の	第 9 項 ((日本放送協会)	1	8	0				447, 13	30		1		2				2	223, 565
~	第 10 項 ((日本原子力開発機構)	1	9	0							1		3					
三			2	0	0							2		3					
	第 12 項 ((新幹線に係る鉄軌道用資産)	2	1	0							1		6					
			2	2	0							1		3					

地	方公	洪区	団体	コー	・ド	表看	番号
1	4	1	5	0	0	7	3

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(1) (法第349条の3、法第349条の3の4関係つづき)

都道	首 府 県	名	神奈川県
市	町 村	名	相模原市

区分 分 行番号 の 特 例 率 (C) (A) × (B) (C) 第 13 項 ① (育函・本四 鉄道施設) 2 3 0 2 1 6 8 ② (青函・本四 新線構築物) 2 4 0 0 1 1 8 ② (青函・本四 新線体験物) 2 4 0 0 1 1 8 ② (青函・本四 新線体験物) 2 4 0 0 1 1 8 ② (青函・本四 新線体験物) 2 7 0 0 1 1 18 ④ (青函・本四 新線体験強力 2 8 0 0 1 10 第 14 項 (河川事業鉄軌道用資産) 2 8 0 0 1 10 第 14 項 (河川事業鉄軌道用資産) 2 9 0 0 2 3 3 第 15 項 (学出航空研究開発機構) 3 0 0 254.93 1 3 84. 第 16 項 (海洋研究開発機構) 3 4 0 30,566 2 3 3 20. 第 17 項 (水資源機構) 3 5 0 3 20. 3 84. 第 17 項 (水資源機構) 3 7 0 3 23. 2 3 3 20. 第 18 項 (水資源機構) 3 7 0 3 2 3 3 3 4 4 3 3 3 4 4 3 3 3 4 4 3 3 3 4 4 3 3 3 4 4 3 3 3 4 4 3 3 3 4 4 3 3 3 4 4 3 3 3 4 4 3 3 3 4 4 3 3 3 4 4 3 3 3 4 4 3 3 3 4 4 3 3 3 4 4 3 3 3 4 4 3 3 3 4 4 3 3 3 4 4 3 3 3 4 4 3 3 3 4 4 3 3 3 4 4 3 3 3 4 4 3 3 3 4 4 3 3 3 4 4 3 4 4 3 3 3 4 4 3 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4								(1)				(2)		(3	3)			(4)		
第 13 項 ① (青爾・本四 鉄道施設) 2 3 0 1 2 2 5 0 1 1 8 8 2 1 3 6 9 1 1 18 8 1 1 項 (青爾・本四 新線体験物) 2 6 0 0 1 1 18 8 1 1 項 (青爾・本四 新線な体交強化施設) 2 6 0 0 1 1 18 8 1 1 3 6 1 1 10 1 10 1 10 1 10 1 10 1 10						ì	決 兌	<u>-</u>	価	格	課				(B)	課	税	標	準	額
法 第 13 項 ① (青岡・本四 鉄道施設) 2 3 0 0 1 1 6 6 1 1 18 18 18 19 1 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 1			区 分	行 番	号						の	特	例	率	(C)	(A	.)	\times		
法 ②(青函・本四 新線構築物) 2 4 0 0 1 1 1 9 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1									(A)	(千円))	(B)		(C	C)				(C)	(千円)
法 ②(青函・本四 新線車築物) 2 4 0 0 1 1 18 ②(青函・本四 新線立体交差化施設) 2 6 0 0 1 36 ③(青函・本四 新線立体交差化施設) 2 6 0 0 1 188 ④(青函・本四 変・送電用資産) 2 8 0 1 1 10 第 14 項 (河川事業鉄軌道用資産) 2 8 0 0 1 1 10 第 15 項 (宇宙航空研究開発機構) 3 0 0 0 5 6 6 6 第 16 項 (海洋研究開発機構) 3 3 0 0 254,993 1 3 3 84, 30,566 2 3 20, 30,566 2 3 20, 30,566 2 3 20, 30,566 2 3 3 20, 30,566 2 3 3 20, 30,566 2 3 3 20, 30,566 2 3 3 20, 30,566 2 3 3 20, 30,566 2 3 3 20, 30,566 2 3 3 20, 30,566 2 3 3 20, 30,566 2 3 3 20, 30,566 2 3 3 20, 30,566 2 3 3 20, 30,566 2 3 3 20, 30,566 2 3 3 20, 30,566 2 3 3 20, 30,566 2 3 3 20, 30,566 2 3 3 20, 30,566 2 3 3 20, 30,566 2 3 3 20, 30,566 2 3 3 20, 30,566 2 3 3 20, 30,566 2 3 3 20, 30,566 2 3 3 20, 30,566 2 3 3 20, 30,566 2 3 3 20, 30,566 2 3 3 20, 30,566 2 3 3 20, 30,566 2 3 3 20, 30,566 2 3 3 20, 30,566 2 3 3 20, 30,566 2 3 3 20, 30,566 2 3 3 20, 30,566 2 3 3 20, 30,566 2 3 3 20, 30,566 2 3 3 20, 30,566 2 3 3 20, 30,566 2 3 3 20, 30,566 2 3 3 20, 30,566 2 3 3 20, 30,566 2 3 3 20, 30,566 2 3 3 20, 30,566 2 3 3 20, 30,566 2 3 3 20, 30,566 2 3 3 20, 30,566 2 3 3 20, 30,566 2 3 3 20, 30,566 2 3 3 20, 30,566 2 3 3 20, 30,566 2 3 3 20, 30,566 2 3 3 20, 30,566 2 3 3 20, 30,566 2 3 3 20, 30,566 2 3 3 20, 30,566 2 3 3 20, 30,566 2 3 3 20, 30,566 2 3 3 20, 30,566 2 3 3 20, 30,566 2 3 3 20, 30,566 2 3 3 20, 30,566 2 3 3 20, 30,566 2 3 3 20, 30,566 2 3 3 20, 30,566 2 3 3 20, 30,566 2 3 3 20, 30,566 2 3 3 20, 30,566 2 3 3 20, 30,566 2 3 3 20, 30,566 2 3 3 20, 30,566 2 3 3 20, 30,566 2 3 3 20, 30,566 2 3 3 20, 30,566 2 3 3 20, 30,566 2 3 3 20, 30,566 2 3 3 20, 30,566 2 3 3 20, 30,566 2 3 3 20, 30,566 2 3 3 20, 30,566 2 3 3 20, 30,566 2 3 3 20, 30,566 2 3 3 20, 30,566 2 3 3 20, 30,566 2 3 3 20, 30,566 2 3 3 20, 30,566 2 3 3 20, 30,566 2 3 3 20, 30,566 2 3 3 20, 30,566 2 3 3 20, 30,566		第 13 項	①(青函・本四 鉄道施設)	9		12					25		2	7		29				
第 2 5 0 0 1 9 9 ③(青函・本四 新除立体交差化施設) 2 6 0 0 1 1 36 2 7 0 0 1 1 18 ④(青函・本四 変・送電用資産) 2 8 0 0 1 1 10 三 第 14 項 (河川事業鉄軌道用資産) 2 9 0 0 2 3 3 1 0 0 0 5 6 6 1 3 1 6 3 2 0 0 1 3 3 3 0 2 54,993 1 3 3 84, 3 4 0 3 30,566 2 3 3 20, 第 16 項 (海洋研究開発機構) 3 5 0 0 30,566 2 3 3 20, 第 16 項 (海洋研究開発機構) 3 5 0 0 30,566 2 3 3 20, 第 17 項 (水資源機構) 3 7 0 0 1 2 2 3 第 18 項 (今定地方交通線) 3 7 0 0 1 2 2 3 第 18 項 (今株産地方交通線) 3 8 0 3 3 4 3 4 3 4 4 4 4 4 5 4 4 5 5 6 5 24 4 4 4 5 5 6 6 5 24 4 4 5 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6													1		_					
第 14 項 (河川事業鉄軌道用資産) 2 6 0 0 1 1 36 第 14 項 (河川事業鉄軌道用資産) 2 8 0 1 1 10 第 15 項 (宇宙航空研究開発機構) 2 9 0 0 5 6 6 第 15 項 (宇宙航空研究開発機構) 3 3 0 2 254,993 1 3 3 84, 3 4 0 30,566 2 3 20, 3 4 0 30,566 2 3 3 20, 3 4 0 30,566 2 3 3 20, 3 4 0 30,566 2 3 3 20, 3 4 0 30,566 2 3 3 20, 3 4 0 30,566 2 3 3 20, 3 4 0 30,566 2 3 3 20, 3 4 0 30,566 2 3 3 20, 3 4 0 30,566 2 3 3 20, 3 4 0 30,566 2 3 3 20, 3 4 0 30,566 2 3 3 20, 3 4 0 30,566 2 3 3 20, 3 4 0 30,566 2 3 3 20, 3 4 0 30,566 2 3 3 20, 3 4 0 30,566 2 3 3 20, 3 4 0 3 3 4 0 3 3 4 0 3 3 4 0 3 3 4 0 3 3 4 0 3 3 4 0 3 3 4 0 3 3 4 0 3 3 4 0 3 3 4 0 3 3 4 0 3 3 4 0 3 3 4 0 3 3 4 0 3 3 4 0 3 3 4 0 3 3 4 0 3 3 4 0 3 3 4 0 3 3 4 0 3 3 4 0 3 3 4 0 3 3 4 0 3 3 4 0 3 3 4 0 3 3 4 0 3 3 4 0 3 3 4 0 3 3 4 0 3 3 4 0 3 3 4 0 3 3 4 0 3 3 4 0 3 3 4 0 3 3 4 0 3 3 4 0 3 3 4 0 3 3 4 0 3 3 4 0 3 3 4 0 3 3 4 0 3 4 0 3 3 4 0 3 4 0 3 4 0 3 4 0 3 4 0 3 4 0 3 4 0 3 4 0 3 4 0 3 4 0 3 4 0 3 4 0 3 4 0 3 4 0 3 4 0 3 4 0 3 4 0 3 4 0 3 4 0 3 4 0 3 4 0 3 4 0 4 0	法		②(青函・本四 新線構築物)	2 4	0								1		18					
第 14 項 (河川事業鉄軌道用資産) 2 7 0 0 1 1 18 第 14 項 (河川事業鉄軌道用資産) 2 9 0 2 3 第 15 項 (宇宙航空研究開発機構) 3 0 0 5 6 6 第 16 項 (海洋研究開発機構) 3 3 0 0 254,993 1 3 84, 3 4 0 30,566 2 3 20, 3 20, 5 6 2 3 20, 5 6 7 7 0 1 2 3 5 7 0 1 2 3 7 0 7 0 7 0 7 1 2 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 0 7 7 7				2 5	0								1		9					
三 ① (青脑・本四 変・送電用資産) 2 7 0 1 18 第 14 項 (河川事業鉄軌道用資産) 2 9 0 2 3 3 0 0 5 6 3 1 0 1 6 第 15 項 (宇宙航空研究開発機構) 3 3 0 254,993 1 3 第 16 項 (海洋研究開発機構) 3 5 0 3 3,566 2 3 20, 第 17 項 (水資源機構) 3 5 0 1 3 20, 第 18 項 () (特定地方交通線) 3 7 0 1 2 3 4 0 第 18 項 () (特定地方交通線) 3 7 0 1 2 3 4 0 ② (新線構築物) 4 0 0 1 12 4 1 0 1 6 ③ (新線本外) 4 1 0 1 6 ④ (河川事業鉄軌道用資産) 4 2 0 1 24 ④ (河川事業鉄軌道用資産) 4 4 0 1 6 4 5 0 1 24 4 6 0 1 24 4 7 0 1 24	forfa-		③(青函・本四 新線立体交差化施設)	2 6	0								1		36					
百百 第 14 項 (河川事業鉄軌道用資産) 2 9 0 0 5 6 6 3 1 0 1 6 6 3 1 0 1 6 6 3 2 0 1 3 3 0 0 0 1 3 3 0 0 0 1 3 3 0 0 0 1 3 3 0 0 0 0	用			2 7	0								1		18					
百日 第 14 項 (河川事業鉄軌道用資産) 2 9 0 2 3 3 0 0 5 6 3 1 0 1 6 3 2 0 1 3 第 15 項 (字由航空研究開発機構) 3 3 0 254,993 1 3 3 4 0 30,566 2 3 3 20, 第 16 項 (海洋研究開発機構) 3 5 0 1 3 第 17 項 (水資源機構) 3 6 0 2 3 20, 第 18 項 (水資源機構) 3 7 0 1 2 第 18 項 (水資源機構) 3 8 0 3 4 ②(新線情築物) 4 0 0 1 1 4 ②(新線構築物) 4 1 0 1 6 ④(河川事業鉄軌道用資産) 4 2 0 1 24 ④(河川事業鉄軌道用資産) 4 4 0 1 6 ④(河川事業鉄軌道用資産) 4 4 0 1 6 每 6 0 1 24 4 5 0 1 24 4 6 0 1 24 4 6 0 1 24 4 6 0 1 24 4 6 0 1 24 4 6 0 1 24 4 6 0 1 24 4 6 0 1 24 4 7 0 1 1 24			④(青函・本四 変・送電用資産)	2 8	0								1		10					-
百 3 0 0 0 0 5 6 6 3 1 0 0 0 1 6 6 3 1 0 0 1 6 6 第 15 項 (宇宙航空研究開発機構) 3 3 0 254,993 1 3 3 84, 3 4 0 30,566 2 3 3 20, 第 16 項 (海洋研究開発機構) 3 5 0 1 1 3 3 6 0 2 3 3 20, 第 17 項 (水資源機構) 3 7 0 1 2 3 3 8 0 3 3 4 九 第 18 項 ①(特定地方交通線) 3 9 0 3 3 4 ②(新線構築物) 4 0 0 0 1 1 1 12 ②(新線構築物) 4 1 0 0 1 1 1 12 ④(河川事業鉄軌道用資産) 4 2 0 0 1 1 24 4 3 0 0 1 1 1 12 ④(河川事業鉄軌道用資産) 4 4 0 0 1 1 24 4 5 0 0 5 24 4 6 0 1 1 24 4 7 0 0 1 1 12	三	第 14 項	(河川事業鉄軌道用資産)	2 9	0								2		3					
日日 3 2 0 1 3 第 15 項 (宇宙航空研究開発機構) 3 3 0 254,993 1 3 84,4 第 16 項 (海洋研究開発機構) 3 5 0 1 3 20, 第 17 項 (水資源機構) 3 7 0 1 2 3 4 第 17 項 (水資源機構) 3 7 0 1 2 3 4 第 18 項 ①(特定地方交通線) 3 9 0 1 4 4 0 1 12 条 ②(新線構築物) 4 0 0 1 12 4 1 0 1 6 ③(新線立体交差化施設) 4 2 0 1 1 24 4 3 0 1 12 ④(河川事業鉄軌道用資産) 4 4 0 1 6 1 24 4 5 0 5 24 4 6 0 1 24 4 7 0 1 12				3 0	0								5		6					
日 3 2 0 1 3 第 15 項 (宇宙航空研究開発機構) 3 3 0 254,993 1 3 84,4 第 16 項 (海洋研究開発機構) 3 5 0 1 3 20, 第 17 項 (水資源機構) 3 7 0 1 2 3 4 0 第 17 項 (水資源機構) 3 7 0 1 2 3 4 0 第 18 項 ①(特定地方交通線) 3 9 0 1 4 4 0 0 1 12 条 ②(新線構築物) 4 0 0 1 12 4 1 0 1 6 ③(新線立体交差化施設) 4 2 0 1 24 4 3 0 1 12 ④(河川事業鉄軌道用資産) 4 4 0 1 6 5 24 4 5 0 1 24 1 24 4 6 0 1 24 4 7 0 1 12				3 1	0								1		6					
第 15 項 (宇宙航空研究開発機構) 3 3 0 254,993 1 3 84, 3 20, 30,566 2 3 3 20, 30,566 2 3 3 20, 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	百			—	0								1		3					
円 3 4 0 30,566 2 3 20, 第 16 項 (海洋研究開発機構) 3 5 0 1 3 第 17 項 (水資源機構) 3 7 0 1 2 第 18 項 ①(特定地方交通線) 3 9 0 1 4 ②(新線構築物) 4 0 0 1 1 2 4 1 0 1 6 ③(新線立体交差化施設) 4 2 0 1 24 4 3 0 1 1 2 ④(河川事業鉄軌道用資産) 4 4 0 1 6 4 5 0 1 24 4 5 0 1 24 4 5 0 1 24 4 5 0 1 24 4 5 0 1 24 4 5 0 1 24 4 5 0 1 24 4 5 0 1 24 4 5 0 1 24 4 5 0 1 24 4 5 0 1 24 4 6 0 1 24 4 7 0 1 1 24		第 15 項	(宇宙航空研究開発機構)		-					254, 993	3		1		3					84, 998
第 16 項 (海洋研究開発機構) 3 5 0 1 3 第 17 項 (水資源機構) 3 7 0 2 3 第 17 項 (水資源機構) 3 7 0 1 2 3 8 0 3 4 九 第 18 項 ① (特定地方交通線) 3 9 0 1 4 ② (新線構築物) 4 0 0 1 12 4 1 0 1 6 ③ (新線立体交差化施設) 4 2 0 1 24 4 3 0 1 12 ④ (河川事業鉄軌道用資産) 4 4 0 1 6 4 5 0 5 24 4 6 0 1 24 4 7 0 1 12	四	714 == 71	(1 11/2011/1987/1987/1977										2		3					20, 378
大 第17項 (水資源機構) 3 6 0 2 3 第17項 (水資源機構) 3 7 0 1 2 3 8 0 3 4 第18項 ①(特定地方交通線) 3 9 0 1 4 ②(新線構築物) 4 0 0 1 12 4 1 0 1 6 ③(新線立体交差化施設) 4 2 0 1 24 4 3 0 1 12 ④(河川事業鉄軌道用資産) 4 4 0 1 6 4 5 0 5 24 4 6 0 1 24 4 7 0 1 12		第 16 項	(海洋研究開発機構)										1							20,010
第 17 項 (水資源機構) 3 7 0 3 8 0 3 4 3 4 3 4 3 0 3 4 4 3 0 3 4 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4 3 0 4		77 10 7	(IPFT) WIDELINGTON	—									2		3					
九 第 18 項 ①(特定地方交通線) 3 9 0 1 4 ②(新線構築物) 4 0 0 1 12 4 1 0 1 6 ③(新線立体交差化施設) 4 2 0 1 24 4 3 0 1 12 ④(河川事業鉄軌道用資産) 4 4 0 1 6 4 5 0 5 24 4 6 0 1 24 4 7 0 1 12	+	第 17 項	(水咨源機構)	-	ऻ—								1		2					
九 第 18 項 ① (特定地方交通線) 3 9 0 1 4 ② (新線構築物) 4 0 0 1 12 4 1 0 1 6 ③ (新線立体交差化施設) 4 2 0 1 24 4 3 0 1 12 ④ (河川事業鉄軌道用資産) 4 4 0 1 6 4 5 0 5 24 4 6 0 1 24 4 7 0 1 12		77 11 -5	(小貝/小/文/円)										2		1					
(2) (新線構築物) 4 0 0 0 1 1 12 (3) (新線立体交差化施設) 4 2 0 1 1 24 (4) (河川事業鉄軌道用資産) 4 4 0 1 1 6 (4) (河川事業鉄軌道用資産) 4 4 0 1 1 6 (4) (河川事業鉄軌道用資産) 4 4 0 1 1 6 (4) (河川事業鉄軌道用資産) 4 4 0 1 1 24 (4) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	h	第 10 百	①(株字地士な通館)								 		1		4					
条 4 1 0 1 6 ③(新線立体交差化施設) 4 2 0 1 24 4 3 0 1 12 ④(河川事業鉄軌道用資産) 4 4 0 1 6 4 5 0 5 24 4 6 0 1 24 4 7 0 1 1	76	男 10 垻									1		1		10					
第 ②(新線立体交差化施設) 4 2 0 1 2 1 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12			(②)(新綠博築物)										1							
(四) (河川事業鉄軌道用資産) (4 3 0 0 1 1 12 12 13 14 14 15 10 14 15 10 15 14 14 15 10 15 14 14 15 10 15 14 14 15 10 15 14 15 10 15 14 15 10 15 14 15 10 15 14 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15	条												1		Ŭ					
① (河川事業鉄軌道用資産) 4 4 0			③(新線立体交差化施設)								1		1							
三 4 5 0 5 24 4 6 0 1 24 4 7 0 1 1				4 3	0								1		12					
$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	の		④(河川事業鉄軌道用資産)	4 4	0								1		Ŭ					
4 7 0 1 12				4 5	0								5		24					
4 7 0	=			4 6	0								1		24					
⑤(変・送電用資産) 4 8 0 3 20	_			4 7	0					_			1		12					
			⑤(変・送電用資産)	4 8	0								3		20					

地	方公	ド	表番号				
1	4	1	5	0	0	7	3

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(1) (法第349条の3、法第349条の3の4関係つづき)

都這	道 府 県	名	神奈川県
市	町 村	名	相模原市

_						(1)		((2)		(3)			(4)		
			_		決	定	価	格	課			集 <u>(B)</u>	課	税	標		額
	区 分	行	番	号			(•)	(7 III)	の		列 :	率 (C)	(A)		×	(B)	(D)
	笠 10 I (9	_	_	12		(A)	(千円)	25	(B)	27	(C)	29			(C)	(千円)
	第 19 項 (新エネルギー・産業技術総合開発機構)	4	9	0	12			141, 166			۱ -	3	20			4	7, 055
法		5	0	0							2	3					
	第 20 項 (科学技術振興機構)	5	1	0							1	2					
第	第 22 項 (新関西国際空港㈱)	5	2	0							1	2					
	第 23 項 (信用協同組合等)	5	3	0						;	3	5					
\equiv	第 24 項 (変・送電用資産(鉄道事業用))	5	4	0						;	3	5					
	第 25 項 (中部国際空港㈱)	5	5	0						:	1	2					
百	第 26 項 (外国貿易用コンテナー)	5	6	0						4	1	5					
匹	第 27 項 (家庭的保育事業) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5	7	0							L	3					
+	第 28 項 (居宅訪問型保育事業) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5	8	0							1	3					
九	第 29 項 (事業所内保育事業) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5	9	0							1	3					
	第 30 項 (認定生活困窮者就労訓練事業)	6	0	0							1	2					
条	第 31 項 (国立研究開発法人日本医療研究開発機構)	6	1	0				27, 770			1	3					9, 257
		6	2	0						4	2	3					
\mathcal{O}	(国立研究開発法人科学技術振興機構からの譲渡)	6	3	0							1	2					
	第 32 項 (量子科学技術研究開発機構)	6	4	0							1	3					
三		6	5	0						4	2	3					
	第 33 項 (世界遺産)	6	6	0							1	3					
法第	349条の3の4 (被災代替償却資産)	6	7	0							1	2					
	合 計	6	8	0				913, 766			-	-				39	2, 904

地	方グ	ド	表番	季号			
1	4	1	5	0	0	7 7	4

第74表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(2) (法第349条の3、法第349条の3の4関係)

者	形 :	道府	f 県	名	神奈川県
Ħ	Ħ	町	村	名	相模原市

									(1)			(2)		(3					(4)		
		区 分	行	番	号		決	定	価	格 (千円)	課の	税 特 (B)	標例	準 率 (C	(C) (B)	Ē	课 (A)	税	標 ×	進 (B) (C)	額 - ^(D) (千円)
	旧第1項(注	送電用資産・電気事業用)	9	1	0	12					25		1	27	3	29					
法			0	2									2		3						
	(3)	変電所・電気事業用)	0	3									3		5						
£1£1			0	4									3		4						
第	旧第2項(ス	ガス事業用資産)	0	5									2		3						
	旧第13項(7	立体交差化施設)	0	6 7									5 -		-						
三		熱供給事業用資産)	0	8									1		3						
			0	9									2		3						
百	旧第19項(均	地下道又は跨線道路橋)	1	0	0								1		2						
	旧第21項(1	車庫構築物・立体交差化施設)	1	1	0								1		3						
	旧第27項(生	生物系特定産業技術研究推進機構)	1	2	0								1		6						
四			1	3	0								1		3						
		特定鉄道路線構築物)	1	4									1		2						
+	旧第25項(日本電気計器検定所)	1	5									1		2						
'			1	6									1		3						
			1	7									1		6						
九	旧第26項(日本消防検定協会)	1	8									1		2						
			1	9	0								1		3						
条	ID # 07 75 (.	小型船舶検査機構)	2	0							-		1		6						
	旧 男 21 垻 (/	小空茄和快宜機件/	2	2									1		2						
			2	3									1		5 6						
の	旧第28項 (#	軽自動車検査協会)	2	4									1		9						
	IH NJ 20 -X (†	<u> ロ カ 十 水 </u>	2	5									1		3						
三			2	6									1		6						
	旧第31項(社	社会保険診療報酬支払基金)	2	7	0								1		3						
			2	8	0								1		6						

地ブ	5公	共団]体:	1 —	7,	表都	季号
1	4	1	5	0	0	7 7	4

第74表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(2) (法第349条の3、法第349条の3の4関係つづき)

都	道႔	守 県	名	神奈川県
市	町	村	名	相模原市

				(1)		(2)	(3)	(4)	
			決	定	価 格	課税		課税標	準 額
	区 分	行番号			(.) (7 m)	の特例		(A) ×	(B) (D)
					(A) (千円)		(C)		(C) (千円)
法	旧 第 32 項 (高圧ガス保安協会)	2 9 0	12			25 1	27	29	
第三		3 0 0				1	3		
_		3 1 0				1	6		
百	旧第32項(自動車安全運転センター)	3 2 0				1	3		
四		3 3 0				1	6		
+	旧 第 33 項 (郵便貯金・簡易生命保険管理機構)	3 4 0				1	2		
九	旧 第 34 項 (有線放送電話業務用資産)	3 5 0				2	3		
条		3 6 0				1	2		
の		3 7 0				1	6		
Ξ	合 計	3 8 0			0	_	-		0

地	方:	表番号					
1	4	1	5	0	0	7	8 5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(3) (法附則第15条関係)

 都 道 府 県 名
 神奈川県

 市 町 村 名
 相模原市

							(1)			(2)		(3)			(4)		
		-				決	定	価	格	課	税	標	準	(B)	課	-		準	額
	区 分	行	番	号				(A	A) (千円)	の	特 (B)	例	率 (C	(C)	(A)	×	(B)	- ^(D) (千円)
	第 1 項 (倉庫等)	9			12			(1	1) (1円)	25	(D)	2	27		29			(0)	(117)
	ж т ж (д <i>р</i> -ч)		1									1		2					
法		0	2	0								3		4					
124	第 2 項 (公共の危害防止施設等)	0	3	0					15, 150			1		2					7, 575
		0	4	0					31,760			2		3					21, 173
附		0	5	0					2,750			1		3					917
		0	6	0					7, 450			3		4					5, 587
		0	7	0					118, 584			1		6					19, 764
則	1号(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	0	8	0					113, 405			1		2					40,837
	5号(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)		9									3		4					
fata	旧2号(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	1	0	0								1		2					
第	フッ素系溶剤(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	1	1	0								1		2					
	第 3 項 (国内路線用航空機)		2									2		5	<u></u>				
+		1	3	0								1		4					
'			4									3		8					
		1	5	0								2		3					
五.	第 4 項 (沖縄電力㈱)		6									2		3					
	第 5 項 (大規模地震防災応急対策用資産)	1	7	0								2		3					
	第 6 項 (日本貨物鉄道㈱の新造車両)	1	8	0								2		3					
条	第 7 項 (低公害車燃料等供給施設)	1	9	0		,						1		2					
		2	0	0					157, 234			3		4]	17, 925
		2	1	0		, and the second	,	•	•		,	5	•	6		•	•	,	

地	方公	洪区	団体	コー	ド	表都	昏号
1	4	1	5	0	0	7	8 5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(3) (法附則第15条関係つづき)

 都 道 府 県 名
 神奈川県

 市 町 村 名
 相模原市

												(1)				(2)		(3	3)				(4)		
							_	_		決	定	佂	б	格	誹		標		(B)	Ī		税	標	準	額
					区 分	行	番	号					(A)	(千円)	0,) 特 (B)	例	率 (((C)	4	(A)		×	(B)	
	第	3 €	3 Ij	Į	(国際船舶)	9			12				(A)	(111)	25	(D)	_	27	-)	29				(0)	(111)
						2	_	0									1		18						
NIa					(うち特定船舶適用分)	2	:	0									1		36						
法	第	¥ () I		①(特定鉄道事業譲受資産)	2	_	0									1		2						
					②(新線構築物)	2	:	0									1		6						
						2	-	0									1		3	<u> </u>					
附					③(立体交差化施設)		7	•									1		12	<u> </u>					
						_	8	•									1		6						
					④(河川事業鉄軌道用資産)	2		0									1		3	-					
則							0	-									5		12	Щ.					
						_	1	-									1		12	-					
						3	_	0									1		6	-					
第				_	⑤(変・送電用資産)	3		0	<u> </u>								3		10						
		•	0 Ђ		(鉄道車両安全向上設備)	3	_	0									1		3	Щ					
	1 -		1 J	_	(低床車両)		5		<u> </u>								1		3						
+	第	¥ 1	2 J	Į	(新造改良車両(鉄道事業))		6	-									2		3	Щ					
							7	-									3		5						
			3 J		(PFI公共施設)	3	8	0	<u> </u>								1		2						
五	第	3 1	4 J		(都市再生緊急整備地域) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用 分)	3	9	0									-		-						
AT.					(特定都市再生緊急整備地域) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用 分)	4	0	0									-		-						
条	第	¥ 1	5 Ӌ	Į	(都市鉄道施設)		1										2		3						
	第	1	6 Л	Į	(外貿埠頭公社の民営化に係る承継特例)	4	2	0									1		2						
						4	3	0									3		5						

地	方公	洪区	団体:	コー	ド	表都	昏号
1	4	1	5	0	0	7	5 5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(3) (法附則第15条関係つづき)

 都 道 府 県 名
 神奈川県

 市 町 村 名
 相模原市

	第 17 項	区分	4=			決	定											
	第 17 項	<u>Б</u>		×17.	□.	DC	足	1曲	格	課務		_	(B)			標	準 (D)	額
	第 17 項		11	番	カ			(A	.) (千円)	の 特 (B)	- 何	」 学 (C)	(C)	(A)	>		(B)	(D) (千円)
64		(鉄道事業再構築事業)	9 4	4	0	12		,	, (114)	25	1	27	4	29			(0)	(114)
牙	第 18 項	(バイオ燃料製造設備)	4	5	0						1		2					
			4	6	0						2		3					
法第	第 20 項	(国際戦略港湾等の荷さばき施設等)	4	7	0						1		2					
			4	8	0						2		3					
第	第 21 項	(津波対策に資する港湾施設等) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例) 適用分)	4	9	0						-		-					
附貨	第 23 項	(津波避難施設等) (指定避難施設(わがまち特例)適用分)	5	0	0						-		-					
		(津波避難施設等) (協定避難施設(わがまち特例)適用分)	5	1	0						-		-					
第	第 24 項	(移動等円滑化のための設備)	5	2	0						2		3					
則		(太陽光1,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用 分)	5	3	0						2		3					
		(太陽光1,000kw以上) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用 分)	5	4	0						3		4					
第		(風力20kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用 分)	5	5	0						3		4					
		(風力20kw以上) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用 分)	5	6	0						2		3					
, 64	第 25 項	(水力5,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用 分)	5	7	0						1		2					
十一年	わ 20 項	(水力5,000kw以上) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用 分)	5	8	0						3		4					
		(地熱1,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用 分)	5	9	0						2		3					
五		(地熱1,000kw以上) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用 分)	6	0	0						1		2					
		(バイオマス10,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用 分)	6	1	0						1		2					
条		(バイオマス10,000kw以上20,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用 分)	6	2	0						2		3					
第	第 26 項	(鉄道耐震補強設備)	6	3	0		•				2		3					
第	第 27 項	(特定貨物取扱埠頭の港湾施設)	6	4	0						2		3					
第	第 28 項	(浸水防止用設備) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6	5	0						-		_					

土	方グ	、共区]体:	コー	ド	表番	争号
1	4	1	5	0	0	7	8 5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(3) (法附則第15条関係つづき)

都 道 府 県 名 神奈川県 市 町 村 名 相模原市

													(1)			(2)		(3)			(4)		
												決	定	価	格		課	税	標	準	(B)	課	税	標	準	額
				区	分	7		行	番	号							の	特	例	率	(C)	(A)	×	(B)	(D)
	hh	. 00 1	rati	/#+ DU#+ => #+ 4	K 世 潍 北 = 11 . a	エレデ リム		0			12			(A) (=	千円)	25	B)	2	(C	:)	29			(C)	(千円)
	弗	29 1	垻	(特別特定技術	「基準施設の ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	耐莀化)		6	6	0	12						20		1	.,	2					
								_	7	_									5		6					
法									8	_									2		3					
	笙	30 1	項	(無電柱化)					9	_					4	655			1		2					2, 327
	217		^	(12 12 12				_	0							000			2		3					2, 021
附								_	1	_									3		- 1					
				/ data what the MI/. The . I . II	n de Mann														J		7					
	第	32	項	(特定事業所内保 (地域決定型地方	来育施設) i税制特例措置(わがまち特例)	適用分)	7	2	0					146,	573			1		3					48, 858
則	第	34	項	(帰還環境整備	⋕推進法人)			7	3	0									1		3					
	第	35	項	(地域福利増進	進事業)			7	4	0									2		3					
Andrea								7	5	0									3		4					
第	第	36	項	(農業協同組合	- 等共同利用	機械)		7	6	0									1		2					
	第	37	項	(認定就農者)						0									2		3					-
١.	第	39	項	(滞在快適性等	等向上施設)			7	_										1		2					
+	第	40	項	(ローカル 5 G	.)			7	9	0									1		2					
	第	41	項	(シェアサイク	ウルポート)			8	0										3		4					-
五	第	42	項	(雨水貯留浸透 (地域決定型地 適用分)		措置(わがま	ち特例)	8	1	0									1		3					
	第	44	項	(カーボンニュ	ュートラルポ	ート)		8	2	0									2		3					
_	第	45	項	(先端設備等)				8	3	0									1		2					
条				(賃上げ目標	設定事業者)			8	4	0									1		3					
	第	46	項	(道路運送高	度化事業)			8	5	0									1		3					
				合		計		8	6	0					597,	561			-		-				2	64, 963

抴	方を	大大	団体:	コー	k	表都	番号
1	4	1	5	0	0	7	6

第76表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(4) (法附則第15条関係)

都	道	府県	名	神奈川県
市	町	村	名	相模原市

						(1				(2)		(3)			(4)		
		,_		_	決	定	価	格	課					課税	標	準	額
	区 分	行	番	号			()) / / ጠ		特 (B)	ji] ≥		4	(A)	×	(B)	
	旧第1項(倉庫等)	9			12		(F	(千円)	25	(B)	27	(C)	29	9		(C)	(千円)
	四	0	1	0							2		3				
		0	2	0							3		5				
	旧 第 3 項(公害防止設備)	0	3	0				783	3		1		3				261
法		0	4	0							2		3				
		0	5	0							3		4				
		0	6	0							1		2				
	旧第5項(公共危害防止構築物)	0	7	0							3		5				
附		0	8	0							1		2				
		0	9	0							1		3				
	旧第6項(公害防止優良更新施設)	1	0	0							1		2				
		1	1	0							2		3				
則	旧第7項(産業廃棄物焼却施設等)	1	2	0							2		3				
		1	3	0							5		6				
	旧第7項(日本貨物鉄道㈱の新造車両))	1	4	0							3		5				
	旧第8項(雨水貯留浸透施設)	1	5	0							2		3				
第		1	6	0							1		2				
NJ	(地域伏足空地万枕前特別宿直(わかまり特例)適用	1	7	0							3		4				
	旧第14項(旧国際電信電話㈱)	1	8	0							3		5				
		1	9	0							1		2				
+	旧第14項(新造車両(流通業務))	2	0	0							2		3				
7		2	1	0							3		5				
	旧第15項(地方卸売市場)	2	2	0							4		5				
		2	3	0							3		4				
	旧第17項①(立体交差化施設)	2	4	0							1		6				
五.	②(旧交納付金法附則第19項)	2	5	0							-		-				
	③(旧交納付金法附則第20項)	2	6	0							-		-				
	旧 第 19 項(指定法人等の大規模外貿埠頭)	2	7	0							1		2				
	旧第20項(水力発電施設の魚道)	2	8	0							2		3				
条	旧第20項(貨物鉄道に対する貸付資産)	2	9	0							1		2				
	旧 第 20 項 (スーパー中枢港湾)	3	0	0					1		1		2				
	旧第21項(国立大学校舎)	3	1	0					1		1		2				
	旧 第 27 項 (指定会社等の特定用途港湾施設)	3	2	0					t		1		2				
									-								

地方公	公共団体コード	表番号	
1 4	1 5 0 0	7 7 6	8

第76表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(4) (法附則第15条関係つづき)

都	道	府	県	名	神奈川県
市	町	. 4	村	名	相模原市

							(1)			(2)			(3)				(4)		
	区分	行	番	号		決	定	価 (格 A) (千円)	課の	税 特 (B)	標例	準率	(C) (B)		課 (A)	税	標 ×	準 (B) (C)	額 (D) (千円)
法	旧 第 29 項(旧交納付金法附則第17項)	9	3	0	12					25		1	27	-	- 29					
125	旧第31項(熱電併給型動力発生装置)	3	4	0								5		(5					
附		3	5	0					45, 826			11		12	2					42,007
113	旧第36項(公共荷さばき施設)	3	6	0								1		2	2					
則	旧第36項(対象特定電気通信設備)	3	7	0								3		4	Į					
	旧第37項(一般廃棄物処理施設)	3	8	0								1		6	2					
第		3	9	0								1		4	Į.					
	旧第37項(放送ネットワーク災害対策用設備)	4	0	0								3		4	Į.					
+	旧第37項(立地誘導促進施設)	4	1	0								2		;	3					
l	旧第39項(国家戦略特区)	4	2	0								1		4	2					
五	(配定	4	3	0								-		-						
条	旧第41項(先端設備等)	4	4	0					2, 356, 184			0		()					0
	合計	4	5	0					2, 402, 793			-		-						42, 268

地	方位	表番号					
1	4	1	5	0	0	7	7 8

第77表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(5) (法附則第15条の2, 法附則第15条の3, 法附則第16条の2, 旧法附則第16条の

都道府県名 神奈川県 市町村名 相模原市

					(1)	(2)	(3)	(4)
					決 定 価 格	課税標	[B]	課 税 標 準 額
			区 分	行番号		の特の	(C)	$(A) \qquad \times \qquad (B) \qquad (D)$
					(A) (千円)	(B)	(C)	(C) (千円)
	第	1 項	①(旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	0 1 0		25 1	3	29
法			①(JR北海道・四国に係る特例)	0 2 0		1	2	
		J	②(新線構築物)	0 3 0		1	6	
附		R 北		0 4 0		1	3	
H11		海	③(新線立体交差化施設)	0 5 0		1	12	
		道		0 6 0		1	6	
則	第	•	④(新幹線鉄軌道用資産)	0 7 0		1	12	
		の四国		0 8 0		1	6	
第		に	⑤(青函・本四 鉄道施設)	0 9 0		1	12	
714		係	⑥(青函・本四 新線構築物)	1 0 0		1	36	
		る 特		1 1 0		1	18	
十	_	例	⑦(青函・本四 新線立体交差化)	1 2 0		1	72	
	_	連と		1 3 0		1	36	
五.		法	⑧(青函・本四 変・送電用資産)	1 4 0		1	20	
		第三	⑨(河川事業等に係る鉄軌道用資産)	1 5 0		1	3	
4		百		1 6 0		5	12	
条		匹		1 7 0		1	12	
	項	+		1 8 0		1	6	
の		乗九 条	⑩(車庫構築物・立体交差化施設)	1 9 0		1	6	
		かの	⑪(変・送電用資産)	2 0 0		3	10	
_		三	⑫(新造改良車両(鉄道事業))	2 1 0		1	3	
_		各		2 2 0		3	10	
		項 と	⑬(鉄道耐震補強設備)	2 3 0		1	3	

地方	公共団体コード	表番号
1 4	1 5 0 0	7 8 7 7

第77表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(5) (法附則第15条の2, 法附則第15条の3, 法附則第16条の2, 旧法附則第16条の2 つづき) 市町村名 相模原市

都道府県名

神奈川県

											1)			(2)		(3)			(4)		
									決	定	価	格	課	税	標	準	(B)	課	税	標	準	額
			区	分	行	番	号						の	特	例	率	(C)	(A)	×	(B)	(D)
	_										(A) (千円)		(B)		(C)				(C)	(千円)
法附			(1)	旅客会社等に係る承継特例)	2	4	0	12					25		3	27	5	29				
則第十		旧道承 交納四 駅 サ	② 設)	旧交納付金法附則第17項・立体交差化施	2	5	0								-		-					
五条		付金法と2例とJR	3	JR北海道・四国に係る特例)	2	6	0								3		10					
の 三		の特 K	④ 金	JR北海道・四国に係る特例・旧交納付 k附則第17項・立体交差化施設)	2	7	0								-		-					
法队	针則第	316条の 2	;	旧第11項(平成28年熊本地震 被災代替 償却資産)	2	8	0								1		2					
法队	针則第	316条の 2	;	旧第11項(阪神・淡路大震災・立体交差 化施設)	2	9	0								1		3					
法队	対則第	316条の3		第11項(平成30年7月豪雨 被災代替償 却資産)	3	0	0								1		2					
			合	計	3	1	0					0			-		-					0

地	地方公共団体コード									
1	4	1	5	0	0	7 7	8			

第78表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(6) (法附則第56条,法附則第56条の2等)

都道	前 府 県	名	神奈川県
市	町 村	名	相模原市

								(1	1)			(2)			(3)				(4)		
	X	分	行	番	号		決	定	価	格	課の		標 例	準率	(C)	(A)	課 ×	税 (B)	標	準 (D)	額
									(A	.) (千円)		(B)			(C)			(C)			(千円)
法	附 則 第 56 条	第12項(東日本大震災)	0	1	0	12					25		1	27	2	29					
		第15項(東日本大震災・居住困難区域)	0	2	0								1		ć 2	2					
法 附	旧 第 3 項	(被災代替鉄道施設等)	0	3	0								2		3	3					
則第	旧 第 4 項	①(被災特定地方交通線)	0	4	0								1		Ą	ł					
五		②(新線構築物)	0	5	0								1		(3					
十六		③(新線立体交差化施設)	0	6	0								1		12	2					
条の		④(河川事業鉄軌道用資産)	0	7	0								5		24	ł					
			0	8	0								1		12	2					
法图	3年地方税法等改正 附則第12条第9項 旧法附則第64条)	(新型コロナ先端設備等) ~R3.3.31取得分(構築物のみ)	0	9	0								0		()					
法	3 年地方税法等改正 附則第13条第1項 旧法附則第64条)	(新型コロナ先端設備等) R3.4.1~R5.3.31取得分	1	0	0				2	, 988, 685			0		()					0
	合	前	1	1	0				2	, 988, 685			-		-						0

地	方公	表番号					
1 1	4	1	5	0	0	77	98

第79表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調(市町村計)

		(1)	(2)
区 分	行番号	納 税 義 務 者 数 (人)	課税標準額(千円)
150 万円 未満 の も の	0 1 0	10, 387	33 3, 694, 851
150 万以上 160 万円未満のもの	9 2 0	165	256, 684
160 万以上 170 万円未満のもの	9 0 3 0	152	251, 111
170 万以上 180 万円未満のもの	0 4 0	136	238, 563
180 万以上190 万円未満のもの	0 5 0	151	279, 386
190 万以上 200 万円未満のもの	0 6 0	124	241, 676
200 万以上 250 万円未満のもの	9 7 0	601	1, 350, 787
250 万以上300 万円未満のもの	9 0 8 0	501	1, 376, 391
300 万以上1,000 万円未満のもの	9 9 0	2, 544	14, 265, 573
1,000 万以上2,000 万円未満のもの	9 1 0 0	968	13, 597, 907
2,000 万以上3,000 万円未満のもの	1 1 0	401	9, 913, 675
3,000 万以上1億円未満のもの	1 2 0	690	36, 310, 329
1 億 円 以 上 の も の	⁹ 1 3 0	444	33 406, 591, 064
計	1 4 0	17, 264	33 488, 367, 997
計 法第 389 大臣配分分	⁹ 1 5 0	12	100, 289, 606
の 条 関 係 知事配分分	1 6 0	12	33 4, 671
訳 法 第 743 条 関 係	⁹ 1 7 0	12 C	33 0

地方	地方公共団体コード								
1 4	1 1	5 0	0	⁷ 8	0				

第80表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調(個人分)

,				(1)	(2)
区 分	行	番	号	納税義務者数(人)	課 税 標 準 額 (千 円)
150 万 円 未 満 の も の	9	1	0	3, 421	33 1, 013, 040
150 万以上 160 万円未満のもの	9	2	0	41	33 63, 556
160 万以上 170 万円未満のもの	9	3	0	51	³³ 84, 070
170 万以上 180 万円未満のもの	9	4	0	27	33 47, 410
180 万以上190 万円未満のもの	9	5	0	29	53, 571
190 万以上 200 万円未満のもの	9	6	0	33	53 64, 296
200 万以上 250 万円未満のもの	9	7	0	150	33 337, 460
250 万以上300万円未満のもの	9	8	0	121	331, 904
300 万以上1,000 万円未満のもの	0	9	0	576	3, 070, 437
1,000 万以上2,000 万円未満のもの	1	0	0	162	2, 247, 433
2,000 万以上3,000 万円未満のもの	1	1	0	35	852, 452
3,000 万以上1億円未満のもの	1	2	0	35	1, 519, 815
1 億 円 以 上 の も の	1	3	0	1	142, 263
**	1	4	0	4, 682	
法第389 大臣配分分	1	5	0		21 33
の 条 関 係 知事配分分	9 1	6	0		21 33
訳 法第 743 条 関 係	9 1	7	0	12	21 33

地方公	表番号		
1 4	1 5	0 0	⁷ 8 1 ⁸

第81表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調(法人分)

 都 道 府 県 名
 神奈川県

 市 町 村 名
 相模原市

			(1)	(2)
区 分	行番-	号	納税義務者数(人)	課税標準額(千円)
150 万 円 未 満 の も の	9 0 1	0	6, 966	2, 681, 811
150 万以上 160 万円未満のもの	⁹ 0 2	0	124	³³ 193, 128
160 万以上 170 万円未満のもの	9 0 3	0	101	21 167, 041
170 万以上 180 万円未満のもの	9 0 4	0	109	³³ 191, 153
180 万以上190 万円未満のもの	9 0 5	0	122	21 33 225, 815
190 万以上 200 万円未満のもの	9 6	0	91	³³ 177, 380
200 万以上 250 万円未満のもの	9 0 7	0	451	1, 013, 327
250 万以上300万円未満のもの	9 0 8	0	380	1, 044, 487
300 万以上1,000 万円未満のもの	9 9	0	1, 968	33 11, 195, 136
1,000 万以上2,000 万円未満のもの	⁹ 1 0	0	806	³³ 11, 350, 474
2,000 万以上3,000 万円未満のもの	⁹ 1 1	0	366	9, 061, 223
3,000 万以上1億円未満のもの	⁹ 1 2	0	655	33 34, 790, 514
1 億 円 以 上 の も の	⁹ 1 3	0	12 443	³³ 406, 448, 801
計	⁹ 1 4	0	12, 582	
計 法第389 大臣配分分	⁹ 1 5	0	16	100, 289, 606
の条関係知事配分分	⁹ 1 6	0	12	³³ 4, 671
訳 法第 743 条 関 係	⁹ 1 7	0	12	21 33

IV 市町村交付金に関する調報告書

令和5年度 市町村交付金の交付金額等に関する調報告書

都道府県名	神奈川県	
市町村名	相模原市	

地方公共団体コード	1 4	1	5	0	06					
表番号・行番号	号 ⁷ 0	0	0	0	011					
市町村判別コード 特定市・・・・・1 特定市以外の市町村・2										
団体区分コー	ード	13			1 ¹⁶					

(注) 自動的に付与される。

地	地方公共団体コード								
1	4	1	5	0	0	⁷ 8	98		

令和5年度 市町村交付金の交付金額等に関する調

都	道系	牙 県	名	神奈川県
市	町	村	名	相模原市

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)		(8)
						玉		有	Í	資		産		
						ŕ		格	(通 知	価 格)		
	区	分	行	番	号		土	地		家	屋	償却資産	行番号	価格計(D)
						件 数	数量	価 格 (A)	件 数	数量	価 格 (B)	価格(C)	1」留 夕	加格司(以)
						一 奴	数 (m²)	(千円)	一 奴	数 (m²)	(千円)	(千円)		(A)+(B)+(C) (千円)
4-1-	No feeta in the feeta in com-	1 / C の 英田 がま フォ の	9	1	^	12	18	30	40	46	56	66 75	9	12 23
貸	法第4条第1項の	1/6の適用があるもの	0	1	0	41	57, 678	6, 651, 625			/		0 1 1	6, 651, 625
付	特例の適用があるも の	1/3の適用があるもの	0	2	0	6	339	24, 651					0 2 1	24, 651
資	9 0)	2/5の適用があるもの	0	3	0				15	53, 101	4, 344, 722		0 3 1	4, 344, 722
	上 記 以	外のもの	0	4	0	11	270, 623	262, 282	2	6	272	78, 909	0 4 1	341, 463
産		≅ +	0	5	0	58	328, 640	6, 938, 558	17	53, 107	4, 344, 994	78, 909	0 5 1	11, 362, 461
空す	法第4条第1項の	1/6の適用があるもの	0	6	0								0 6 1	0
港る	特例の適用がある	1/3の適用があるもの	0	7	0								0 7 1	0
の固	もの	2/5の適用があるもの	0	8	0								0 8 1	0
用定	上記以外のもの	1/2の適用があるもの	0	9	0								0 9 1	0
に資 供産		計	1	ऻ	0	0	0	0	0	0	0	0	1 0 1	0
国	 有	<u>"'</u> に 係 る 土 地	1	-	0	1	6, 190, 555	79, 080					1 1 1	79, 080
発は供	71 77 21 (地方公営企業に係るもの	1	2	0		0, 130, 555	13,000					1 2 1	13,000
電送す	発電所の用に供		1	4	U								1 4 1	
所・変している。	する固定資産	特定多目的ダム法の規定の適用を受ける 多目的 ダムに係るもの	1	3	0	1	22, 870	136, 438				275, 111	1 3 1	411, 549
電の定	変電所又は送電施	起設の用に供する固定資産	1	4	0								1 4 1	0
所用資 又に産		計	1	5	0	1	22, 870	136, 438	0	0	0	275, 111	1 5 1	411, 549
水に	地にダム以外の	りものの用に供する土地	1	6	0								1 6 1	
道供	_{方係} 公 _る ダムの用	1/2の適用があるもの	1	7	0								1 7 1	
■ 虚す	B. 【に仕って入】	3/4の適用があるもの	1	8	0								1 8 1	
ろ	金して資産	特例率の適用がないもの	1	9	0								1 9 1	
→設固	特定多目的ダム	1/2の適用があるもの	2	0	0								2 0 1	0
等定	法の規定の適用 を受ける多目的	3/4の適用があるもの	2	1	0								2 1 1	0
の資	ダムに係るもの	特例率の適用がないもの	2	2	0	1	1, 236, 130	7, 374, 560				21, 335, 770	2 2 1	28, 710, 330
用産		計	2	3	0	1	1, 236, 130	7, 374, 560	0	0	0	21, 335, 770	2 3 1	28, 710, 330
石 油	備蓄施設の用	に供する固定資産	2	4	0								2 4 1	0
	合	計	2	5	0	61	7, 778, 195	14, 528, 636	17	53, 107	4, 344, 994	21, 689, 790	2 5 1	40, 563, 420

坩	地方公共団体コード									
1	4	1	5	0	0	⁷ 8	98			

令和5年度 市町村交付金の交付金額等に関する調(つづき)

都 道 府 県	名	神奈川県
市町村	名	相模原市

		——				(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)		(16)
					ļ.,	公	r	<u> </u>	•	<u>資</u>		産	1	
							. ,, . ,,		(通 知	価格)		
	区	分	行	番	号		土	地 T		家	屋	償却資産	行番号	価格計(D)
						件 数	数量	価格(A) (千円)	件 数	数量	価格(B)	価 格 (C)		
	1		0			10	(m^2)			(m²)	(千円)	(手首)		(A)+(B)+(C) (千円)
貸	法第4条第1項の 特例の適用がある	1/6の適用があるもの	0	1	2	29	325, 879	³⁰ 33, 481, 425	40	46	50	75	0 1 3	33, 481, 425
付	特例の適用がある も の	1/3の適用があるもの	0	2	2								0 2 3	0
資	8 0)	2/5の適用があるもの	0	3	2				282	254, 598	12, 940, 240		0 3 3	12, 940, 240
	上 記 以	外のもの	0	4	2	13	147, 580	10, 025, 123	10	18, 741	2, 232, 450	31, 704	0 4 3	12, 289, 277
産		計	0	5	2	42	473, 459	43, 506, 548	292	273, 339	15, 172, 690	31, 704	0 5 3	58, 710, 942
空す	法第4条第1項の	1/6の適用があるもの	0	6	2								0 6 3	0
港る	特例の適用がある	1/3の適用があるもの	0	7	2								0 7 3	0
の固	も の	2/5の適用があるもの	0	8	2								0 8 3	0
用定に資	上記以外のもの	1/2の適用があるもの	0	9	2								0 9 3	0
供産		計	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1 0 3	0
玉	有 林 野 (に係る土地	1	1	2								1 1 3	
発は供電送よ	発電所の用に供	地方公営企業に係るもの	1	2	2	4	1, 353, 846	1, 574, 598	5	13, 892	698, 717	11, 633, 379	1 2 3	13, 906, 694
所電る・施田	オる田定答産	特定多目的ダム法の規定の適用を受ける 多目的 ダムに係るもの	1	3	2								1 3 3	0
変設 電の 電の 所用資	変電所又は送電旅	歯設の用に供する固定資産	1	4	2								1 4 3	0
別用員		<u> </u>	1	5	2	4	1, 353, 846	1, 574, 598	5	13, 892	698, 717	11, 633, 379	1 5 3	13, 906, 694
水に	地にダム以外の	のものの用に供する土地	1	6	2	13	620, 477	6, 443, 363					1 6 3	6, 443, 363
道供	_{方係} 公 _る ダムの用	1/2の適用があるもの	1	7	2				6		3, 640	907, 363	1 7 3	911, 003
地でする	≧ に仕する	3/4の適用があるもの	1	8	2				3	25	50	342, 135	1 8 3	342, 185
6	作	特例率の適用がないもの	1	-	2	7	442, 292	202, 478	6	8, 542	103, 068	1, 522, 148		
設固	特定多目的ダム	1/2の適用があるもの	2	0	2								2 0 3	0
等定	法の規定の適用 を受ける多目的	3/4の適用があるもの	2	1	2								2 1 3	0
の資	ダムに係るもの	特例率の適用がないもの	2	2	2								2 2 3	0
用産		計	2	3	2	20	1, 062, 769	6, 645, 841	15	8, 567	106, 758	2, 771, 646	2 3 3	9, 524, 245
石 油	備蓄施設の用	に供する固定資産	2	4	2								2 4 3	
	合	計	2	5	2	66	2, 890, 074	51, 726, 987	312	295, 798	15, 978, 165	14, 436, 729	2 5 3	82, 141, 881

地	地方公共団体コード											
1 1	4	1	5	0	0	8	98					

令和5年度 市町村交付金の交付金額等に関する調(つづき)

-		—			(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	
					国 有	資 産	公 有	資 産	交付金額計	前年度の交付金額	増 減 額
	区	分	行 番	: 是		交付金額		交付金額	(A) + (B) (C)	(D)	(C) - (D)
		73	11 Æ	7	算定標準額	住:日日不満の海致は生	算定標準額	(円)(B) 注:百円未満の端数は生	(円) 注:百円未満の端数は生	注: 百円未満の端数は生	(C) - (D)
	1				(千円)	じないものであること	(千円)	じないものであること	じないものであること	じないものであること	(円)
貸	法第4条第1項の 特例の適用がある		9 0 1	4	1, 108, 604	²² 15, 518, 600	³⁴ 5, 580, 238	⁴⁴ 78, 122, 000	93, 640, 600	92, 447, 800	1, 192, 800
付	村別の適用がある	1/3の適用があるもの	0 2	4	8, 217	114, 700			114, 700	111, 200	3, 500
資		2/5の適用があるもの	0 3		1, 737, 889	24, 329, 600	5, 176, 096	72, 452, 000	96, 781, 600	95, 758, 500	1, 023, 100
産	上 記 以	-	0 4		341, 463	4, 779, 300		172, 048, 400	176, 827, 700	118, 673, 500	58, 154, 200
		計	0 5	+	3, 196, 173	44, 742, 200	23, 045, 611	322, 622, 400	367, 364, 600	306, 991, 000	60, 373, 600
空す港る	法第4条第1項の	1/6の適用があるもの	0 6	+					0		0
の固	特例の適用があるも の		0 7	-					0		0
用定		2/5の適用があるもの	0 8						0		0
に資	上記以外のもの	1/2の適用があるもの	0 9	+					0		0
供産		計	1 0	4	0	0		0	0	0	0
玉	有 林 野	に係る土地	1 1	4	79, 080	1, 107, 100			1, 107, 100	1, 107, 100	0
発は供電送す	発電所の用に供	地方公営企業に係るもの	1 2	4			13, 906, 695	194, 693, 100	194, 693, 100	198, 781, 800	△ 4, 088, 700
で配施設のおります。	する固定資産.	特定多目的ダム法の規定の適用を受ける 多目的ダムに係るもの	1 3	4	411, 549	5, 761, 600			5, 761, 600	5, 922, 200	△ 160,600
変設の電気の開発を変える	変電所又は送電放	施設の用に供する固定資産	1 4	4					0		0
又に産		平	1 5	4	411, 549	5, 761, 600	13, 906, 695	194, 693, 100	200, 454, 700	204, 704, 000	△ 4, 249, 300
水に	地にダム以外の	のものの用に供する土地	1 6	4			6, 443, 363	90, 206, 500	90, 206, 500	92, 994, 000	△ 2,787,500
道供	方係	1/2の適用があるもの	1 7	4			455, 501	6, 376, 300	6, 376, 300	6, 680, 300	△ 304,000
施する	🖟 に供する	3/4の適用があるもの	1 8	4			256, 639	3, 592, 600	3, 592, 600	3, 818, 600	△ 226,000
	量の ■ 固定資産	特例率の適用がないもの	1 9	4			1, 827, 694	25, 586, 600	25, 586, 600	25, 787, 300	△ 200, 700
設固	特定多目的ダム	1/2の適用があるもの	2 0	4					0		0
等定	法の規定の適用	3/4の適用があるもの	2 1	4					0		0
の資	を受ける多目的 ダムに係るもの	特例率の適用がないもの	2 2	4	28, 710, 330	401, 944, 500			401, 944, 500	410, 549, 200	△ 8, 604, 700
用産	211 3 3 12	計	2 3		28, 710, 330		8, 983, 197	125, 762, 000	527, 706, 500	· · ·	△ 12, 122, 900
石油	備蓄施設の用	E!	2 4	+		,	., 100, 101		0	111,020, 100	0
,	合 合	計	2 5	-	32, 397, 132	453, 555, 400	45, 935, 503	643, 077, 500	1, 096, 632, 900	1, 052, 631, 500	44, 001, 400
ļ	H	***			, -,, -,=	,,	,,	, ,	, ,, - 0 0	, ., ,	, , 200

V 都市計画税に関する調報告書

令和5年度 都市計画税に関する調報告書

都道府県	. 名	神奈川県
市町村	名	相模原市

地方公共団体コード 1	4	1	5	0	06
表番号・行番号	7				11
市町村判別コード特定市特定市	i· 以外	・・ の市	• • T町村	· 1	12
団体区分コー	ド	13			1 ¹⁶

(注) 「特定市」の区分については 「ガイダンス表<<データ入力>>1-3」に留 意すること。

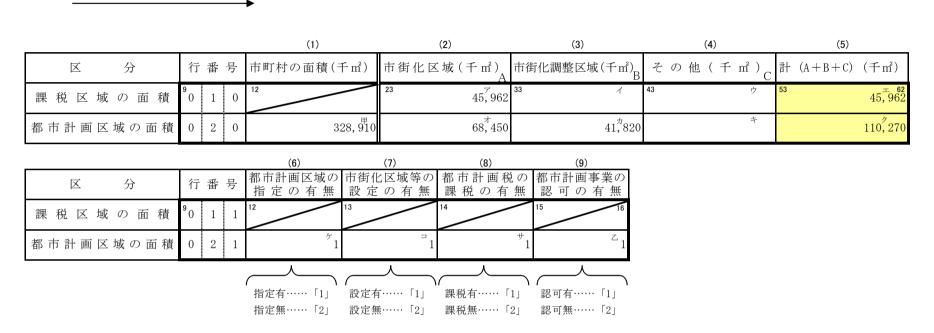
(注) 自動的に付与される。

地	地方公共団体コード								
¹ 1	4	1	5	0	0	⁷ 5	18		

令和5年度 都市計画税に関する調

第51表 都市計画区域及び課税区域に関する調

都道府県名	神奈川県
市町村名	相模原市



地	地方公共団体コード							
¹ 1	4		1	5	0	0	⁷ 5	28

第52表 納税義務者数に関する調

						(1)			(2)	(3)
⊵	区 分 行番号				総数	人)	法定免税点未満のもの(人)	法定免税点以上のもの(人)	
	個 人	9 ()	1	0	12		14	44, 842	1, 237	143,605
土地	法 人	0	2	0				4, 793	283	4, 510
	計	0	3	0			14	49, 635	1, 520	148, 115
	個 人	0	4	0			19	94, 268	929	193, 339
家 屋	法 人	0	5	0				6, 054	32	6, 022
	計	0	6	0			20	00, 322	961	199, 361
	個 人	0	7	0			22	20, 020	1, 788	218, 232
実 数	法 人	0	8	0				7, 100	300	6, 800
	計	0	9	0			22	27, 120	2, 088	225, 032

地方	地方公共団体コード						
1 4	1 5 0 0	⁷ 5 3					

第53表 地積及び床面積等に関する調 (法定免税点以上のもの)

								(1)						(2)				1		(3)			(4)
	区	分	行	番	号	市	街	化	区	域	ī	市 街	化	調	整	区	域		そ	σ,)	他		計
土	宅	宅 地	90	1	0	12				39, 202	24							34						45 39, 202
地	地	その他	0	2	0					4, 624	ł													⁷ , 624
0)	等	小 計	0	3	0					43, 826	5						0						(43, 826
地	農	も 地	0	4	0					2,056	5													Ž, 056
積 (千㎡)		計	0	5	0					45, 882	2						ッ 0						テ (45, 882
家床	木	造家屋	0	6	0				13,	, 518, 900)													13, 518, 900
屋面	木造.	以外の家屋	0	7	0				18,	, 870, 115	5													18, 870, 115
の積 (㎡)		計	0	8	0				32,	, 389, 015	5						=0						×(32, 389, 015
土	宅	宅 地	0	9	0					205, 794	Ł													20 [*] 5, 794
地	地	その他	1	0	0					18, 293	3													18, 293
の	等	小 計	1	1	0					224, 087	,						0						(224, 087
筆	唐	 地	1	2	0					4, 242	2													⁷ 4, 242
数 (筆)		計	1	3	0					228, 329)						本0						₹(228, 329
家屋	木	造家屋	1	4	0					130, 067	,													130, 067
を使	木造.	以外の家屋	1	5	0					41, 108	3													41, 108
数 (棟)		計	1	6	0					171, 1 ³ 75	,						ک 0						× (171, 175

地方公	表番	号		
1 4	1 5	0 0	⁷ 5	48
				$\overline{}$

第54表 決定価格及び課税標準額に関する調 (法定免税点以上のもの)

								(1)	(2)	(3)	(4)
	区		分		行	番	문	決	定	価	格
					1, H				市街化調整区域(千円)	そ の 他 (千円)	計 (千円)
		住	小規定	個人	9 0	1	0	2, 453, 936, 105	24	34	45 ± 57 2, 453, 936, 105
		老 模 地 人		0	2	0	154, 673, 688			154, 673, 688	
	宅	用	一 住宅	個人	0	3	0	289, 015, 301			289, 015, 301
土		地	用 般 地	法人	0	4	0	3, 221, 927			3, 221, 927
	地	非 用住	個 住宅	. 非用地	0	5	0	302, 874, 233			302, 874, 233
		宅 地	法 人住宅	. 非用地	0	6	0	489, 694, 746			489, 694, 746
地		小	計		0	7	0	3, 693, 416, 000	0	0	, , ,
		農	地		0	8	0	63, 831, 877			63, 831, 877
	Ž	<i>ξ</i> σ) 他	Ţ	0	9	0	384, 820, 368			384, 820, 368
		割	<u>-</u>		1	0	0	4, 142, 068, 245	0	0	4, 142, 068, 245
家	木	造	家	屋	1	1	0	438, 082, 283			438, 082, 283
屋	木道	告 以 外	の家	: 屋	1	2	0	981, 483, 289			981, 483, 289
座		割	h .		1	3	0	1, 419, 565, 572	0	0	1, 419, 565, 572
	合		計		1	4	0	$5,561,633,8\overset{7}{17}$	⁷ 0	a 0	5, 561, 633, 817

$\begin{bmatrix} 1 & 1 & 4 & 1 & 5 & 0 & 0 & 75 & 4^{8} \end{bmatrix}$	地方公	\ 共団体	コード	表番	季号
	1 4	1 5	0 0	⁷ 5	4

第54表 決定価格及び課税標準額に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都	道系	牙 県	名	神奈川県
市	町	村	名	相模原市

								(5)	(6)		(7)	(8)	(9)	(10)
	区		分		⁄云	番	П	課	税	票	準	額	実 定 税 率	調定見込額
			ガ		11	番	75	市街化区域(千円)	市街化調整区域 (千円)	その	他 (千円)	計 (千円) _A	关 化 祝 举 B	
		住	小規	個人	90	1	1	810, 867, 493	25	35		810, 867, 493	61	69 79
		宅	^祝 用 模 地	法人	0	2	1	50, 624, 165				50, 624, [‡] ,		
	宅	用	一 住宅	個人	0	3	1	191, 372, 488				191, 372, 488		
土		地	用 般 地	法人		4	1	2, 131, 661				2, 131, 661		
	地	非 用住	個 人住宅月	非用地	0	5	1	194, 892, 932				194, 892, $\dot{\tilde{9}}$ 32	1	
		宅地	法 人住宅戶	非用地	0	6	1	301, 368, 080				301, 368, 080		
地		小	計		0	7	1	1, 551, 256, 819	0		0	1, 551, 256, 819		
		農	地		0	8	1	37, 997, [‡] 71				37, 997, 771		
	7	<i>E</i> 0	他		0	9	1	240, 757, 854				240, 757, 854		
		計	•		1	0	1	1, 830, 012, 444	0		0	1, 830, 012, 444		
家	木	造	家	量	1	1	1	438, 082, 283				438, 082, 283		
屋	木道	造 以 外	、の 家	屋	1	2	1	981, 206, 298				981, 206, 298		
庄		計	•		1	3	1	1, 419, 288, 581			0	1, 419, 288, 581		
	合		計		1	4	1	3, 249, 301, 025	€ 0		ь О	3, 249, 301, 025	0.300 %	9, 747, 903

¹ 1 4 1 5	0 0	⁷ 5 5

第55表 三大都市圏の特定市に所在する市街化区域内の 農地に関する調 (法定免税点以上のもの)

 都 道 府 県 名
 神奈川県

 市 町 村 名
 相模原市

						(1)	(2)		(3)	(4)	(5)
	区		行	番	므	納税義務者	地	積	決定価格	課税標準額	筆 数
	<u></u>	<i>y</i>	11	笛	ク	(人)	(手m²)	(手円)	(千円)	(筆)
	本則による(価格の3分の2)課税がな	されたもの	9 0	1	0	1, 524	24	883	³⁹ 49, 530, 138	⁵⁴ 33, 020, 092	2, 463
, 令	ì	C 1012 0 17				1,021		000	10, 000, 100	00, 020, 002	2, 100
市	負担水準0.95以上1.0未満			2		= 0					
特和	負担水準0.9以上0.95未満			3		53		30	, ,		88
	負担水準0.85以上0.9未満			4		21		9	,	462, 697	32
街 元	負担水準0.8以上0.85未満			5 6		9		4	355, 876		10
	4 負担水準0.75以上0.8未満 負担水準0.7以上0.75未満		0	7		5		2	226, 226 51, 160	125, 339 26, 581	5
定化年	負担水準0.65以上0.7未満			8		3		0		8, 004	ວ
定化平	負担水準0.6以上0.7不個 負担水準0.6以上0.65未満		0	9		1		0	,	5, 495	ა 1
度			1	_	0	1		0	11,007	5, 495	1
区区	負担水準0.5以上0.55未満		1		0						
	6 In 1 W		1		0	2		1	48, 618	17, 165	9
市	負担水準0.4以上0.45未満		1	_	0				40,010	11, 100	2
·	A LE 1 2/4 0 0 = 121 1 0 1 1 2/4		1		0	2.		1	34, 141	9,650	3
域前	負担水準0.3以上0.35未満		1	_	0	2			01,111	0,000	Ü
	負担水準0.25以上0.3未滞		1		0						
街 農	負担水準0.2以上0.25未満		1	_	0						
街屋	負担水準0.15以上0.2未満		1	8	0						
入			1		0						
抽	負担水準0.05以上0.1未満		2	0	0						
	負担水準0.05未満		2	1	0						
化	計		2		0	1,624		931	55, 187, 912	36, 584, 919	2,612
	本則による(価格の3分の2)課税がな	:されたもの	2		0	114		126	8, 563, 333	1, 342, 216	219
令			2		0						
市	負担水準0.9以上0.95未満		2		0						
区	負担水準0.85以上0.9未満		2	6							
	負担水準0.8以上0.85未満		2		0						
街 2	負担水準0.75以上0.8未満		2		0						
	負担水準0.7以上0.75未満		2		0			_	10.000	0.004	
北化年	負担水準0.65以上0.7未満 負担水準0.6以上0.65未満		3		0	1		0	18, 800	8, 804	1
域	負担水準0.55以上0.6未満 負担水準0.55以上0.6未満		3		0						
度	負担水準0.5以上0.55未満 負担水準0.5以上0.55未満		3		0					-	
区	負担水準0.45以上0.5未満		3		0						
IJ	負担水準0.4以上0.45未満		3		0						
農	名 担 水 潍 (0						
域後	負担水準0.3以上0.35未満		3		0						
	負担水準0.25以上0.3未満									+	
農参	負担水準0.2以上0.25未満		3							†	
	負担水準0.15以上0.2未満		4		0					<u> </u>	
地			4		0					i	
地	負担水準0.05以上0.1未満		4		0						
ле О	A LE 1 2/4 0 0 = 1. VIII		4		0						
1	計		4	4	Λ	115		126	8, 582, 133	1, 351, 020	220



第55表 三大都市圏の特定市に所在する市街化区域内の 農地に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

 都 道 府 県 名
 神奈川県

 市 町 村 名
 相模原市

			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
	区 分	行番号	納税義務者	地積	決定価格	課税標準額	筆 数
	1	. : :	(人)	(千m²)	(千円)	(千円)	(筆)
	本則による(価格の3分の2)課税がなされたもの	⁹ 4 5 0	1, 638	1,009	³⁹ 58, 093, 471	⁵⁴ 34, 362, 308	69 2, 682
	負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0	0	0	0	0	(
	負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0	53	30	4, 157, 132	2, 700, 987	8
	負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0	21	9	756, 296	462, 697	3
	負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0	9	4	355, 876		
	負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0	4	2	226, 226	125, 339	
合	負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0	5	1	51, 160		
Н	負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0	4	0	35, 268	,	
	負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0	1	0	11, 857	5, 495	
	負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0	0	0	0	0	
	負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0	0	0	ů	•	
	負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0	2	1	48, 618	17, 165	
	負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0	0	· ·	0	0	
	負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0	2	1	34, 141	9,650	
∌ 1.	負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0	0	•	•	0	
計	負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0	0	0	0	0	
	負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0	0	0	0	0	
	負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0	0	·	0	· ·	
	負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0	0	v	·	0	
	負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0	0	v	·	v	
	負担水準0.05未満	6 5 0	0	0	0	0	
	計	6 6 0	1, 739	^خ 1, 057	63, 770, 045	^す 37, 935, 939	世 2,83
第 62	表 の う ち 生 産 緑 地 に 係 る も の	6 7 0	548	ج 999	^خ 61,832	^t 5 61, 832	1, 41

1 4 1 5 0 0 7 8 5 6	地方	公共団体コー	・ド表都	番号
	1 1 4	1 5 0	0 5	8 6

第56表 課税標準の特例等に関する調 (法定免税点以上のもの)

都 道 府 県 名 神奈川県 市 町 村 名 相模原市

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
	_	_				宅 均	地 等	農地	土地計	家屋	課税	票 準 (A)
		地	目 等	特何	行番号	宅 地	その他	展 地	土地計	多		列 率 (B)
区	分			例率	1」 金 万							きち特例)
	•	_				(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)		(B)
課法			評価額		9	12	22	32	42	52	62	64 65
	24-	第9項(日本放送協会)		1/2	0 1 0				0			
税第	法		課税標準額		0 2 0				0			
			評価額	1/3	0 3 0							
標 7	第	第10項(日本原子力研究開発機構)	課税標準額		0 4 0 0 5 0							
2			評 価 額 課税標準額	2/3	0 5 0							
準	7		評価額		0 7 0							
条		第11項(登録有形文化財等)	課税標準額	1/2	0 8 0				0			
の	0		評価額		0 9 0				0			
第	U	(農業・食具産業技術総合研究機	課税標準額	1/3	1 0 0				0			
特 2		第21項 (農業・食品産業技術総合研究機 第 1 項 構)	評価額		1 1 0				0			
2	2		課税標準額	1/6	1 2 0				0			
例項		file (dec FIT	評価額		1 3 0				0			
7.4	条	第22項(新関西国際空港㈱)	課税標準額	1/2	1 4 0				0			
にか		MOOTE (ISTURDAY AM)	評価額	0 /5	1 5 0							
	第	第23項(信用協同組合等)	課税標準額	3/5	1 6 0					238, 540		
ょっ	/14	笠05 15 (中如豆啄水洲(M))	評 価 額	1/2	1 7 0				0			
	0	第25項(中部国際空港㈱)	課税標準額	1/2	1 8 0				0			
n =	2	第27項(家庭的保育事業)	評 価 額	_	1 9 0							
		第27項(家庭印作月事来)	課税標準額		2 0 0					438	1	3
書 減	項	第28項(居宅訪問型保育事業)	評 価 額	_	2 1 0							
0		第20 景(冶七畝尚主体育事業)	課税標準額		2 2 0						1	3
額	カュ	第29項(事業所内保育事業)	評 価 額	_	2 3 0							
規		7120 X (7 X/) 1 1 V A 7 X/	課税標準額		2 4 0						1	3
	2	第30項(認定生活困窮者就労訓練事業)	評価額	1/2	2 5 0				0			
と 定		7,700 X (\$6,700 E11 E12 F1 7,670 B) (\$7,707	課税標準額	1, 5	2 6 0				0			
			評価額	1/3	2 7 0						/	
なに	۲	第32項(量子科学技術研究開発機構)	課税標準額		2 8 0						/	
			評価額	2/3	2 9 0							
るよ	書		課税標準額		3 0 0							
alare we		第33項(世界遺産)	評価額	1/3	3 1 0				0			
額る、	/ Fam r	 	課税標準額		3 2 0 た 条 例 で 制 3	┃ 記している場合は蛛の		ていない堪会は「-	0	】たがって (1)~(□	5) ži [0] a	

1 4 1 5 0 0 ⁷ 5 6	地	方グ	〉共 🖯	日体 =	ı —	ド	表看	昏号
	1	4	1	5	0	0	7 5	8 6

都道府県名	神奈川県
市町村名	相模原市

						(1)		(2)		(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
	ide 🗁	1 Ar/r	u-t-			宅	j	地 等	農	地	土地	1 計	家屋	課税	標 準 <u>(A)</u>
	地 目	1 等	特例	行	番号	宅	地	その他		70	1 1	, н	水 庄	の特	例 率 (B)
区分		_	率				(* III)	/ 		(7 III)		(* FII)	/		まち特例)
るに課3法法	第1項 (被災住室用地等)	$\overline{}$		9		12	(千円)	(千月	32	(千円)	42	(千円)	52	·円) (A)	(B)
よ税の第 第 7	(法第349条の3の3	評価額	2/3	3	3 0		1, 735	5				1, 735			
減淮完 0 0	第1項(同条各項に おいて準用、読み替	課税標準額	ī	3	4 0		1, 735	;				1, 735			
額のに2 条	えて適用される場合 を含む)の適用を受	評 価 額	1/0	3	5 0		59, 958	3				59, 958			
と特よ条 の 額な例るの 3	第2項 けるものに限る)	課税標準額	1/3	3	6 0		59, 958	3				59, 958			
額計に代失災の法 両対わし等4第		1	. /0						1						
が 税 る た に の 7 税 る 家 家 よ 2 0	減額分に相当する課税標	準額	1/2 減額	3	7 0				/						
の都屋屋り、2)減市等に減震条															
な例るの法 法 に課2附 附		評価額	2/3	3								0			
よ税の則 るり標度 2 1	(平成28年熊本地震に係る	課税標準額	i	3	9 0							0			
減準定 1 額のに 6	被災住宅用地等)	評価額	1/3	4	0 0							0			
額と特よ条 条		課税標準額		4	1 0							0			
画対代震2条法 税す替に8の附 のる家係年2則			1/2				/		1			/			1 /
減都屋る熊 (第 額市等被本平 1	減額分に相当する課税標	準額	減額	4	2 0				/						
で計に災地成 6 な例るの法 法		評 価 額		4	3 0							0		/	/
に課3附 附よ税の則 の則			2/3	H		-						0		//	$+\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!$
るり標規第 の第	(平成30年7月豪雨に係る 被災住宅用地等)	課税標準額		4								0		//	//
減準定1 3 1 額のに6 6		評価額	1/3	4	5 0	-						0		//	//
額と特よ条 画対代雨3条法		課税標準額		4	6 0							0			
税す替に0の附 のる家係年3則	減額分に相当する課税標	作妬	1/2	4	7 0		/								
減都屋る7(第 額市等被月平1)計に災豪成6	例 傾力 (これコ) る味がぶ	午頃	減額	4	' '										
な例るの法 法		評 価 額		4	8 0							0		//	1
に課4附 附 財 別 別 の第	(合和9年7月喜雨には7	課税標準額	2/3	4	9 0							0			
るり標規第 4第 減準定1 4 1	(令和2年7月豪雨に係る 被災住宅用地等)	評 価 額		5	0 0							0			
額のに 6 6		課税標準額	1/3	5	1 0							0		_/_	/ /
額と特よ条 条 ※「罪税煙港の特例家	(わがまた時何) (6) (7) 」						1 1 1 1 1 1 1 1	 	していない	III A 1.1 F	レシスカオ	7 - 1	たがって (1)c	× (5) が「0」	の担合にお

1 7	
1 4 1 5 0 0 5	8 7

第57表 課税標準の特例等に関する調 (法定免税点以上のもの)

都道府県名	神奈川県
市町村名	相模原市

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
	_					宅 均	地 等	農地	土地計	家屋	課税	票 準 (A)
		地 目		特 例	行番号	宅 地	その他	辰 地	上 地 司	多	の特を	
区	分			率	11 18 7						(わがま	ち特例)
						(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(A)	(B)
に法附		然,項 (W A 型表用) z 次 	評 価 額	1 /0	0 1 0	12	22	32	42	52	62	64
則		第1項 (総合効率化に資する倉庫等)	課税標準額	1/2	0 2 0							
第 1	法	第 0 15 (並行在来線に係る譲受固定資	評 価 額	1 /0	0 3 0				(
よ 5 条	-	第9項 産)	課税標準額	1/2	0 4 0				()		
		第13項 (PFI公共施設)	評価額	1/2	0 5 0							
法附	D/L		課税標準額	1/2	0 6 0							
り則第	附	(都市利便施設)都市再生緊急整備地域 (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)	評価額	_	0 7 0							
1		第14項 適用分) (都市利便施設) 特定都市再生緊急整備地域	課税標準額 評価額		0 8 0							_
5 条		(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例) 適用分)	課税標準額	-	1 0 0						_	_
減の 2	則		評 価 額		1 1 0							
又		第15項 (都市鉄道施設)	課税標準額	2/3	1 2 0							
は 法			評 価 額	1/2	1 3 0				()		
額附	第	第16項 (外資埠頭公社の民営化に係る 承継特例)	課税標準額	1/2	1 4 0				()		
則第		3,10 公 承継特例)	評価額	3/5	1 5 0				(
1 5			課稅標準額	,	1 6 0					<u>)</u>		
と条	1	第17項 (鉄道再構築事業)	評 価 額 課税標準額	1/4	1 7 0 1 8 0							
の 3	-		評価額		1 9 0)		
の		第19項 (公益法人が所有する能楽堂)	課税標準額	1/2	2 0 0				(
規な定	_		評 価 額	1 /0	2 1 0							
によ	5	第20項 (国際戦略港湾等の荷さばき施	課税標準額	1/2	2 2 0							
る		^{井 20 頃} 設等)	評 価 額	2/3	2 3 0							
課る税			課柷標準額	_, =	2 4 0							
標	条	第24項 (駅のバリアフリー化施設)	評価額	2/3	2 5 0							
準の		(胜与化肠压机护冠 ()) *********************************	課税標準額 評価額		2 6 0 2 7 0							
特 額例		第27項 (特定貨物取扱埠頭の港湾施 設)	課税標準額	2/3	2 8 0							
(17)			*** DE DV HX		- 1 0 1 0							

地	方:	公共	団体	コー	ド	表番	番号
1	4	1	5	0	0	7 5	8 7
							_

都道府県名	神奈川県	
市町村名	相模原市	

								(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6) (7
X	分		地	目 等	特例率	行	番号	宅 地 (千円)	地 等 そ の 他 (千円)	- 農 地	土 地 計	家 屋	課税標準 の特例率 (わがまち特例 (A) (E
法附則			(農地中間管理機構に賃借権を 設定した農地) (存続期間10年	評価額	1/2	9 2	9 0	12	22	32	42	52	62 64
第	去	第31項	以上)	課税標準額	_, _	3	0 0)	
5			(農地甲間管埋機構に賃借権を 設定した農地) (存続期間15年	評価額	1/2	3	1 0						
法附			以上)	課税標準額 評 価 額		3	2 0 3 0	20, 025			20,02	5	
則	附	第32項	(特定事業所内保育施設)	課税標準額	-	3	4 0	12, 043			12, 04	38, 013	3 1 3
5		笙33項	(市民緑地)	評 価 額	_	3	5 0					0	
条の2	則	N100.Y		課税標準額		3	6 0						2 3
又は		第34項	(帰還・移住等環境整備推進法 人)	評 価 額 課税標準額	1/3	3	7 0 8 0						
法附則第	第			評価額	0./0	3	9 0						
第1		第35項	(地域福利増進事業)	課税標準額	2/3	4	0 0					0	
1 5 条		M100.X	(地次個刊名起手术)	評価額	3/4	4	1 0						
の 3 の	1			課税標準額 評 価 額		4	2 0 3 0						
規定		第38項	(浸水被害軽減地区)	課税標準額	-	4	4 0					0	
7 -	5	第39項	(滞在快適性等向上施設)	評 価 額	1/2	4	5 0					0	
課		717 O O X	(III) IN POOR IN A PROPERTY	課税標準額	1,2	_	6 0					0	
税標準	条	第43項	(貯留機能保全区域)	評 価 額 課税標準額	-	4	7 0 8 0						3 4
の 特	•	竺 40 西	(学的)害兴立在(小声光)	評価額	1 /0	4	9 0						
例		弗4b垻	(道路運送高度化事業)	課税標準額	1/3	5	0 0						

$\begin{bmatrix} 1 & & & & & & & 7 \\ 1 & 4 & 1 & 5 & 0 & 0 & 5 \end{bmatrix}$	ード 表番号	日体コー	共同	方グ	地
) 0 ⁷ 8	5 0	1	4	1

都道府県名	神奈川県
市町村名	相模原市

_										(1)		(2)		(3)		(4)	(5	i)	(6)	(7)
X	分		_	地	目 等	特例率	行	番号	=	宅 E 地 (千)	地	3 等	農	地 (千円)	土	地 計 (千円)	家	屋(千円)		
よ 期 第 則 り 5 第 1	法 附 則 第 2 1	第2項	(法附則	道・四国に係る特例) 第15条の3の適用のあるも	評価額	1/2	9	1 0	12	(11		22	32	(111)	42	0	52		62	64 S
の 5 減 3 条 の 規法	5 条 の		のを除く		課税標準額		0	2 0								0				
額と課題を表する課題を表する課題を表する。	法附則		(法附則	社等に係る承継特例) 第15条の2第2項のJR三島特 ものを除く)	評価額	3/5	0	3 0								0				
課税標準2	第 1 5			社等に係る承継特例)	課税標準額 評価 額		0	4 0 5 0								0				
る 特別 を り り り り り い り に り り に り り り り り り り り り	条 の 3	第1項	(法附則	知等に限る系統行例) 第15条の2第2項のJR三島特 ものに限る)	課税標準額	3/10	0	6 0								0				
減 額)	税固に 等定対	術修 1 1 公実 1 5 演演 (3 施芸改 0	附則	減額分に相当する課	兑標準額	1/3 減額	0	7 0												
利)正]法		(立地記	川第15条第37項 秀導促進施設)	評価額	2/3	0	8 0								0				
1 年 7 改		第3項		有効期間 5 年以上) 	課税標準額 評価額		0	9 0								0		_		
注	よ		(立地部	秀導促進施設) 有効期間10年以上)	課税標準額	2/3	1	1 0								0				
附和 則第年 1改	に改 よ正 る法	第2項		川第15条第20項 供道利便増進施設)	評価額	2/3		2 0												
7 正 条法	の規 令定		(41)113	大胆 小 使增進施設 <i>)</i>	課税標準額		1	3 0												
利	正 法	第3項		川第15条第21項 大学校舎)	評価額	1/2		4 0												
2 1 年 8 改					課税標準額		1	5 0			_	//								
正	でによる さる	第5項	(認定部 (地域)	川第15条第40項 秀導事業) 中定型地方税制特例措置	評価額	_		6 0			_									
条貝	14	出事準の		まち特例) 適用分) (わがまち特例) (6)(7)」	課税標準額			7 0		7 111 ()) 14	+ <i>t</i> =1	(to 1 to 1 to 1 to 1 to 1 to 1 to 1 to		場合は「-	<u> </u>	+771	したがって	(1)	-	

1 4 1 5 0 0 ⁷ 5 8	地	方グ	〉共 🖯]体:	-	ド	表都	香号
	1	4	1	5	0	0	7 5	8 8

都	道系	牙 県	名	神奈川県
市	町	村	名	相模原市

					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
区分	地 目	等	特例率	行番号	宅地	も 等 の 他	農地	土地計	家屋		準 (A) 率 (B) 時例)
改る改				9	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(A)	(B)
正も正法の法	第2項 旧法附則第15条第20項 (スーパー中枢港湾)	評価額 課税標準額	1/2	1 8 0 1 9 0				/			
条 附平の 則成規 第2定	旧法附則第15条第27項	評価額		2 0 0				0			
16に 7年よ	第3項 (指定会社等の特定用途港湾施 設)	課税標準額	1/2	2 1 0				0			
平改成正	第4項 旧法第349条の3第31項 (社会保険診療報酬支払基金)	評価額	1/3	2 2 0							
2 3 年の	旧社等940冬の 9 第9915	課税標準額 評 価 額		2 3 0 2 4 0							$\overline{}$
改規 正定	第5項 (自動車安全運転センター)	課税標準額	1/3	2 5 0							
法に附に	旧法第349条の3第33項 第6項 (郵便貯金・簡易生命保険管理	評価額	1/2	2 6 0							
則ある	機構) 旧法附則第15条第35項	課税標準額 評 価 額		2 7 0 2 8 0							
9 も 条の	第10項 (指定特定重要港湾に係る港湾 施設)	課税標準額	1/2	2 9 0							
則2よ改 2 る正	第4項 旧法附則第15条第36項 (PFI公共荷さばき施設)	評価額	1/2	3 0 0							
第1111111111111111111111111111111111111		課税標準額 評 価 額		3 1 0 3 2 0							$\overline{}$
4 立	第5項 (PFI一般廃棄物処理施設)	課税標準額	1/2	3 3 0							

1277 217 1211	コード	1八年	号
1 1 4 1 5	0	7 5	8

都道府県名	神奈川県
市町村名	相模原市

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6) (7)
			□ <i>kr/c</i>	d-t-		宅	地 等	農地	土地計	家屋	課 税 標 準 (A)
		地	目 等	特例	行番号	宅 地	その他	A 20	H	水 座	の 特 例 率 (B)
区分	7		_	率		(= F)	(m)	(F1)	((-m	(わがまち特例)
改改			$\overline{}$		9	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	52 (千円)	(A) (B)
正法		旧法第349条の3第25項 (日本電気計器検定所)	評 価 額	1/2	3 4 0						
かま規		(日本电风訂益快足別)	課税標準額		3 5 0						
定に		旧法第349条の3第26項	評価額	1/2	3 6 0						
よ	第2項	(日本消防検定協会)	課税標準額	1/2	3 7 0						
則る も		旧法第349条の3第27項	評 価 額	1 /0	3 8 0						
第の平		(小型船舶検査機構)	課税標準額	1/2	3 9 0						
1 成 6 2		旧法第349条の3第28項	評価額	1/2	4 0 0						
0 条年		(軽自動車検査協会)	課税標準額	1/2	4 1 0						
則1よ改 7る正	第4項	旧法第349条の3第39項	評 価 額	1/6	4 2 0						
第年もお	弗4坦	(社会保険診療報酬支払基金)	課税標準額	1/6	4 3 0						
第 1 0 元 元 法 の 規・	第5項	旧法第349条の3第40項	評価額	1/6	4 4 0						
を ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	第 9項	(自動車安全運転センター)	課税標準額	1/0	4 5 0						
年改 正		旧法第349条の3第28項	評価額	1 /0	4 6 0						
改法		(日本電気計器検定所)	課税標準額	1/3	4 7 0						
正の 規 法定		旧法第349条の3第29項	評 価 額	1/3	4 8 0						
附よ	第3項	(日本消防検定協会)	課税標準額	1/3	4 9 0						
則る	弗3坦	旧法第349条の3第30項	評価額	1/3	5 0 0						
第の		(小型船舶検査機構)	課税標準額	1/3	5 1 0						
平 1 8 成		旧法第349条の3第31項	評 価 額	1/3	5 2 0						
1 条 5		(軽自動車検査協会)	課税標準額	1/3	5 3 0						
第則年の3 第改平1			評価額		5 4 0				C		
2 1 正成。	よ法	旧法附則第15条第19項 (指定法人等大規模外貿埠頭)		1/2							
3 法 ₁ 7 項条附 0 ³			課税標準額		5 5 0				C		

1		
1 4 1 5 0 0	7 5	8

都	道系	f 県	名	神奈川県
市	町	村	名	相模原市

								(1)		(2)	(3)		(4)		(5)	(6)	(7)
		_	luk e	n fefe	tl-t-			宅	ŧ	也 等	農	也	土 地	計	家 屋	課	说 標	準 (A)
			地 [事	特例	行	番号	宅 均	也	その他	12		T 70	н	水 庄			率 (B)
区	分			_	率				(* III)	(7 III)		(T III)		(3 EL)	7-			5特例)
平改				<u> </u>		9		12	(千円)	(千円)	32	(千円)	2	(千円)	2	千円) (2	A) 6	(B)
成正				評 価 額	1/3	5	6 0						/		/			
7 法		旧法第349条	の3第27項 物系特定産業事業研究機構)	課税標準額		5	7 0											
年		(成木 工)	70.77.71.70.71.70.71.70.71.71.71.71.71.71.71.71.71.71.71.71.71.	評 価 額	1/6	5	8 0											
改				課税標準額		5	9 (
正規		旧法第349条		評 価 額	1/6	6	0 0											
法定	第3項	(日本電気記	計器検定所)	課税標準額	1/0	6	1 0											
附に		旧法第349条		評 価 額	1/6	6	2 0											
則よ		(日本消防村	倹定協会)	課税標準額	1/0	6	3 (
		旧法第349条		評 価 額	1/6	6	4 (
第る		(小型船舶村	倹査機構)	課税標準額	1/0	6	5 0											
1 2 t		旧法第349条		評 価 額	1/6	6	6 0											
条の		(軽自動車権	強査協会)	課税標準額	1/0	6	7 0											
		合	計	評 価 額		6	8 0	1	81, 718	0		0	8	1, 718				
			н	課税標準額		6	9 (,	73, 736	0		0	7	3, 736	276	, 991		
	第条 7の		市街化区域農地としての評	平価額		7	0 0)						0				
	項 5	9 則	徴収猶予分に相当する課税	总標準額		7	1 0)						0				
	第条 8の		市街化区域農地としての評	平価額		7	2 0)						0				
	項 5	9 則	徴収猶予分に相当する課税	標準額		7	3 (0				
	第 第 項 1 0	除第法 ○ 2 附	市街化区域農地としての評	平価額		7	4 0							0				
	6 5	5 9 則	減額分に相当する課税標準	準額		7	5 0	1						0				
	第第項10	た第法) 2 附	市街化区域農地としての評	平価額] /	7	6 0							0				
		5 9 則	減額分に相当する課税標準	準額		7	7 0							0				

抴	方グ	、共 🗄	団体	コー	ド	表都	昏号
1	4	1	5	0	0	7 5	8

都道府県名	神奈川県
市町村名	相模原市

				(1)		(2)	(3)	(4)	(5)	(6) (7)
区分	地 目 等	特例率	行番号	宅	地 (千円)	地 そ	等 の 他 (千円)	農 地	土 地 計	家屋	課税標準(A) の特例率(B) (わがまち特例) (A) (B)
る及と税条法 特ので 物で 特別 を は を は は は は は は は は は に は は は に は は に は は は は り は り	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	7 8 0	12	(11)	22	(117)	32	42	52	62 64 69
置係及な除項5法 るびつ区(5 特家た域課 例屋土外税第 増に地と免6第	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	7 9 0							0	
置係及な除項 5 5 法 るびつ で	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	8 0 0							0	
特用る 5 法 例 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1	減額分に相当する課税標準額		8 1 0							0	
例地代に日15法 措に替よ本06 置係住る大事で、 る宅被震(条 等用災災東第第	減額分に相当する課税標準額		8 2 0							0	
置係代に日15法 る替よ本16 特家る大項(外屋被震(利屋被震(精に災災東第第	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額 1/3 減額	8 3 0 8 4 0		/						

1 4 1 5 0 0 ⁷ 5 8	地	方グ	〉共 🖯]体:	-	ド	表都	香号
	1	4	1	5	0	0	7 5	8 8

都道府県名	神奈川県
市町村名	相模原市

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6) (7)
区分	地 目 等	特例率	行番号	宅 地 (千円)	地 等 そ の 他 (千円)	- 農 地 (千円)	土 地 計 (千円)	家屋(千円	課税標準(A) の特例率(B) (わがまち特例)) (A) (B)
措宅に域条 置用係内居 (居 第 則 の代宅 困 ¹ 第 特替用難 ³ 5 例住地区項 6	減額分に相当する課税標準額		8 5 0	12	22	32	42	52	62 64 69
のに困第法 特係 至 4 則 措代域 項 着 替内 (5	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	8 6 0					7, 123	3
置 替内(5 家家居6 屋屋住条	灰帆力に作コナる味気保平観	1/3 減額	8 7 0						

地方	公共団体コード	表番号
1 4	1 5 0 0	⁷ 5 9 ⁸

第59表 宅地等の負担調整に関する調 (法定免税点以上のもの)

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行	番	무	納税義務者	地積	決定価格	課 税 標 準 額	筆 数
		E N	11	笛	ク	(人)	(千m²)	(千円)	(千円)	(筆)
	小	負担水準1.0以上	9 0	1	0	109, 223	18, 744	³⁹ 1, 716, 392, 297	⁵⁴ 572, 130, 765	⁹ 146, 756
	,	負担水準0.95以上1.0未満	0	2	0	18, 980	3, 360	389, 558, 113	129, 852, 704	25, 559
	規	負担水準0.9以上0.95未満	0	3	0	5, 086	1,013			6,979
	//2	負担水準0.85以上0.9未満	0	4	0	4, 145	868			5, 611
	模	負担水準0.8以上0.85未満	0	5	0	2, 042	316	53, 797, 206	15, 983, 633	2, 596
	150	負担水準0.75以上0.8未満	0	6	0	60		1, 639, 414		71
	住	負担水準0.7以上0.75未満	0			44	25	4, 936, 381	1, 267, 260	55
	,	負担水準0.65以上0.7未満	0			11	2	127, 331	30, 868	15
	宇	負担水準0.6以上0.65未満	0	9	•					
	_	負担水準0.55以上0.6未満		0	•	1	0	-,		1
	用	負担水準0.5以上0.55未満		1		1	0	7, 183	1, 371	1
	/13	負担水準0.45以上0.5未満			0					
	地	負担水準0.4以上0.45未満		3						
ميار	~	負担水準0.35以上0.4未満			0					
宅	_	負担水準0.3以上0.35未満		5						
		負担水準0.25以上0.3未満	1	6	•					
	個	負担水準0.2以上0.25未満		7						
	IE	負担水準0.15以上0.2未満	1	8						
	人	負担水準0.1以上0.15未満	1	9						
		負担水準0.05以上0.1未満		0						
	$\overline{}$	負担水準0.05未満	2	1	0				_	
		計	2	2	0	139, 593				187, 644
		負担水準1.0以上		3		1, 747		,,	, ,	3, 606
	小	負担水準0.95以上1.0未満		4		431	185	, ,		714
		負担水準0.9以上0.95未満		-	0	174				323
	規	負担水準0.85以上0.9未満		-	0	152			5, 886, 414	279
	Lett-	負担水準0.8以上0.85未満	2			67				118
	俁	負担水準0.75以上0.8未満		8	_	4			22, 941	4
地	住	負担水準0.7以上0.75未満		9	_	6	Z	501, 951	129, 964	9
TE.	土	負担水準0.65以上0.7未満 負担水準0.6以上0.65未満		1						
	宅	負担水準0.55以上0.65未満			0				+	
		負担水準0.5以上0.55未満			0					
	用	負担水準0.45以上0.5未満		4	_					
	/13	負担水準0.4以上0.45未満		5						
	地	負担水準0.35以上0.4未満		6						
	_	負担水準0.3以上0.35未満		7						
	$\overline{}$	負担水準0.25以上0.3未満		8			1	1	†	
		負担水準0.2以上0.25未満		9	_					
	法	負担水準0.15以上0.2未満		0	_				i	
		負担水準0. 1以上0. 15未満	4	1	0					
	人	負担水準0.05以上0.1未満	4	2						
		負担水準0.05未満		3						
		ラ ハー シャーショル・	4	4	0	2, 581	1, 389	² 154, 673, 688	な 50,624,165	5, 053
		ĒΙ	4	4	U	2, 581	1, 389	104, 075, 088	50, 024, 105	5, 053



第59表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行	番	护	納税義務者	地積	決定価格	課税標準額	筆 数
-					_	(人)	(千m²)		(千円)	(筆)
		負担水準1.0以上	94	5	0	15, 360	2, 897	³⁹ 220, 459, 265	⁵⁴ 146, 972, 843	⁶⁹ 25, 33
	_	<u></u> 負担水準0.95以上1.0未満	4	6	0	2, 296	331	35, 561, 166	23, 707, 444	3, 75
	4.00	負担水準0.9以上0.95未満		7	0	601	85		8, 371, 798	92
	般	負担水準0.85以上0.9未満	_	8		637	98	, ,	9, 694, 988	96
		負担水準0. 8以上0. 85未満		9	0	244	23	4, 118, 914	2, 444, 657	31
	住	負担水準0.75以上0.8未満		0	0	9	1	124, 192	68, 010	1
		負担水準0.7以上0.75未満	5		0	7	1	169, 425	89, 198	-
	宅	負担水準0.65以上0.7未満		2	0	3	1	48, 488	23, 550	
	_	負担水準0.6以上0.65未満		3	0			,		
	用	負担水準0.55以上0.6未満		4	0					
	111	負担水準0.5以上0.55未満	5	5	0					
	Life	負担水準0.45以上0.5未満	5	6	0					
	地	負担水準0.4以上0.45未満	5	7	0					
		負担水準0.35以上0.4未満	5	8	0					
宅	$\overline{}$	負担水準0.3以上0.35未満	5	9	0					
		負担水準0.25以上0.3未満	6	0	0					
	個	負担水準0.2以上0.25未満	6	1	0					
		負担水準0.15以上0.2未満	6	2	0					
	人	負担水準0.1以上0.15未満	6	3	0					
		負担水準0.05以上0.1未満	6	4	0					
)	負担水準0.05未満	6	5	0					
		計	6	6	0	19, 157	3, 437	289, 015, 301	⁸ 191, 372, 488	31, 32
		 負担水準1.0以上	6	7	0	161	28	2, 325, 835	1, 550, 556	29
		負担水準0.95以上1.0未満		8		26	4	446, 891	297, 927	5
	_	負担水準0.9以上0.95未満	_	9	0	14	1	206, 554	135, 142	2
	4.00	負担水準0.85以上0.9未満		0	0	13	1	174, 479	107, 851	1
	般	負担水準0.8以上0.85未満	_	1	0	8	0	,	36, 802	1
		負担水準0.75以上0.8未満	7		0	0	0	01,010	50,002	1
	住	負担水準0.7以上0.75未満	_		0	1	0	6, 352	3, 383	
地		負担水準0.65以上0.7未満	7		0	1	0	0,002	3, 303	
	宅	負担水準0.6以上0.65未満	7		0					
		負担水準0.55以上0.6未満		6	0					
	用	負担水準0.5以上0.55未満	7		0					
		負担水準0.45以上0.5未満	7	8	0					
	地	負担水準0.4以上0.45未満		9	0					
	_	負担水準0.35以上0.4未満	_	0	0					
	_	負担水準0.3以上0.35未満	8		0					
	, ,	負担水準0.25以上0.3未満	8	2	0					
	法	負担水準0.2以上0.25未満	8	3	0					
	14	負担水準0.15以上0.2未満	8	4	0					
	Į.	負担水準0.1以上0.15未満	8	5	0					
	八	負担水準0.05以上0.1未満	8	6	0					
	$\overline{}$	負担水準0.05未満	8	7	0					
		計	8	8	0	223	34	² 3, 221, 927	2, 131, 661	40
								, , , -= :	, , , ,	



第60表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行	番	号	納税義務者(人)	地 積 (千㎡)	決 定 価 格 (千円)	課税標準額(千円)	筆 数 (筆)
	商	負担水準0.7超	90	1	0	356	218	³⁹ 11, 583, 188	⁵⁴ 8, 108, 231	69 641
	業	負担水準0.65以上0.7以下	0	2	0	2, 416	1, 468	132, 585, 422		4, 371
	地	負担水準0.6以上0.65未満	0	3	0	1, 354		, ,		2, 263
	等	負担水準0.55以上0.6未満	0	4	0	529				891
	$\overline{}$	負担水準0.5以上0.55未満	0	5	0	280				522
	非	負担水準0.45以上0.5未満	0	6	0	27	5	1, 270, 965	666, 889	38
	住	負担水準0.4以上0.45未満	0	7	0					
		負担水準0.35以上0.4未満	0	8	0	1	(4, 130	1,841	1
	宅	負担水準0.3以上0.35未満	0	9	0					
	用	負担水準0.25以上0.3未満	1	0	0					
宅	地	負担水準0.2以上0.25未満	1	1	0					
		負担水準0.15以上0.2未満	1	2	0					
	/III	負担水準0.1以上0.15未満	1	3	0					
	個	負担水準0.05以上0.1未満 免担水準0.05 土港	1	4	0					
	人	負担水準0.05未満	1	5	0			N	7)	
)	計	1	6	0	4, 963	3, 064	302, 874, 233		8, 727
	商	負担水準0.7超	1	7	0	99		, ,		249
	業	負担水準0.65以上0.7以下	1	8	0	938				2, 324
	地	負担水準0.6以上0.65未満	1	9	0	758				1, 699
	等	負担水準0.55以上0.6未満	2	0	0	504		172, 927, 928		1, 366
	寺	負担水準0.5以上0.55未満	2	1	0	175				573
	$\overline{}$	負担水準0.45以上0.5未満	2	2	0	23	79	12, 260, 762	6, 580, 483	57
地	非	負担水準0.4以上0.45未満	2	3	0					
	住	負担水準0.35以上0.4未満	2	4	0					
	宅	負担水準0.3以上0.35未満	2	5	0					
	用	負担水準0.25以上0.3未満	2	6	0					
		負担水準0.2以上0.25未満	2	7	0					
	地	負担水準0.15以上0.2未満	2	8	0					
	•	負担水準0.1以上0.15未満	2		0					
	法	負担水準0.05以上0.1未満	3	0	0					
	人	負担水準0.05未満	3	1	0					
		計	3	2	0	2, 497	6, 940	هٔ 489, 694, 746	¹³ 301, 368, 080	6, 268
	160行	・ 及び320行のうち、勧告がされた特定空家等の敷地の用に供されている旧住宅用地(再掲)	3	3	0	4	(48, 441	29, 825	4



第60表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行	番	묽	納税義務者	地積	決定価格	課税標準額	筆 数
			, ,		Ĭ	(人)	(千㎡)	(千円)	(千円)	(筆)
宅	商業	負担水準0.70	93	4	0	215	99	³⁹ 7, 672, 695	⁵⁴ 5, 370, 887	69 263
	地	負担水準0.69以上0.70未満	3	5	0	1,024	602	49, 946, 355	34, 848, 929	1, 751
地	等	負担水準0.68以上0.69未満	3	6	0	355	178	, ,		586
	_	負担水準0.67以上0.68未満	3	7	0	360	173	, ,		577
	非	負担水準0.66以上0.67未満	3	8	0	402	264			678
	住	負担水準0.65以上0.66未満	3	9	0	322	152			516
負	宅	負担水準0.64以上0.65未満	4	0	0	283	129	, ,		425
	用	負担水準0.63以上0.64未満	4			272	195	, ,		
担	地	負担水準0.62以上0.63未満	4			299		, ,		
15	•	負担水準0.61以上0.62未満	4	3		240				394
水	個	負担水準0.60超0.61未満	4	4	0	155	100	,,		249
//	人	負担水準0.60	4	5	0	189	126	12, 352, 325	7, 411, 395	260
準		計	4	6	0	4, 116	2, 334			
	商	負担水準0.70	4	7	0	84	47			121
0	業	負担水準0.69以上0.70未満	4	8	0	375	366			
	地	負担水準0.68以上0.69未満	4	9	0	144	147			329
6	等	負担水準0.67以上0.68未満	5	0	0	185	164			391
		負担水準0.66以上0.67未満	5	1	0	179		, ,		365
5	非	負担水準0.65以上0.66未満	5	2		151	103	, ,		
	住	負担水準0.64以上0.65未満		3		153	165			293
0	宅	負担水準0.63以上0.64未満	5	4	0	124	121			
	用	負担水準0.62以上0.63未満	5	5	0	157	343			382
7	地	負担水準0.61以上0.62未満	5	6	0	131	162	, ,		271
'	2/4-	負担水準0.60超0.61未満	5	7	0	100	398	, ,		237
\smile	法	負担水準0.60	5	8	0	175	380	23, 187, 301	13, 913, 018	261
		計	5	9	0	1, 958	2, 602	214, 895, 709	138, 963, 095	4, 023



第60表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行	番	巾	納税義務者	地積	決定価格	課税標準額	筆 数
		<u> </u>	11	田	ク	(人)	(千m²)	(千円)	(千円)	(筆)
全	\$	本則による課税がなされたもの(負担水準1.0以上)	⁹ 6	0	0	126, 491	22, 638	³⁹ ₂ , 030, 431, 215	⁵⁴ 751, 072, 103	175, 989
	-	引き下げ(負担水準0.7超)による課税がなされたもの	6	1	0	455	279	15, 670, 431	10, 969, 301	890
坩	1	住宅用地以外の宅地において負担水準0.6以上0.7以下	6	2	0	5, 466	4, 936	433, 816, 310		10, 657
76	_	上記以外で負担水準0.2未満を除いたもの	6	3	0	36, 602	11, 349	1, 213, 498, 044	506, 041, 954	51, 882
計	L	負担水準0.2未満	6	4	0	0	0	0	0	0
р		計	6	5	0	169, 014	[‡] 39, 202	² 3, 693, 416, 000	^t 1, 551, 256, 819	239, 418
	宅	負担水準0.7超	6	6	0	544		7, 805, 621		872
	七	負担水準0.65以上0.7以下	6	7	0	3, 609	1, 314	96, 619, 837		5, 842
	地	負担水準0.6以上0.65未満	6	8	0	2,696	911	93, 235, 166		3, 928
そ		負担水準0.55以上0.6未満	6	9	0	903		36, 289, 097		1, 463
_	比	負担水準0.5以上0.55未満	7	0	0	532	192	31, 314, 647		798
	淮	負担水準0.45以上0.5未満	7	1	0	114		5, 273, 773		154
		負担水準0.4以上0.45未満	7	2	0	12		95, 451		12
	土	負担水準0.35以上0.4未満	7	3	0	46		322, 781		57
の	ᅫᆈ	負担水準0.3以上0.35未満	7	4	0	126		1, 357, 556		177
	地	負担水準0.25以上0.3未満	7	5	0	20	11	457, 987		29
		負担水準0.2以上0.25未満	7	6	0	2	0	1,824		2
		負担水準0.15以上0.2未満	7	7	0	1	0	7, 158	1, 789	1
他	個	負担水準0.1以上0.15未満	7	8						
	Y	負担水準0.05以上0.1未満	7	9	0					
		負担水準0.05未満	8	0	0					
)	計	8	1	0	8, 605	3, 063	272, 780, 898	172, 308, 872	13, 335

地	方公	共[団体	コー	ド	表番	子
1	4	1	5	0	0	⁷ 6	18

第61表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

 都 道 府 県 名
 神奈川県

 市 町 村 名
 相模原市

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5	i)
		区	行	番	므	納税義務者	地 積	決定価格	課税標準額	筆	数
		<u>Δ</u>	1 J	笛	ケ	(人)	(千m²)	(千円)	(千円)		(筆)
	宅	負担水準0.7超	90	1	0	12 68	24 32	³⁹ 1, 270, 870	⁵⁴ 889, 609	69	1803
		負担水準0.65以上0.7以下	0	2	0	471	359	29, 379, 302	19, 949, 591		1,460
	地	負担水準0.6以上0.65未満		3		376	507	35, 506, 033	21, 844, 549		1, 421
	比	負担水準0.55以上0.6未満	0	4	0	179	241	15, 702, 510	9, 421, 506		740
	70	負担水準0.5以上0.55未満	0	5	0	94	156	16, 505, 900	9, 438, 575		476
	準	負担水準0.45以上0.5未満	0	6	0	24	87	11, 140, 627	5, 846, 991		166
	+:	負担水準0.4以上0.45未満	0	7	0	1	2	485, 134	236, 293		5
	1 -	負担水準0.35以上0.4未満	0	8	0	7	29	1, 264, 758	551,003		56
そ	地	負担水準0.3以上0.35未満	0	9	0	7	30	562, 223	210, 105		43
_		負担水準0.25以上0.3未満	1	0	0	1	0	3, 909	1, 318		1
	$\overline{}$	負担水準0.2以上0.25未満	1	1	0	3	4	105, 687	27, 829		4
	法	負担水準0.15以上0.2未満	1	2	0	2	4	107, 867	26, 966		10
		負担水準0.1以上0.15未満	1	3	0						
		負担水準0.05以上0.1未満	1	4	0						
	$\overline{}$	負担水準0.05未満	1		0						
		計	1	6		1, 233	1, 451	112, 034, 820	68, 444, 335		4, 555
		負担水準1.0以上	1	7	0	263	110	4,650	4,650		403
		負担水準0.95以上1.0未満	1	8	0						
の	宅	負担水準0.9以上0.95未満	1	9							
	-以	負担水準0.9以上0.95未満 負担水準0.85以上0.9未満 負担水準0.8以上0.85未満	2								
		兵造水平0.0次上0.00水间		1	0						
	地	負担水準0.75以上0.8未満	2								
	- 41	負担水準0.7以上0.75未満	2								
	71	負担水準0.65以上0.7未満	2	4							
	Lla	負担水準0.6以上0.65未満		5							
		負担水準0.55以上0.6未満	2	6							
	の	負担水準0.5以上0.55未満	2								
,,		負担水準0.45以上0.5未満	2								
他	準	負担水準0.4以上0.45未満	2								
		負担水準0.35以上0.4未満		0							
		負担水準0.3以上0.35未満 負担水準0.25以上0.3未満	3		0						
	土	負担水準0.2以上0.25未満		3							
		各把大维0.15以10.0七进	3		0						
	Life	負担水準0.10以上0.2不個 負担水準0.1以上0.15丰港		5							
	地型	負担水準0.15以上0.15未満 負担水準0.05以上0.15未満 負担水準0.05以上0.1未満		6							
		負担水準0.05未満	3		0						
		責担水平0.00水個 計		8		263	110	4,650	4,650		403
-		本則による課税がなされたもの(負担水準1.0以上)		9		126, 754	22, 748	-,	751, 076, 753	1	176, 392
l .		引き下げ(負担水準0.7超)による課税がなされたもの		0		1, 067	486	24, 746, 922	17, 322, 844		1, 935
2	ì	住宅用地以外の宅地及び宅地比準土地において負担水準0.6以上	4		0	12, 618	8, 027	688, 556, 648	448, 464, 593		23, 308
		上記以外で負担水準0.2未満を除いたもの		2	0	38, 673		1, 334, 381, 908	575, 121, 731		56, 065
計	ŀ	負担水準0.2未満		3		3		115, 025	28, 755		11
1 ~		計	4	4	0	179, 115	⁶ 43, 826	4, 078, 236, 368	1, 792, 014, 676	\$ 9	257, 711
		KI.			Ĭ	1,0,110	10, 320	-, 0.0, 200, 000	-, 2, . 11, . 10		, , , 11



第61表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行	番	巾	納税義務者	地 積	決定価格	課税標準額	筆 数
		<u>Б</u>	11	笛	ク	(人)	(千㎡)	(千円)	(千円)	(筆)
	宅	負担水準0.70	94	5	0	321	104	³⁹ 5, 937, 357	⁵⁴ 4, 156, 150	⁶⁹ 3 ⁸ 91
そ	地	負担水準0.69以上0.70未満	4	6	0	1, 215	376	23, 752, 289	16, 568, 697	1, 848
Ø)	_	負担水準0.68以上0.69未満	4	7	0	654	214	15, 648, 626	10, 715, 185	931
0)	比	負担水準0.67以上0.68未満	4	8	0	618	199	15, 253, 676	10, 293, 326	839
他	準	負担水準0.66以上0.67未満		9		670	202	16, 640, 726	11, 063, 020	896
ILE	+:	負担水準0.65以上0.66未満	5	0	0	688	219	19, 387, 163	12, 695, 925	937
		負担水準0.64以上0.65未満	5	1	0	544	161	15, 594, 258	10, 062, 850	724
	地	負担水準0.63以上0.64未満		2		516	175	16, 761, 971	10, 642, 530	691
負	$\overline{}$	負担水準0.62以上0.63未満	5	3	0	574	176	17, 847, 965	11, 155, 311	747
	個	負担水準0.61以上0.62未満	5	4	0	532	161	16, 793, 835	10, 332, 461	707
担		負担水準0.60超0.61未満		5		344	113	12, 357, 310	7, 482, 741	456
	人	負担水準0.60	5	6	0	456	125	13, 879, 827	8, 328, 796	603
水		計	5	7	0	7, 132	2, 225	189, 855, 003	123, 496, 992	9, 770
進	宅	負担水準0.70	5	8	0	56	20	1, 118, 448	782, 914	92
1	_	負担水準0.69以上0.70未満	5	9	0	184	99	10, 859, 691	7, 557, 171	459
0	地	負担水準0.68以上0.69未満	6	0	0	92	22	1, 850, 829	1, 268, 338	133
	比	負担水準0.67以上0.68未満	6	1	0	99	64	4, 653, 439	3, 140, 472	285
6	準	負担水準0.66以上0.67未満		2		97	103	6, 868, 230	4, 563, 517	284
	土:	負担水準0.65以上0.66未満	6	3	0	90	51	4, 028, 665	2, 637, 179	207
5		負担水準0.64以上0.65未満		4		95	45	4, 045, 841	2, 613, 516	188
	地	負担水準0.63以上0.64未満		5		86	32	3, 045, 350	1, 928, 151	144
0	_	負担水準0.62以上0.63未満	6	6	0	86	80	6, 594, 060	4, 126, 150	334
7	法	負担水準0.61以上0.62未満		7		74	36	3, 327, 124	2, 049, 302	221
i '		負担水準0.60超0.61未満		8		54	130	5, 844, 404	3, 537, 762	329
)		負担水準0.60	6	9	0	76	184	12, 649, 254	7, 589, 668	205
)	計	7	0	0	1, 089	866	64, 885, 335	41, 794, 140	2, 881

第61表450行から第61表500行は第60表670行の、第61表510行から第61表560行は第60表680行の、第61表580行から第61表630行は第61表020行の、第61表640行から第61表690行は第61表030行の内数として記載すること(納税義務者数は一致しないことがある)。

地フ	5公	共団	体=	ı —	3	表番	号
1	4	1	5	0	0	⁷ 6	28

第62表 農地の負担調整に関する調 (法定免税点以上のもの)

								(1)			(2)		(3)			(4)			(5)
		区	分	行	番	早	納	税義	務 者	地	積	決	定定	西 格	課	悦 標 準	額	筆	数
			Л	11	Ħ	b			(人)		(千m²)			(千円)		(千	円)		(筆)
	本則	川による(価格の3分の2	2) 課税がなされたもの	90	1	0	12			24		39			54			69	8
_		負担調整率1,025	負担水準0.95以上1.0未満	0	2	0													
		只压闹走十1.020	負担水準0.9以上0.95未満	0	3	0													
般		負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	0	4	•													
		只压闹走十1.00	負担水準0.8以上0.85未満	0	5	0													
市		負担調整率1,075	負担水準0.75以上0.8未満	0		0													
111		只压闹走十1.000	負担水準0.7以上0.75未満		7	0													
			負担水準0.65以上0.7未満			0													
街			負担水準0.6以上0.65未満	0	_	0													
	上		負担水準0.55以上0.6未満	1		0													
化	記		負担水準0.5以上0.55未満	1		0													
16	以		負担水準0.45以上0.5未満	1	2	0													
	外		負担水準0.4以上0.45未満	1	3														
区		負担調整率1.10	負担水準0.35以上0.4未満	1		0													
		只远阴亚十1.10	負担水準0.3以上0.35未満	1	5	0													
域			負担水準0.25以上0.3未満	1	6	0													
-3/4			負担水準0.2以上0.25未満	1	7	0													
			負担水準0.15以上0.2未満	1	8	0													
農			負担水準0.1以上0.15未満	1	9	0													
			負担水準0.05以上0.1未満	2	0	0													
地			負担水準0.05未満	2	1	0													
_			計	2	2	0	ゆ		0	よ	0	6		0	b		0	る	
	本則	川による課税がなされた	きもの	2	3	0													
		負担調整率1,025	負担水準0.95以上1.0未満	2	4	0													
		貞追嗣董平1,025	負担水準0.9以上0.95未満	2	5	0													
_		負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	2	6	0													
介		貝里們選平1.03	負担水準0.8以上0.85未満	2	7	0													
		負担調整率1,075	負担水準0.75以上0.8未満	2	8	0													
		東延朔至平1,073	負担水準0.7以上0.75未満	2	9	0													
			負担水準0.65以上0.7未満	3	0	0													
在			負担水準0.6以上0.65未満	3	1	0													
-	上		負担水準0.55以上0.6未満	3	2	0													
	記		負担水準0.5以上0.55未満	3	3	0													
	以		負担水準0.45以上0.5未満	3	4	0													
	外		負担水準0.4以上0.45未満	3	5	0													
農		△和那較 蒙1 10	負担水準0.35以上0.4未満	3	6	0													
		負担調整率1.10	負担水準0.3以上0.35未満	3	7	0													
			負担水準0.25以上0.3未満	3	8	0													
			負担水準0.2以上0.25未満	3	9	0													
地			負担水準0.15以上0.2未満	4	0	0													
뜨			負担水準0.1以上0.15未満	4	1	0													
			負担水準0.05以上0.1未満	4	2	0													
			負担水準0.05未満	1 .			1			1		1			1				
			貝担小牛0.03木個	4	3	0													

$\begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	地方な	:共団体コード	表番号
	1 4	1 5 0 0	⁷ 6 2 ⁸

第62表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

						(1)		(2)		(3)	(4)	((5)
		区	分	行 番	号	納税義務(人		地 積 (千㎡)	決	定価格(千円)	課税標準額(千円)	筆	数 (筆)
	本則	川による課税がなされた	<i>₹</i> ∅	⁹ 4 5	0	12	548	24 999	39	61, 832	E4	69	1,41
		負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	4 6	0								
		貝担調電平1.025	負担水準0.9以上0.95未満	4 7	0								
		負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満		0								
		双四脚走中1.00	負担水準0.8以上0.85未満		0								
		負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	5 0	•								
		71,10,10 T. 11,010	負担水準0.7以上0.75未満		0								
般			負担水準0.65以上0.7未満	5 2									
/IX	١. ا		負担水準0.6以上0.65未満		0								
	上		負担水準0.55以上0.6未満		0								
	記以		負担水準0.5以上0.55未満 負担水準0.45以上0.5未満		0								
	外外		負担水準0.4以上0.45未満	5 7	0								
農	71		負担水準0.35以上0.45木個 負担水準0.35以上0.4未満	5 8	-								
		負担調整率1.10	負担水準0.3以上0.35未満	5 9	0								
			負担水準0.25以上0.3未満		0								
			負担水準0.2以上0.25未満		0								
地			負担水準0.15以上0.2未満	6 2	-								
TE.			負担水準0.1以上0.15未満		0								
			負担水準0.05以上0.1未満	6 4	0								
			負担水準0.05未満	6 5	0								
		I	計	6 6	0		548	999		61, 832	61, 832		1,
	本則	川による課税がなされた	5 0	6 7	0		548	999		61, 832	61, 832		1,
			負担水準0.95以上1.0未満	6 8	0		0	0		0	0		
		負担調整率1.025	負担水準0.9以上0.95未満	6 9	0		0	0		0	0		
			負担水準0.85以上0.9未満	7 0	0		0	0		0			
		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.85未満	7 1	0		0	0		0			
			Z 11 11 Z 1		0			0			-		
		負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満		-		0			0			
^			負担水準0.7以上0.75未満	7 3	0		0	0		0			
合			負担水準0.65以上0.7未満	7 4	0		0	0		0			
			負担水準0.6以上0.65未満	7 5	0		0	0		0	-		
	Ŀ.		負担水準0.55以上0.6未満	7 6	0		0	0		0	0		
	記		負担水準0.5以上0.55未満	7 7	0		0	0		0	0		
	以		負担水準0.45以上0.5未満	7 8	0		0	0		0	0		
	外		負担水準0.4以上0.45未満	7 9	0		0	0		0	0		
		7 10 → 10 → 10 → 10 → 10 → 10 → 10 → 10	負担水準0.35以上0.4未満	8 0	0		0	0		0	0		
		負担調整率1.10	負担水準0.3以上0.35未満	8 1	0		0	0		0	0		
計			負担水準0.25以上0.3未満	8 2	0		0	0		0	-		
			負担水準0.2以上0.25未満	8 3	0		0	0		0			
			負担水準0.15以上0.2未満	8 4	0		0	0		0			
			2 11 11 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		-		0	0		0	-		
			負担水準0.1以上0.15未満	8 5	0						-		
			負担水準0.05以上0.1未満	8 6	0		0	0		0	-		
			負担水準0.05未満	8 7	0		0	0	Z	0		±.	
			計	8 8	0		548	n 999	ろ	61,832	61, 832	2	1,4